

米原町内中世城館跡分布調査報告書

2006.3

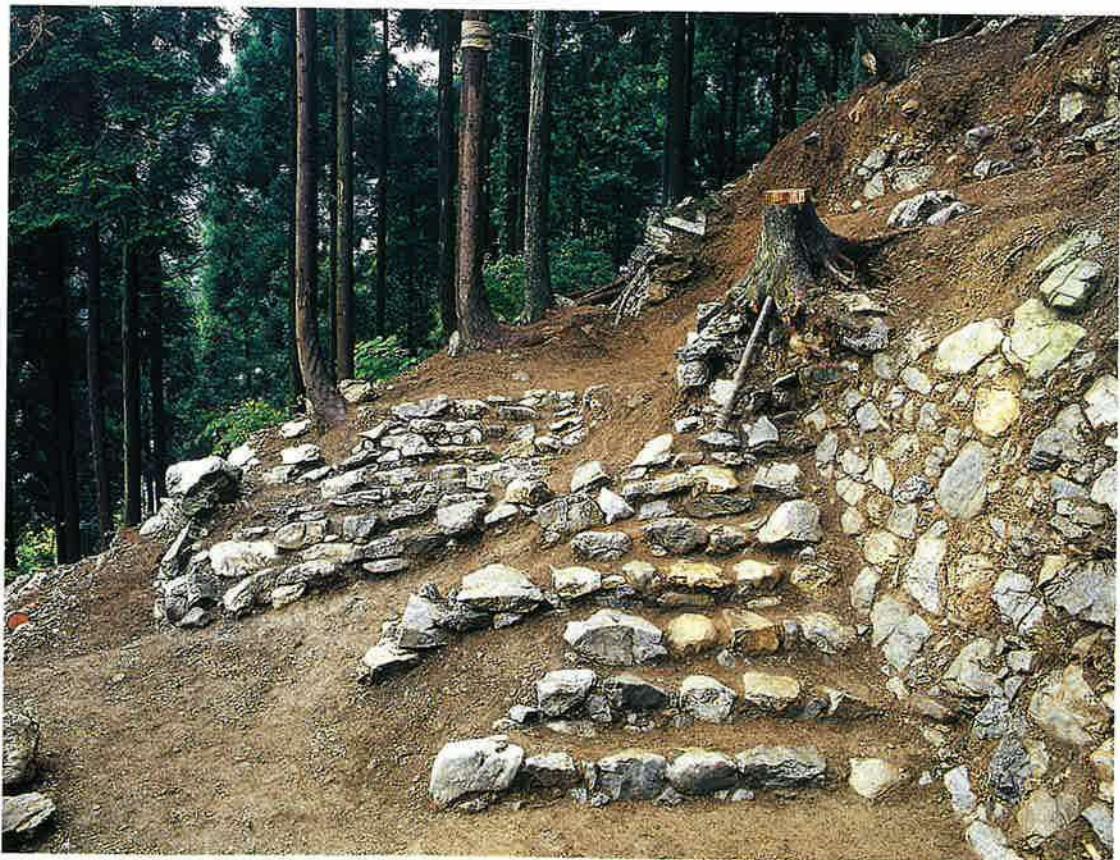
米 原 市 教 育 委 員 会



鎌刃城跡主郭虎口SB02



鎌刃城跡主郭虎口前面石垣SA02



鎌刃城跡主郭虎口前面石垣SA02と石段



鎌刃城跡出土遺物(貿易陶磁)



鎌刃城跡出土遺物(國產陶器)



太尾山城南城跡曲輪Ⅱ礎石建物SB02（北より）



太尾山城南城跡曲輪Ⅱ溝SD01内土師器皿出土状況

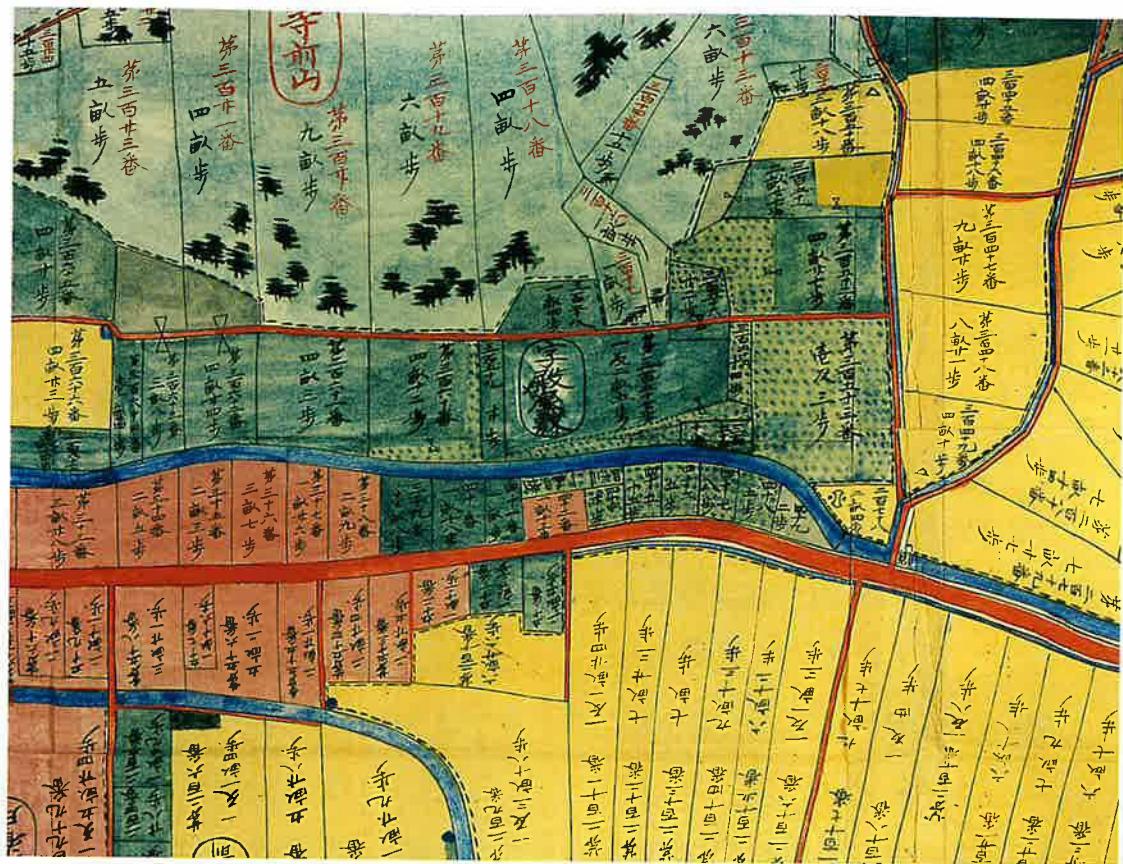


太尾山城北城跡曲輪Ⅰ 磁石建物SB03（北より）



太尾山城北城跡曲輪Ⅱ 磁石建物SB04（北西より）

口 絵 六



番場村地券取調総絵図（明治六年）



朝妻筑摩村地券取調縮図（明治五～十一年頃）

序

米原市は平成17年2月14日に滋賀県坂田郡山東町、伊吹町、米原町が合併し、さらに平成17年10月1日に、坂田郡近江町と合併して誕生した新しい市であります。

その市域はおおよそ律令によって定められた近江国坂田郡に相当し、古く縄文時代よりの人々の営みが発掘調査によって明らかにされています。近江の最高峰伊吹山の恵みと、母なるみずうみ琵琶湖の恵みが人々を古くからこの地に住まわせたのでしょう。

中世には湖南と湖北の境目として多くの山城が構えられ、六角氏や京極氏、浅井氏の興亡の舞台となりました。

さて、本書は旧米原町域に築かれた中世城館跡の分布調査の報告書であり、8カ年におよぶ調査の結果をまとめたものであります。とりわけ鎌刃城跡では発掘調査も実施し、石垣や礎石建物、枱形虎口の検出など、それまでの土作りの戦国の城のイメージを一新する遺構が検出されました。こうした調査成果は戦国時代のわが国の城郭を考えるうえで実に重要な遺構であるということから平成17年3月には国史跡に指定されました。

本報告には鎌刃城跡の発掘調査成果も掲載しております。こうした調査成果が今後の戦国時代の城館研究の一助になれば幸甚です。

最後になりましたが、調査にご協力賜りました関係各機関に対しまして深謝いたします。

平成18年3月25日

米原市教育委員会

教育長 瀬 戸 川 恒 雄

例　　言

1. 本書は平成10年より17年にかけて米原町教育委員会が実施した米原町内に所在する中世城館跡の分布調査報告書である。

2. 調査の体制は下記の通りである。

米原町教育委員会[平成10～16年度]

教　育　長　力石　四郎(平成10～11年度)

　　山岡　輝彦(平成12～16年度)

社会教育課長　本田　正春(平成10～12年度)

　　藤原　幸子(平成13年度)

生涯学習課長　中嶌　正壽(平成14～15年度)

　　中井　均(平成16年度)

参　　事　中井　均(平成15年度)

課　長　補　佐　中井　均(平成12～14年度)

課長補佐心得　中井　均(平成10～11年度)

主　　任　池田　仁(平成10～11年度)

主　　任　服部　幸治(平成16年度)

　　吉田　豊(平成13～15年度)

主任技師　土井　一行(平成11～15年度)

主　　事　吉田　豊(平成12年度)

　　藪田　朋宏(平成16年度)

　　高畠　光昭(平成16年度)

技　　師　土井　一行(平成10年度)

調　查　員　早川　圭(滋賀県立大学大学院生)

調査補助員　酒井　康介、泉　幸治、安藤　圭祐

調査作業員　番場区の皆様、米原町シルバー人材センター

3. 遺物の整理、実測等に関しては、早川圭を中心に、的場育代、世一みゆき、佐野絵梨香、杉原宏太、谷川真知子、東郷実香でおこなった。

4. 遺物の写真撮影は、寿福写房の寿福滋氏を煩わせた。
5. 本書の執筆は第3章第2節第2項2 (2) 北城跡の検出遺構、同第2項3 (2) 北城跡を高畠光昭が、他を中井均がおこない、編集を中井がおこなった。
6. 本書をまとめるにあたって、下記の方々よりご指導、ご助言を賜った。記して感謝の意を表するものである。

村田修三(大阪大学名誉教授)、三浦正幸(広島大学)、高橋美久二(滋賀県立大学)、木戸雅寿(財・滋賀県文化財保護協会)、加藤理文(財・静岡県文化財調査研究所)、松井一明(袋井市教育委員会)、山上雅弘(兵庫県教育委員会)、高田 徹(城郭談話会)、松田直則(高知県教育委員会)、太田浩司(市立長浜城歴史博物館)、高橋順之(伊吹町教育委員会)、桂田峰男(山東町教育委員会)、宮崎幹也(近江町教育委員会)、松下 浩(滋賀県立安土城郭調査研究所)、大沼芳幸(滋賀県教育委員会)、伊藤正義、磯村幸男(文化庁)

7. 調査記録および出土品は、米原市教育委員会で保管している。

目 次

口 絵

序

例 言

第 1 章 地理的環境と歴史的環境	1
第 2 章 調査の経緯	3
第 3 章 発掘調査の成果	6
第 1 節 鎌刃城跡	6
第 1 項 鎌刃城跡の歴史と構造	6
1. 鎌刃城跡の歴史	6
2. 鎌刃城跡の構造	10
第 2 項 発掘調査の成果	11
1. 調査経過	11
2. 検出した遺構	11
3. 出土遺物	31
4. 調査のまとめ	37
第 2 節 太尾山城跡	38
第 1 項 太尾山城跡の歴史と構造	38
1. 太尾山城跡の歴史	38
2. 太尾山城跡の構造	39
第 2 項 発掘調査の成果	41
1. 調査経過	41
2. 検出した遺構	42
(1) 南城跡の検出遺構	42
(2) 北城跡の検出遺構	43
3. 出土遺物	47
(1) 南城跡	47
(2) 北城跡	48
4. 調査のまとめ	50
第 4 章 分布調査の成果	51
1. 平野館跡	51
2. 福島城跡	52
3. 菖蒲嶽城跡	53

4. 朝妻城跡	55
5. 磯山城跡	57
6. 樋口城跡	59
7. 門根城跡	60
8. 殿屋敷遺跡	61
9. 番場城跡	63
10. 地頭山城跡	65
11. 上野館跡	67
12. 醒井城跡	68
13. 醒井神籠石様列石	69
14. 枝折城跡	70
15. 丹生堂山(松尾山)砦跡	72
第5章 調査のまとめ	74
史料集	—

挿 図 目 次

第1図	米原市位置図	1
第2図	米原町内中世城館跡分布図	4~5
第3図	鎌刃城跡地形測量図	12
第4図	鎌刃城跡遺構測量図	13
第5図	鎌刃城跡主郭トレント配置図	14
第6図	鎌刃城跡主郭礎石建物SB01実測図	15
第7図	鎌刃城跡主郭石塁SA01・SX01実測図	17~18
第8図	鎌刃城跡主郭虎口S B 02実測図	17~18
第9図	鎌刃城跡北一V曲輪虎口SB03実測図	17~18
第10図	鎌刃城跡主郭石塁SA01城外側中央トレントで検出した石垣実測図	21~22
第11図	鎌刃城跡主郭石塁SA01城外側中央トレント断面図と堀切状遺構の石垣実測図	21~22
第12図	鎌刃城跡主郭石塁SA01城外側東トレントで検出した石垣南東隅部実測図	21~22
第13図	鎌刃城跡主郭石塁SA01城外側西トレントで検出した石垣南西隅部実測図	21~22
第14図	鎌刃城跡主郭虎口前面石垣SA02平面・立面実測図	23
第15図	鎌刃城跡南-I曲輪堀切断面図	25
第16図	鎌刃城跡北-V、北-VI曲輪トレント配置図	26
第17図	鎌刃城跡北-V、北-VI曲輪で検出されたSB03・SB04・SB05実測図	27~28
第18図	鎌刃城跡北-VI曲輪礎石建物SB04実測図	29~30
第19図	鎌刃城跡北-VI曲輪通路遺構SB04実測図	29~30
第20図	鎌刃城跡北-V、北-VI曲輪南辺石垣実測図	29~30
第21図	鎌刃城跡出土遺物実測図（貿易陶磁・国産陶磁）	31
第22図	鎌刃城跡出土遺物実測図（国産陶器）	32
第23図	鎌刃城跡出土遺物実測図（土師器皿）	33
第24図	鎌刃城跡出土遺物実測図（石製品・金属器・錢貨）	34
第25図	鎌刃城跡出土遺物実測図（鉄釘1）	35
第26図	鎌刃城跡出土遺物実測図（鉄釘2）	36
第27図	鎌刃城跡出土遺物実測図（鉄釘3）	37
第28図	太尾山城跡概要図	40
第29図	太尾山城南城跡トレント配置図	41
第30図	太尾山城南城跡曲輪I礎石建物SB01実測図	42
第31図	太尾山城南城跡曲輪II礎石建物SB02実測図	43
第32図	太尾山城北城跡曲輪Iトレント配置図	45
第33図	太尾山城北城跡曲輪I礎石建物SB03実測図	45
第34図	太尾山城北城跡北-II曲輪遺構全体図	46
第35図	太尾山城北城跡北-II曲輪礎石建物SB04実測図	46
第36図	太尾山城南城跡出土遺物実測図	47
第37図	太尾山城北城跡出土遺物実測図	49

第38図 梅ヶ原村地籍図（明治十四年～二十一年頃）福島城跡付近	52
第39図 菖蒲嶺城跡概要図	54
第40図 朝妻村地籍図（明治五～十一年頃）朝妻城跡付近	56
第41図 磯山城跡概要図	58
第42図 番場村地籍図（明治六年）殿屋敷付近	62
第43図 番場城跡概要図	64
第44図 地頭山城跡概要図	66
第45図 醍井城跡推定地概要図	68
第46図 枝折城跡概要図	71
第47図 丹生堂山（松尾山）砦跡推定地概要図	73

図版目次

- 図版 1 (1)鎌刃城跡遠望
(2)鎌刃城絵図(『阪田郡番場村誌』明治十四年)
- 図版 2 (1)鎌刃城跡主郭石垣SA01南東隅部
(2)鎌刃城跡主郭石垣SA01南西隅部
- 図版 3 鎌刃城跡主郭虎口前面石垣SA02と石段
- 図版 4 (1)鎌刃城跡主郭虎口前面石垣SA02と埋土の堆積状況
(2)鎌刃城跡主郭虎口前面石垣SA02と石段
- 図版 5 (1)鎌刃城跡主郭礎石建物SB01
(2)鎌刃城跡主郭南端石壘SA01の城内側石垣と石段SX01
- 図版 6 (1)鎌刃城跡主郭南端石壘SA01の城外側石垣
(2)鎌刃城跡主郭南端石壘SA01の城外側石垣(右)と堀切状遺構の石垣(左)
- 図版 7 (1)鎌刃城跡北-V曲輪虎口SB03
(2)鎌刃城跡北-VI曲輪礎石建物SB04
- 図版 8 (1)鎌刃城跡北-VI曲輪通路状遺構SB05の閉塞状況
(2)鎌刃城跡北-VI曲輪通路状遺構SB05と埋土断面
- 図版 9 (1)鎌刃城跡北-VI曲輪通路状遺構SB05(城外より)
(2)鎌刃城跡北-VI曲輪通路状遺構SB05(城内より)
(3)鎌刃城跡北-VI曲輪通路状遺構SB05(城内より)
- 図版 10 (1)鎌刃城跡出土遺物(貿易陶磁)
(2)鎌刃城跡出土遺物(国産陶器)
- 図版 11 (1)鎌刃城跡出土遺物(壺・甕)
(2)鎌刃城跡出土遺物(擂鉢・陶製品)
- 図版 12 (1)鎌刃城跡出土遺物(土師器皿1)
(2)鎌刃城跡出土遺物(土師器皿2)
- 図版 13 (1)鎌刃城跡出土遺物(石製品)
(2)鎌刃城跡出土遺物(金属器)
- 図版 14 (1)鎌刃城跡出土遺物(錢貨)
(2)鎌刃城跡出土遺物(鉄釘1)
- 図版 15 (1)鎌刃城跡出土遺物(鉄釘2)
(2)鎌刃城跡出土遺物(鉄釘3)
- 図版 16 (1)鎌刃城跡出土遺物(鉄釘4)
(2)鎌刃城跡出土遺物(木製品・漆器)
- 図版 17 (1)太尾山城南城跡主郭礎石建物SB01
(2)太尾山城南城跡曲輪Ⅱ礎石建物SB02
- 図版 18 (1)太尾山城南城跡曲輪Ⅱ礎石建物SB01と溝SD01
(2)太尾山城南城跡曲輪ⅡSB02の礎石
- 図版 19 (1)太尾山城北城跡曲輪Ⅰ石列と礎石建物SB03(東から)
(2)太尾山城北城跡曲輪Ⅱ礎石建物SB04(西から)

- 図版 20 (1)太尾山城北城跡曲輪Ⅱ石列と礎石(北から)
(2)太尾山城北城跡曲輪Ⅱ礎石配置状況(西から)
(3)太尾山城南城跡出土遺物
- 図版 21 (1)太尾山城北城跡出土遺物1
(2)太尾山城北城跡出土遺物2
- 図版 22 (1)地頭山城跡現況(土墨)
(2)地頭山城跡からの眺望(中央が中山道)
- 図版 23 (1)朝妻城跡現況
(2)枝折城跡現況(土墨)
- 図版 24 (1)門根村地券惣絵図(明治六年)
(2)梅ヶ原村地位等級縮図(明治十四年)

第1章 地理的環境と歴史的環境

米原町は滋賀県の東北部に所在する坂田郡の南部に位置しており、北は天野川を隔てて近江町および山東町に接し、西は琵琶湖に面し、南は靈仙山から西方摺針峠に至る山々を隔てて彦根市および犬上郡多賀町に、東は靈仙山から北方阿弥陀ヶ岳に至る山々を境として山東町、岐阜県養老郡に連なっている。その町域は東西12.79m、南北7.37m、面積42.82km²で、帯状に東西に延び、東南部は鈴鹿山系に連なる靈仙山を主峰とする広大な林地を背景に、西は琵琶湖に面して平坦肥沃な穀倉地帯が展開している。

米原町の地形は、東部は靈仙山(標高1,084m)を主とするカルスト山地で特有の地形を示し、その北側は岐阜県関ヶ原から続く地溝帯の一部で、天野川がこれに沿って谷を開き、西部では湖岸にかなり広い平野が形成されている。全体的には、町南東部の山地部、天野川両岸部や和佐川流部にみられる扇状地性低地部、琵琶湖に面する平野部のそれぞれ特色のある三地域に大きく区分することができる。

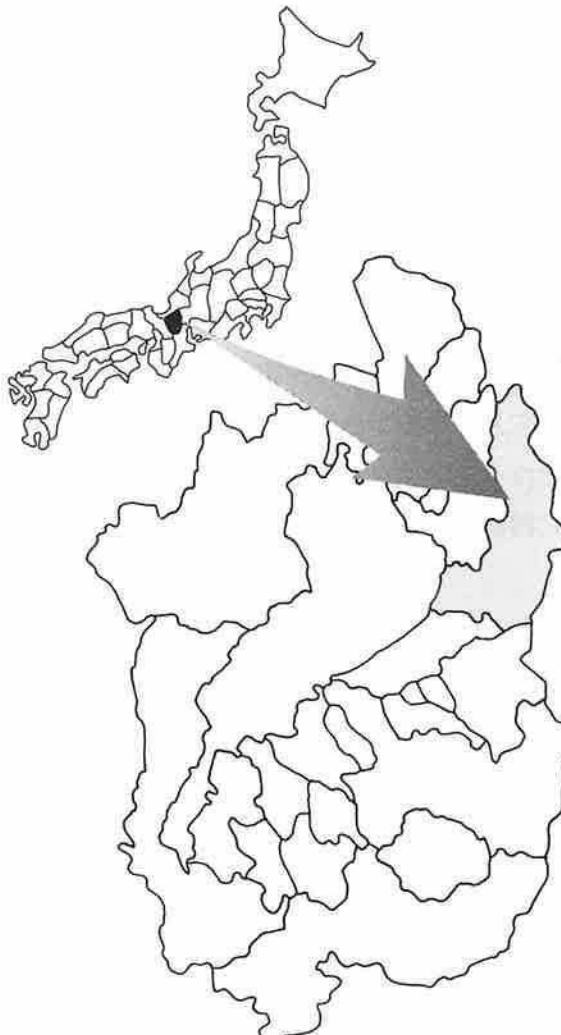
山地部は靈仙山をはじめとする鈴鹿山系に連なり、このうち丹生川の上流部の起伏が最も大きく、靈仙山より発する宗谷川によって醒井峡谷が形成されている。また菜種川中流の山地部で、町域が最もくびれている。

扇状地性低地部には東海道本線や国道21号線などの重要な国土幹線が走っており、山東町長岡から西流する天野川に沿って狭長な田畠と集落が発達している。

琵琶湖に面した平野部は、干拓地と天野川の沖積地からなっている。

歴史的には磯山城遺跡から縄文時代早期の押型紋土器が大量に出土しており、滋賀県下でも最も早く人々の定住した場所のひとつである。また、筑摩佃遺跡からは中期の河童形土偶が出土している。山間部では醒井の三大寺遺跡で晩期の合口甕棺が検出されている。

弥生時代では立花遺跡から前期の壺、甕が出土しており、なかには東海系の土器も認められている。なお、この立花遺跡は中期に玉造りを行っており、原石や製作途中の玉類も



第1図 米原市位置図

多量に出土している。

古墳時代では集落跡として入江内湖遺跡がある。周囲約8kmの入江内湖からはほぼ全域から縄文～平安時代前期の遺物が出土している。とりわけ入江内湖遺跡行司町地区からは古墳時代の木製品が多量に出土している。一方古墳については横穴式石室が完存する下丹生古墳をはじめ醒井の片山古墳群、枝折の塚原古墳群、河南の石渕山古墳群などが町東部に点在しているが、これらは息長丹生真人一族を葬った古墳と考えられる。また、磯山山麓には磯崎古墳群が位置しており海人の奥津城と見られる。

白鳳時代には枝折に三大寺廃寺が建立された。その位置から息長丹生真人一族の氏寺と考えられる。平安時代には湖岸部分に宮内省大膳職筑摩御厨が設置され、宮中へ貢賜していた。その厨長が息長氏であったことは注目される。

中世には町域に朝妻庄、富永庄、小野庄、箕浦庄などが成立。箕浦庄へは承久変後に西遷御家人として土肥氏が地頭として下向し、蓮華寺の再興に尽力した。また、元弘三年(1333)鎌倉へ敗走する六波羅探題北条仲時一行が蓮華寺において自害している。鎌倉中期以降は佐々木氏の庶流である京極氏が江北の守護となり、その根本被官として堀氏や樋口氏が土肥氏に代わって町域を支配した。堀氏や樋口氏は戦国時代には京極氏に代わり浅井氏の臣として、さらには織田信長の臣となった。

江戸時代、町域は醒井、一色を除き彦根の井伊藩領となり、醒井は大和郡山藩領、一色は宮川藩領となった。江戸時代の街道整備によって、町域には中山道と北国街道が縦貫し、それぞれ番場宿・醒井宿、米原宿が置かれ交通の要衝として栄えた。

明治五年(1872)滋賀県の管轄に入り、二十二年には坂田郡入江村・醒井村・南箕浦村となり、大正十二年(1923)には入江村が米原町となった。なお、明治二十二年には湖東鉄道(後に東海道本線)が開通、米原駅は北陸線との分岐駅として重要な位置を占め、以後現在に至るまで鉄道のまちとして発展することとなる。昭和三十一年(1956)米原町、息郷村、醒井村が合併して現在の米原町となった(なお、平成十七年二月には米原町、山東町、伊吹町が合併し、米原市が誕生した。さらに同年十月には近江町と合併し、現在の米原市となっている)。

第2章 調査の経緯

滋賀県では1982年より10年間を費やして県内全域の中近世城郭の分布調査を実施し、その成果は10冊の報告書によって公刊されている。それによれば滋賀県内には約1,300カ所におよぶ中近世城郭の存在することが明らかにされており、まさに中世近江は「城の国」であった。

さて『滋賀県中近世城郭分布調査6 坂田郡の城』(1989刊)によれば町域には19カ所におよぶ城館跡の存在が明らかにされている。ただ、こうした調査は中世城館跡研究が深化する以前の調査であり、所在地やおよその規模については充分に把握できるものではあるが、近年の研究には耐え得る資料ではなかった。

さらに米原町では磯山城跡や朝妻城跡で緊急の発掘調査が実施されており、今後も増加する恐れのあることから、正確な規模や構造を把握する必要性が生じてきた。そこで、平成10年度より8カ年計画で国庫補助事業として町内に所在する中世城館跡の詳細分布調査を実施することとした。特に今回の詳細分布調査では残存する遺構の把握と略測図化、さらには範囲確認のための発掘調査を最大の目的とした。

その年次計画は平成10年度より5カ年をかけて町域で最も保存状態の良好な鎌刃城跡の発掘調査を実施し、その築城年代、規模、構造を把握し、平成15年度より2カ年をかけて太尾山城跡の発掘調査を実施した。さらに発掘調査と並行して平成10年度より16年度まで、秋期から冬期にかけて町内に遺存する中世城館跡の踏査を実施し、略則図の作製に努めた。そして平成17年度にこれら調査の成果を報告書として刊行することとし、全事業を終了した。



第2図 米原町内中世城跡分布図

第3章 発掘調査の成果

第1節 鎌刃城跡（遺跡番号463-060）

第1項 鎌刃城跡の歴史と構造

1. 鎌刃城跡の歴史

鎌刃城跡は滋賀県米原市番場に所在する典型的な戦国期山城である。しかしながらその実態は必ずしも周知されていたとは言い難い。例えば1967年に刊行された『日本城郭全集 第9巻』では『改訂近江国坂田郡志』に記載されたものが転載され、『諸国廃城考』が付け加えられたに過ぎない。1980年に刊行された『日本城郭大系』にも「土肥氏の築城で、のち堀氏が居城した。堀氏は浅井氏に従っていたため六角氏の攻撃をしばしば受け、城を地頭山に移し廃城となった。」と記されていたに過ぎず、もちろん構造についてはまったく知られていなかった。滋賀県では1982年度より10ヵ年をかけて県内に所在する中近世城郭の分布調査を実施し、そこで初めて鎌刃城跡の遺構が明らかにされた。

それによると一部に石垣を用いた曲輪をY字状の尾根筋に約16ヵ所配置する大規模な構造を有し、尾根の先端には近江では珍しい畝状堅堀群を配する極めて注目できる山城遺跡であることが判明した。

ここではこれまで明らかになった鎌刃城跡と番場との関係の歴史を概説しておきたい。戦国時代の近江は江南を守護佐々木六角氏が支配し、江北を佐々木氏の庶流である京極氏が支配しており、分国の状況を呈していた。戦国時代後半には江北では京極氏の内訌に乗じて浅井氏が台頭し、戦国大名として江北を支配するに至った。この江南と江北の国境となったのが犬上郡と坂田郡の郡境であった。こうした国境には領国防衛を目的とした境目の城と呼ばれる山城が数多く築かれた。鎌刃城もこうした「境目の城」のひとつであるとともに、境目の村の領主の詰城でもあった。

鎌刃城跡は古くより番場の領主土肥氏の居城と伝えられてきた。例えば1941年に刊行された、『改訂近江国坂田郡志』には「鎌刃城址 息郷村大字番場にあり。始め土肥氏の築きし城なりといふ。」とある。この土肥氏とは鎌倉幕府創始者源頼朝の側近、相模國御家人土肥実平の子孫で、承久の変後に近江国箕浦荘の地頭に補任された西遷御家人と考えられる。弘安七年(1284)に鋳造された番場蓮華寺の梵鐘銘にある「大檀那沙弥道日」が土肥三郎元頼と伝えられている。『吉田本追加』によれば「一、近江国箕浦庄加納、本庄東方と境の事 土肥六郎入道行蓮、舍兄三郎入道々日と、六波羅に於いて御沙汰を経られ、御注進以後八ヶ年を経る、永仁六年七月十六日重ねて御注進の他、肝心の証文を求め出し、御引付に於いて子細を申すに依り、奉行人彈正忠に付けられ畢、依つて御沙汰之在り、」とあり道日が土肥六郎行蓮の兄として箕浦庄本庄である東方を領していたことがわかる。

その後『長浜八幡宮文書』によれば永享七年(1434)に行われた勧進猿楽の記録に「土肥殿」の観覧が確認できる。さらに『蔭涼軒日録』には文明十七年(1485)に土肥兵部少輔が建仁寺禪居庵

領であった江州箕浦庄馬場西方を押領していることが記されており、十五世紀後半においても土肥氏の勢力が箕浦荘内におよんでいたことが知られる。しかし、一方では『伺事記録』に延徳二年(1490)のこととして、松田長秀は自領である江州北郡箕浦庄内土肥庶子分跡を京極政経によって押領されたことを幕府に訴えており、土肥氏がこの頃すでに箕浦荘から実質的な権力を失っていたことが知られる。『鳴記録』に「今井左衛門尉没落の事 鳴若狭守、いまた四郎左衛門尉なりし時、今井左衛門尉秀俊、京極殿御不審かうふり、江北にて浅井備前守亮政ために生害せられけれハ、秀俊妻女ハ番場土肥か息女なりしか、秀俊か息八歳尺夜叉をかゝへ、土井(土肥)もろ共に牢籠せしかは、」とあるのは、天文二十二年(1533)、浅井亮政が長浜の神照寺において今井秀俊を殺害した事件を記した部分である。すでに実質的勢力を失った土肥氏が同事件でついに没落したのである。

この土肥氏について注目できるのは、同氏が室町幕府の奉公衆であったことである。『文安年中御番帳』には「土肥三郎右衛門尉」が見え、『永享以来御番帳』、『東山殿時代大名外様』には「土肥三郎」と記されており、これらが近江番場の土肥氏を指していることはまちがいない。さらに『常德院殿様江州御動座当時在陣衆着到』にも奉公衆の二番に「江州 土肥民部少輔」の名が見え、長享元年(1487)の將軍足利義尚の六角高頼親征にも付き従っている。

このように地頭土肥氏が箕浦荘の領主として活躍しているのは、おおよそ13世紀後半から15世紀後半の約200年間と考えられる。この時代の在地領主はまだ詰城としての山城を持つ時代ではなく、平地の居館に居住していた時代である。したがって番場の集落から1.2キロメートルも山中に入った場所に立地する鎌刃城を居城としていたとは考えられず、鎌刃城の築城はさらに後の時代と考えられる。

土肥氏の居住地については、小字「殿屋敷」であったと推定される。小字の中心がほぼ方形に区画されており、それを取り巻く細長い田畠も認められる。これは土塁の痕跡であり、典型的な方形館が構えられていたことがうかがえる。

鎌刃城の初見は『今井軍記』文明四年(1472)八月十一日のこととして今井秀遠が堀次郎左衛門尉の立て籠もある鎌刃城を攻め、多賀蓮台坊、赤尾左京亮、伊藤民部丞らを討つことである。すでにこの頃には鎌刃城が築かれ、その城主が堀氏であったことが知られる。鎌刃城を攻めた今井秀遠は京極氏の根本被官であり、京極持清死後は多賀高忠を支持していることから、文明の乱の頃の鎌刃城主堀氏は六角高頼が支持していた多賀清直方に属していたようである。また同十八年十二月二日には「堀の城」に今井八郎五郎が討ち入り、手傷を負いながらも功をあげたことも記されている。この「堀の城」が鎌刃城であることは言うまでもない。

ところで鎌刃城主堀氏の出自については詳らかではない。『改訂近江国坂田郡志』では今井氏や井戸村氏らの土豪と同じく藤原秀郷流としている。近世の史料ではあるが、『江州佐々木南北諸士帳』には「門根城主 佐々木浅井隨兵鎌足公七世孫藤原秀郷子孫 堀遠江守頼氏・同男二郎」とあり、さらに同書には「番場鎌羽山城主 門根帶兼頼氏男 堀二郎」ともある。こうしたことから堀氏は鎌羽(刃)城と門根城という二つの城を帶兼していたことが知られる。もちろん堀氏の本貫地は門根(現米原市三吉)であり、後に詰城として鎌刃城を構えたものと考えられる。さらにこう

した史料より堀氏が通称や受領名として二郎や遠江守を名乗っていたことも知られるのである。

天文四年(1535)六角定頼が今井藤兵衛尉に「りやうせんニいたり被打出之由祝着候多賀畠平野館其外令放火候かまのは之儀者追而可申付候条まつゝ可有帰陣候早々働祝着候如此段最前以妙観院申へく候恐々謹言」と書状を送っている。これは京極高広(高延)と浅井亮政が六角方に与した多賀貞隆を攻めた報復として、定頼が今井藤兵衛尉に出兵を促したものである。このとき実際には鎌刃城では合戦には至らなかったものの、文面からは江南と江北国境の緊張が伝わってくる。

六角定頼による鎌刃城攻めはその後、天文七年に実行される。室町幕府の政所代であった蜷川親俊の日記『親俊日記』天文七年六月四日条に「江州堀か城力マノハノ城落居候由注進之在」と記されている。この城攻めは、定頼が浅井亮政を攻めるために江北に侵攻した際、今井定清によって鎌刃城を陥落させたことを指している。さらに『嶋記録』には年不詳であるが、七月六日付けの今井殿に宛てた定頼の書状が掲載されている。「自鎌端出候者溺捕殊野村伯耆守書状等數多到来候尤祝着候弥馳走肝要候猶妙観院可申候恐々謹言」と記されており、鎌刃城から逃れたものを捕らえたことが知られ、天文七年六月の合戦を物語るものであろう。

この天文七年の合戦では太尾山城も六角方の今井尺夜叉(定清)に攻められ、さらに磯山城、佐和山城も陥落させ、六角軍が駐留している。まさに天文七年の合戦は坂田南郡に所在する諸城が江南の六角氏領国と、江北の浅井氏領国の「境目の城」として機能しており、南北の争奪戦の対象となつたことを如実に物語っているのである。

鎌刃城を攻略した定清は老臣嶋秀安を城代として入れ置く。年不詳であるが『嶋記録』に「堀父子間之事、最前如申候、和談可然候時分柄之儀に候之間、吉田相談馳走可為祝着候、尚河井新次郎可申候、恐々謹言」と記された新庄蔵人丞に宛てた六角承禎の書状が載せられており、堀氏が六角方へ降ると、再び鎌刃城主となった。『東浅井郡志』には天文二十年のこととして、鎌刃城には六角方となっていた堀石見守が守備していたが、浅井亮政方に同心したとある。しかし『嶋記録』には「彼行之義令同心火急可成其覚悟之旨不及是非忠節之儀候堀石も同心候条相続同前ニ其働簡要候猶河彦申候恐々謹言。」と今井定清に宛てた京極高広の書状が載せられていることより、この当時鎌刃城主堀石見守は浅井氏ではなく、京極高広方に所属していたこととなる。もし、そうであれば江北においては浅井久政時代に至っても、坂田南郡は浅井氏からは独立した京極政権の支配下にあったことを示していることとなり、大変興味深い。

しかし、永禄二年(1559)に浅井長政が六角承禎に抗すると、堀氏も浅井氏に属するようになり、鎌刃城は再び江南に対する最前線となつた。ところが元亀元年(1570)四月、織田信長の越前攻めに対して浅井長政は朝倉義景支援のためついに信長を離反する。六月の信長の近江侵攻に対して長政は江濃国境の長比城と苅安城を築き、その守備を鎌刃城主堀秀村と老臣樋口直房に任せた。『信長公記』には「去程に、浅井備前越前衆を呼越し、たけくらべ・かりやす両所に要害を構へ候。信長公御調略を以て堀・樋口、御忠節仕るべき旨請なり。六月十九日、信長公御馬を出だされ、堀・樋口謀反の由承り、たけくらべ、かりやす取物も取敢へず退散なり。たけくらべに一両日御逗留なされ、」とあり、堀氏は一族の樋口氏とともに織田方に内応した。この結果、信長軍は戦わずして江北に進出を果たせたのである。当時の堀氏の当主秀村は幼少であったため、重臣の樋口直

房が補佐をしており、直房が信長方への帰属を決断し、長比城に信長軍を引き入れ、秀村と直房は鎌刃城に退去したのである。

『信長公記』元亀二年五月六日条には「先手足軽大将浅井七郎、五千ばかりにてみのうら表堀・樋口居城近辺迄相働き、在々所々放火候。木下藤吉郎横山に人数多太々々と申付け置き、百騎ばかり召列れ、敵かたへ見えざる様に山うらを廻り、みのうらへ懸付け、堀・樋口と一手になり、」とあり、浅井七郎(井規)を大将とする浅井軍五千の軍勢がみのうら表、堀・樋口居城を攻めている。言うまでもなく、このみのうら表堀・樋口居城とは鎌刃城のことである。このとき落城寸前まで追い込まれるが、横山城を守備していた木下藤吉郎の援軍によって落城を免れている。元亀三年一月頃には岩脇の地侍、岩脇定政らが今井小法師丸(秀形)と謀って、堀・樋口氏の守る鎌刃城を攻めたことが『妙意もの語』に記されている。このとき定政らは番場の北の丹生谷まで至ったが、逆に堀・樋口氏に攻められ定政は戦死してしまった。なお、このとき定政が築いて立て籠もった陣城が松尾山で最近確認された丹生堂山砦ではないかと考えられる。

こうして信長傘下となった堀・樋口氏は戦時下の湖北支配を信長から任されており、『改訂近江国坂田郡志』には坂田郡で六万石を賜ったと記している。その領域は坂田郡に止まらず、発給文書は浅井郡内の竹生島や菅浦にまでおよんでいる。ここに鎌刃城は軍事的機能としての境目の城というだけでなく、戦国大名としての堀氏の居城としても機能していたことは注目される。後述するが、発掘調査の結果からは御殿の存在や、極めて象徴的に構えられた城門や、さらには高石垣が存在していたことが明らかとなっている。こうした施設は単に軍事的な防御施設ではなく、居住や権力誇示といった側面が大きく、居城として整備されていたことがうかがえる。

しかし、『当代記』によれば「近江国かまのはの城主堀二郎、同樋口御改易、其子細木下筑前守秀吉同心たりしか」とあり、天正二年(1574)に突然堀・樋口氏は改易となつたとされている。『信長公記』には天正二年八月に「去程に、木目峠に取出を拵へ、樋口を入置かれ候処、如何様の存分を含み候哉覧。取出を明退き、妻子を召列れ候て、夫婦二人の頸長嶋御陣所へ持せこされ候なり」とあり、越前木目峠城を守備していた秀村の重臣樋口直房は甲賀へ逃亡するが、秀吉に捕らえられ、夫人とともに生害させられたのであった。天正元年の浅井氏滅亡によって江北支配は秀吉に与えられた。元亀元年以降信長に従つたにもかかわらず江北支配を与えられなかつた堀・樋口氏はこの段階で信長との間に溝が生じたことはまちがいなく、直後に信長の肅清にあつたものと考えられる。一方、城主堀秀村の末路については詳らかではない。

ところで、『寛政重修諸家譜』の堀存村家の系譜は鎌刃城主の堀氏が、江戸時代に旗本として存続していたことを示しており大変興味深い。

堀

はじめ新庄と称し、のちあらためて堀を

家号とす。

某

次郎 遠江守 今呈譜、秀基に作る。

近江国坂田郡北庄堀に居城し、織田右府(信長)

につかへ、のち同郡蒲葉城に住す。

— 在村 —

石見守 従五位下

織田右府(信長)につかへ、のち豊臣太閤に勤
仕し、従五位下石見守に叙任す。天正
十六年紀伊国桐部谷一揆起して城郭
をかまへ、凶徒五六百人たてこもる。
ときに存村池田伊予守秀雄と共に、大
和大納言秀長が指揮にしたがひ、こと
ごとくこれを誅す。慶長四年八月朔日
死す。年四十三。法名休齋。

— 秀信 —

因幡守 従五位下 實は新庄駿河

守直頼が三男。母は佐久間大学介
盛重が女。

この某は名前こそ不詳であるが、通称が次郎、受領名が遠江守という鎌刃城主の堀氏に共通するものである。さらに蒲葉城とは鎌刃城のことであることはまちがいない。さらに存村は慶長四年(1599)に四十三歳で没していることから、堀氏が織田信長方に就いた元亀元年(1570)には十四歳であり、一族の樋口直房が補佐をしたという堀秀村を思わせる。おそらく鎌刃城主堀秀村がその後豊臣秀吉配下の武将として、さらには江戸時代には旗本として家名は存続したものと考えられる。

さて、堀・樋口氏が改易された後の鎌刃城はいったいどうなったのであろうか。『武徳編年集成』には天正三年のこととして、「三月小 上旬信長公ヨリ江州鎌羽ノ米穀二千俵ヲ以テ、神君ニ贈ラレ境目ノ要城ニ入置ルベシト云々 其内三百俵ヲ長篠ノ城米ニモ是ヲ賜フ」とあり、鎌刃城内にあった米穀二千俵が徳川家康に与えられている。堀氏改易後は織田信長の直轄城として管理されていたようである。そして最後に城中の備蓄米を家康に与えたのは、廃城とするための手続きであったものと考えられる。これを最後に現在のところそれ以後の鎌刃城の記録は認められず、この直後に廃城となったものと考えられる。

なお、調査成果で後述するがこの廃城については徹底した破城(城割り)がおこなわれていることが確認できたが、信長による廃城に伴う破城であったと考えられる。

2.鎌刃城跡の構造

ここでは測量図を用いて現存する遺構について簡単に記しておきたい。鎌刃城跡は標高384mの山頂に築かれた山城で、山麓の番場からは比高約250mの位置にあたる。主郭Ⅰは周囲に土塁を配し、北端に虎口が開口している。南-I曲輪、南-II曲輪はいわゆる副郭で、高低差が存在しないため、堀切によって切断されている。この南-II曲輪の西方へ伸びる尾根筋に配置されているのが、

西-I曲輪から西-VII曲輪の諸曲輪である。曲輪自体の規模は小さいが、曲輪間には2本の堀切を設け、さらに尾根先端には二重に堀を切っている。また、この西曲輪群で注目されるのが、先端部南側斜面に設けられた畠状堅堀群である。崩落が激しく残存状況が良好ではないので、正確な形状は不明であるが。少なくとも5本以上の堅堀が連続して設けられている。

主郭Iの北西に伸びる尾根筋に設けられた曲輪群が北曲輪群で、北-I曲輪から北-VI曲輪まで階段状に配置されている。その先端には巨大な堀切が三重にわたって設けられている。こうした強力な防御施設の設置はこの尾根筋こそが番場からの登城ルートとなるためである。

北-V曲輪の北辺には虎口が開口している。また、北-IV曲輪は長大なため、曲輪を二等分するように仕切りの土塁を設け、北IV-1曲輪と北IV-2曲輪に分割している。

なお、北-V曲輪、北-VI曲輪直下の西側斜面に石垣が認められるほか、さらに下がったところにも、石垣が認められる。この下方の石垣は最も高いところで3.5m、長さ25mにおよぶ巨大なものであり、詳細に観察すると隅部は算木積みとなっており、山仕事に伴うような石積みではなく、城に伴う石垣とみてよい。石材はほぼすべてが石灰岩で、粗割りしたものが用いられている。

鎌刃城跡は切り立った尾根上に選地しているが、唯一南東方面が尾根続きとなり、さらに城よりも高所に続くことから、この尾根に対しては8本にのぼる堀切が設けられている。とりわけ最も外方に設けられた堀切は巨大で、完全に尾根筋を切断している。

このように地表面に残存する遺構だけでも鎌刃城跡が戦国時代後半の発達した山城であることが看取される。

第2項 発掘調査の成果

1.調査経過

鎌刃城跡は米原町域で最も保存状況が良好な中世城跡である。今回の詳細分布調査では、鎌刃城跡の存続年代や規模について把握し、将来の史跡指定や保存活用計画の基礎資料とするため、平成10年度より14年度まで5ヵ年間にわたって発掘調査を実施することとした。なお、調査を実施するにあたっては「米原町指定史跡鎌刃城跡調査整備委員会(委員長:村田修三氏、委員:加藤理文氏、木戸雅寿氏、太田浩司氏、三浦正幸氏、泉峰一氏、酒井進氏、泉良之氏、込山秀雄氏)」を組織して指導、助言を得た。

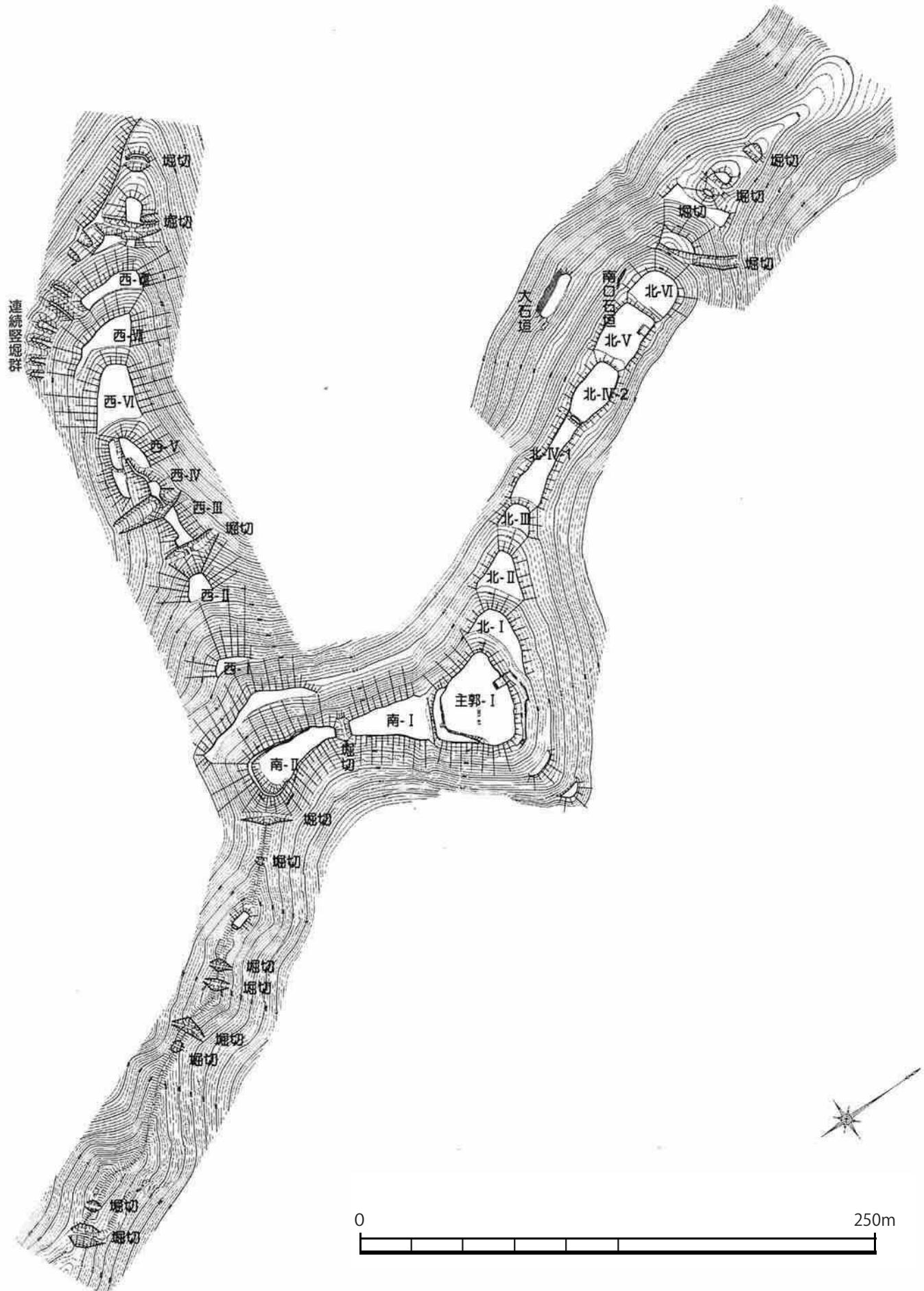
平成10年度の調査は北-V曲輪の虎口部分と、北-VI曲輪で実施した。11年度は北-VI曲輪と城外を結ぶ通路で実施した。12年度は主郭北辺の虎口部分および南端石塁の城内側の石垣部分、南-II曲輪、北-V曲輪で実施した。13年度は主郭虎口前面部分と主郭南側および主郭南端石塁の城外側石垣部分、主郭と副郭南-I曲輪間の堀切部分で実施した。14年度については主郭虎口前面の高石垣および南端石塁と副郭南-I曲輪、主郭西南隅部で実施した。

2.検出した遺構

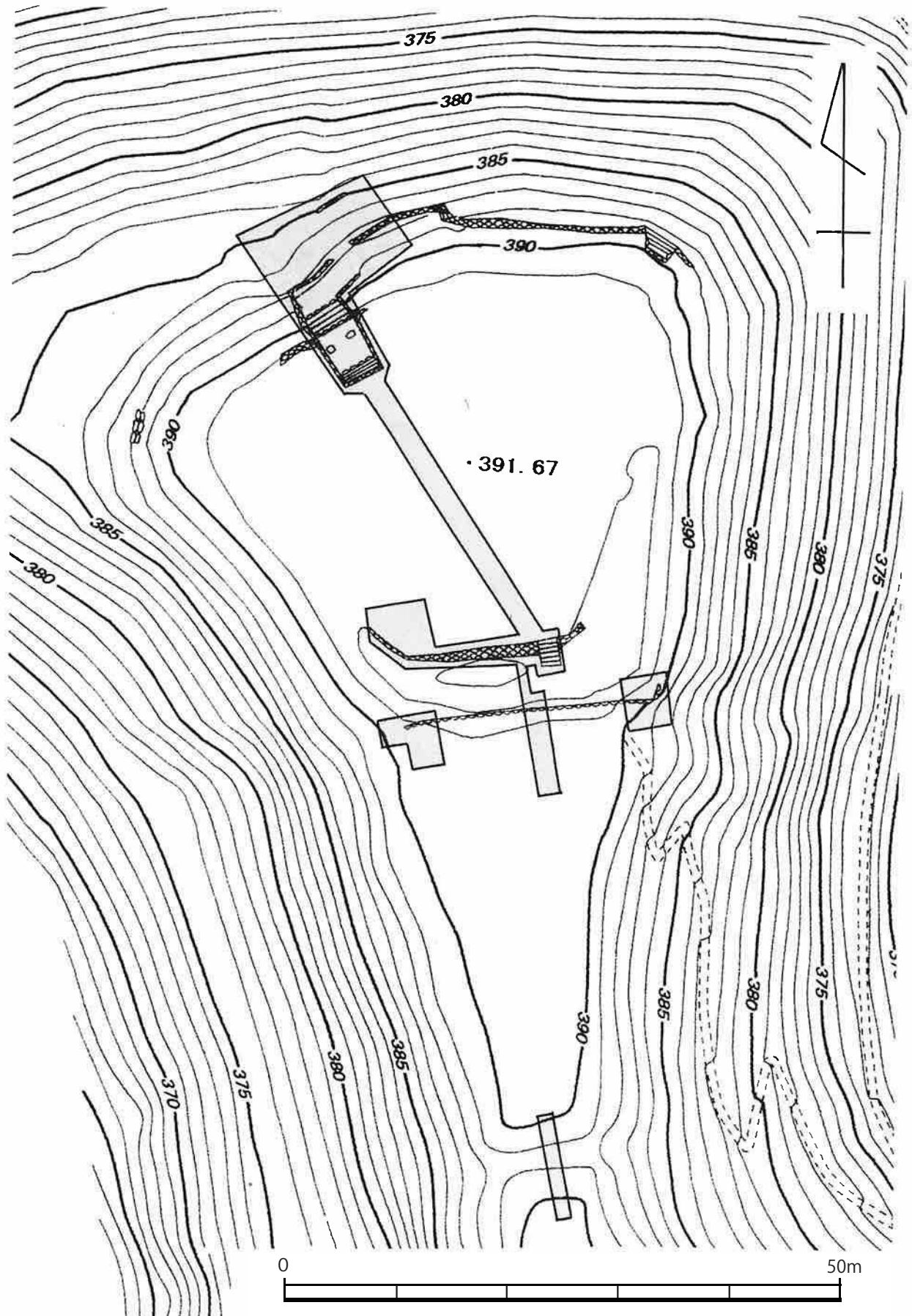
さて、鎌刃城跡は前述した通り、戦国時代後半の山城として良好な遺構を残しているが、その構築年代や範囲を確認するために平成10年度より5ヵ年にわたって継続して発掘調査を実施した。



第3図 鎌刃城跡地形測量図



第4図 鎌刃城跡遺構測量図



第5図 鎌刃城跡主郭トレンチ配置図

その結果、次の遺構が検出された。

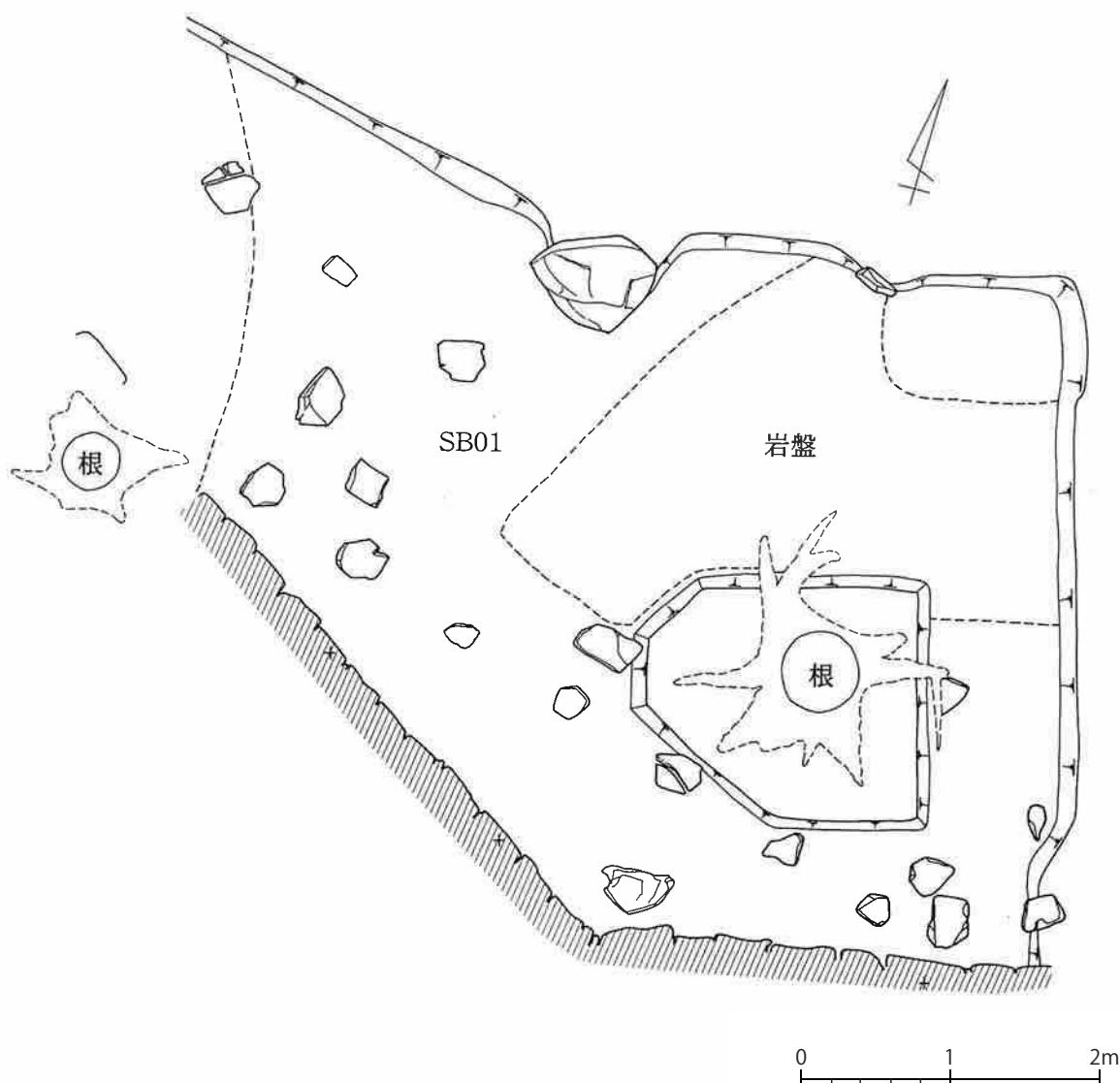
主郭の検出遺構

主郭Ⅰについては平成12～14年にわたって発掘調査を実施した。

まず、主郭Ⅰにおける曲輪の構造を把握するため、主郭Ⅰに南北のトレーンチを設定したが、後世の植林で遺構はほとんど認められなかった。特に礎石については植林で除去されたものばかりで原位置を保つものはなかった。ただ、南端部については石墨SA01の断ち割りを実施するなかで、土墨近辺、つまり主郭の縁辺部では植林の影響を受けず、礎石が原位置を保っていることが確認できた。

【礎石建物SB01】

礎石建物SB01は南北四間以上、東西四間以上の建物となる。南辺・西辺に庇部が半間ごとに束柱を据えた礎石も検出できており、縁を持つ建物であった。一間1m97cmを測り、一間が六尺五寸であった。石墨まで最も近接したところではわずか40cmしか離れておらず、この建物が主郭の南部に極端に偏って建てられていたことがわかる。



第6図 鎌刃城跡主郭礎石建物SB01実測図

【石壘SA01】

なお、主郭南辺の土壘の構築状況を確認するために調査を実施したところ、この土壘は盛土ではなく、地山を削り残して整形したものであることが明らかとなった。さらに外面(南面)、内面(北側)ともに石積みであったことも判明した。つまり土壘ではなく、石壘と呼んだほうが遺構の構造をよく示している。そこで今後は石壘SA01とする。その幅は上面で4m（二間）を測り、単なる石壘としては相当の幅を有していることから上部に多聞櫓のような建物の存在も想定することができる。ただ、設定したトレンチ内からは礎石などは検出していない。

石壘内側の石積みは残存高1.2mで4～5段の石を積んでいる。石材のほぼすべてが石灰岩であるが、数点は明らかに山麓より持ち運んだ川原石が認められた。積み方は粗割りした石灰岩を横位に積み上げ、その傾斜は垂直に近いものであった。なお、栗石は用いず、削り残した土壘に石材を積み上げる工法となっている。

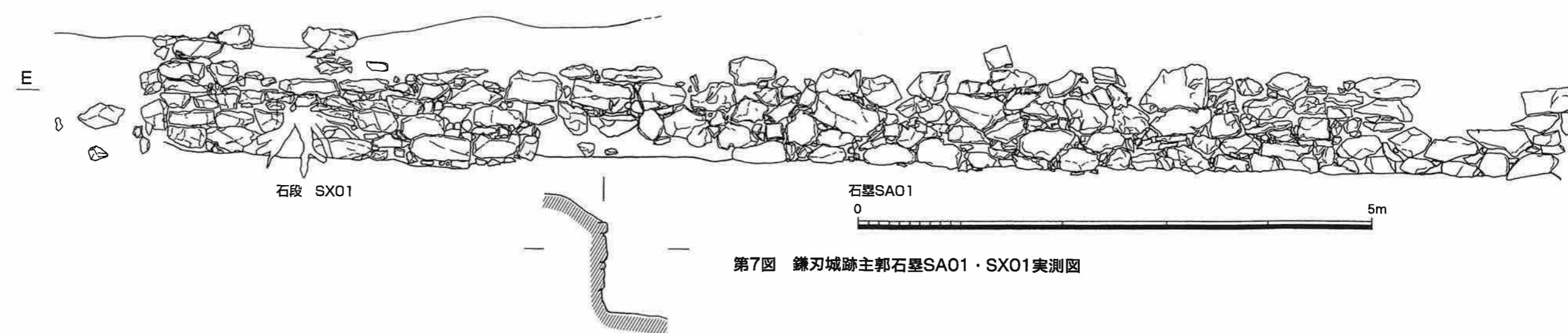
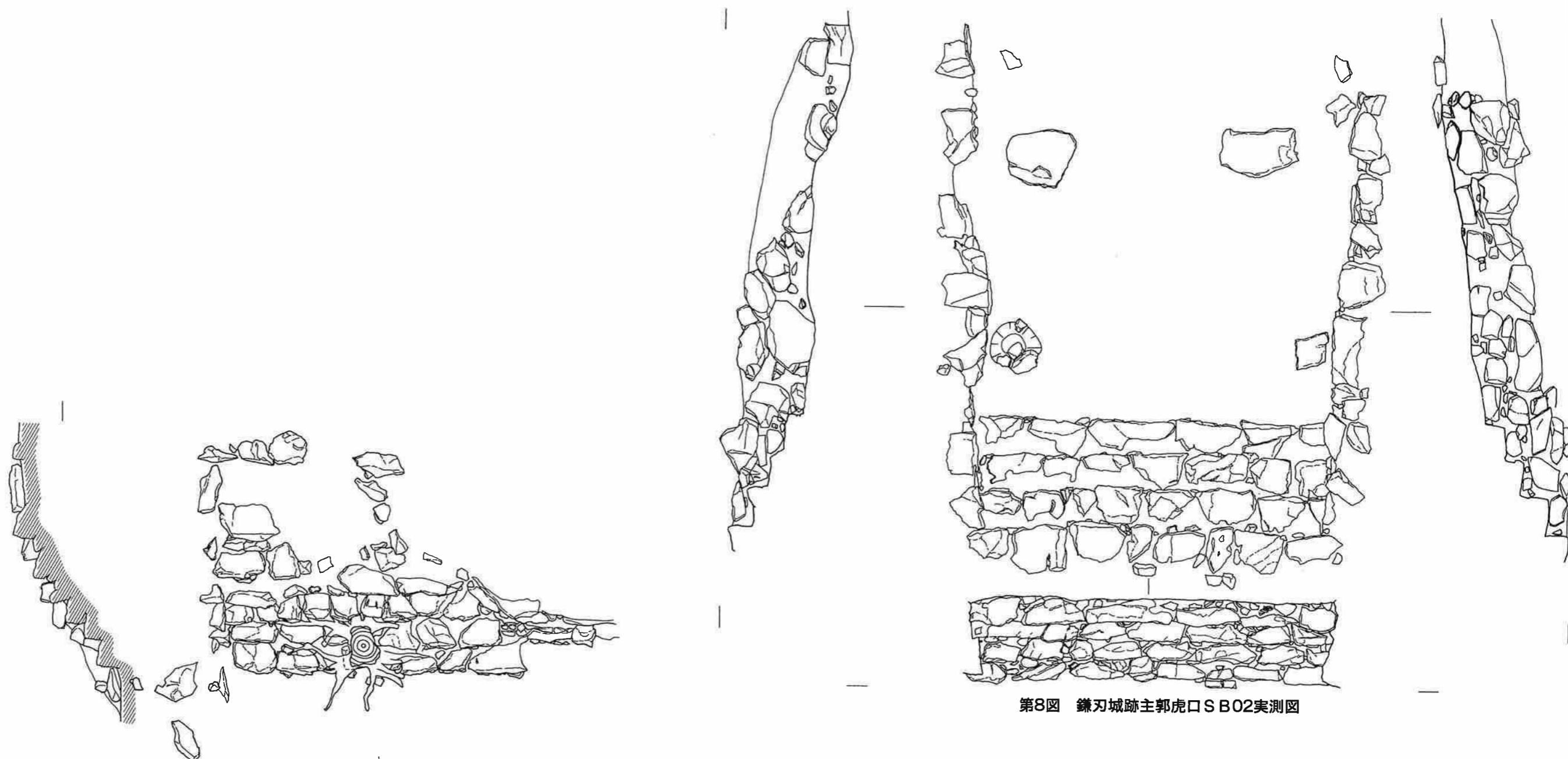
石壘の外側(南側)については、土壘の傾斜面に段差が存在し、その結節点に石列が露頭しており、石垣の可能性を示唆していた。こうした状況より、外側には隅部を確認する目的も含めて3ヵ所に石壘に直交する方向でトレンチを設定した。その結果、外側も石垣によって構築されていることが明らかとなった。上半分は崩落しており、下半分のみが残存していたわけである。おおよそ人頭大の石材を用いており、残存部分で8～10段積まれていた。残存する石壘天端まで高さ4mを測る。なお、東端のトレンチからは石垣の南東隅部が、西端のトレンチからは南西隅部がそれぞれ検出された。この結果、主郭の四周が石垣によって構築されていたことが判明した。

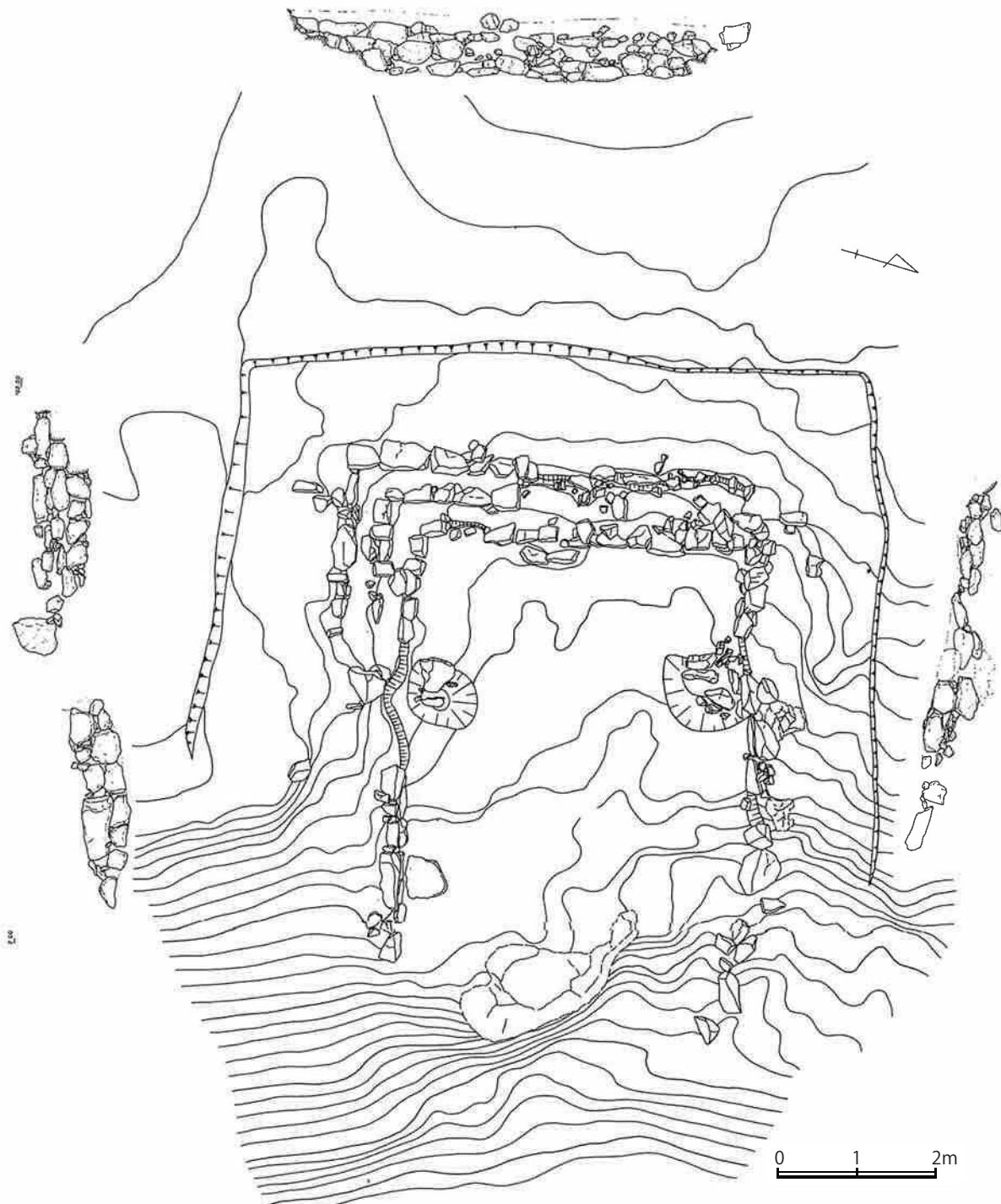
また、中央のトレンチでは南-I曲輪との間に堀切状の窪みが存在することが判明したため、トレンチを南へ拡張した結果、南側の立ち上がりを確認することができた。この立ち上がりも石垣によって構築されていた。つまり、SA01は南側で幅2.8mの堀切が設けられていたこととなる。ただこれは堀切ではなく通路であった可能性が高い。おそらく南-I曲輪より直接主郭に入ることは出来ず、この通路を通って、主郭の西側を回って、主郭北側の北-I曲輪に至り、ここから主郭北側に構えられた虎口より主郭へ出入りしたものと想定できる。

従来この石壘は主郭Iと南-I曲輪を区切る一文字の形状と考えられていたが、今回の調査や測量の結果、一文字ではなく、主郭Iの東辺と西辺にも一部巡ることが判明し、主郭に対して「コ」の字状に設けられていることも明らかとなった。

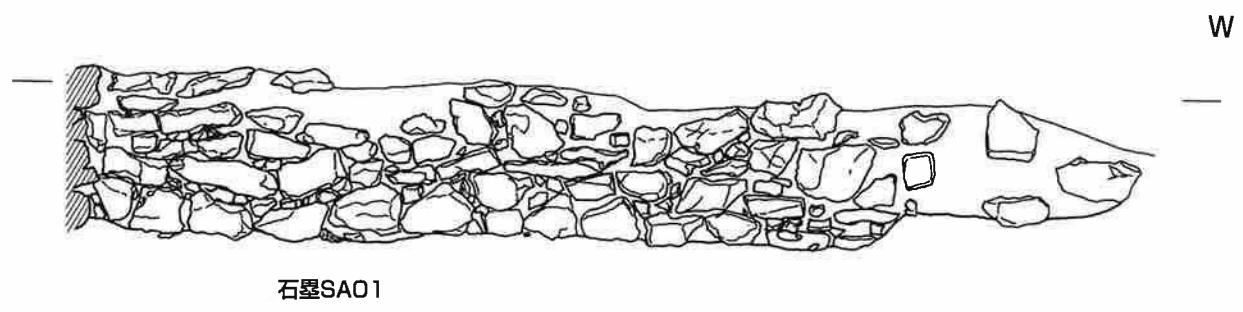
【石段SX01】

なお、石壘SA01の東端付近で石段SX01を検出することができた。幅2～3mの4段の石段で石壘に対して直角に構えられておらず、斜位に構えられていた。主郭より石壘へ登る施設であり、この石段の存在からも石壘上には多聞櫓などの建物が想定される。





第9図 鎌刃城跡北一V曲輪虎口 S B03



石壠SA01

【虎口SB02】

主郭の北辺のほぼ中央で検出した。南北5.6m×東西4.0mの方形プランを有する虎口で、枠形となっている。ただ、枠形とはいうものの虎口空間を入ると左右どちらかに屈曲して城内に入りするものではなく、真っ直ぐに城内に入りする石段を検出している。つまり枠形構造を採用するものの枠形空間内に入ると平虎口となる。枠形内には北側で2個の礎石を検出しておらず、柱心々で2.4m(一・二間)を測る。これは枠形内に建てられた門の鏡柱を据えた礎石である。南側、つまり控柱を据えた礎石は抜き取られていたが、2ヵ所で抜き取り痕と根石を検出している。こうした礎石の配置より枠形内には薬医門が建てられていたと考えられる。

【石垣SA02】

虎口SB02の前面では、北-I曲輪よりこの虎口へ至る城道や、石垣を検出することができた。まず、枠形空間前面に5段の石段を検出した。さらにその前面は幅2m(一間)の通路が直交する形で取り付き、その前面には高さ2.5mの石垣SA02が北-I曲輪までの切岸面に築かれていた。さらにSA02に直交する形で石段が少しづれる形で2ヵ所で検出できた。このように虎口SB02の前面は非常に複雑な構造であった。これを出入りする北-I曲輪よりみると、まず北-I曲輪より石段を登ると、城道は「く」の字に折れ、虎口前面に至り、どん突きとなって南へ直角に折れると石段に取り付き、虎口に至るという構造となるのである。また、もう一方の石段は、主郭北辺の石垣の裾を東に回り込み、主郭の北東隅部に構えられた石段に至るようになっていた。

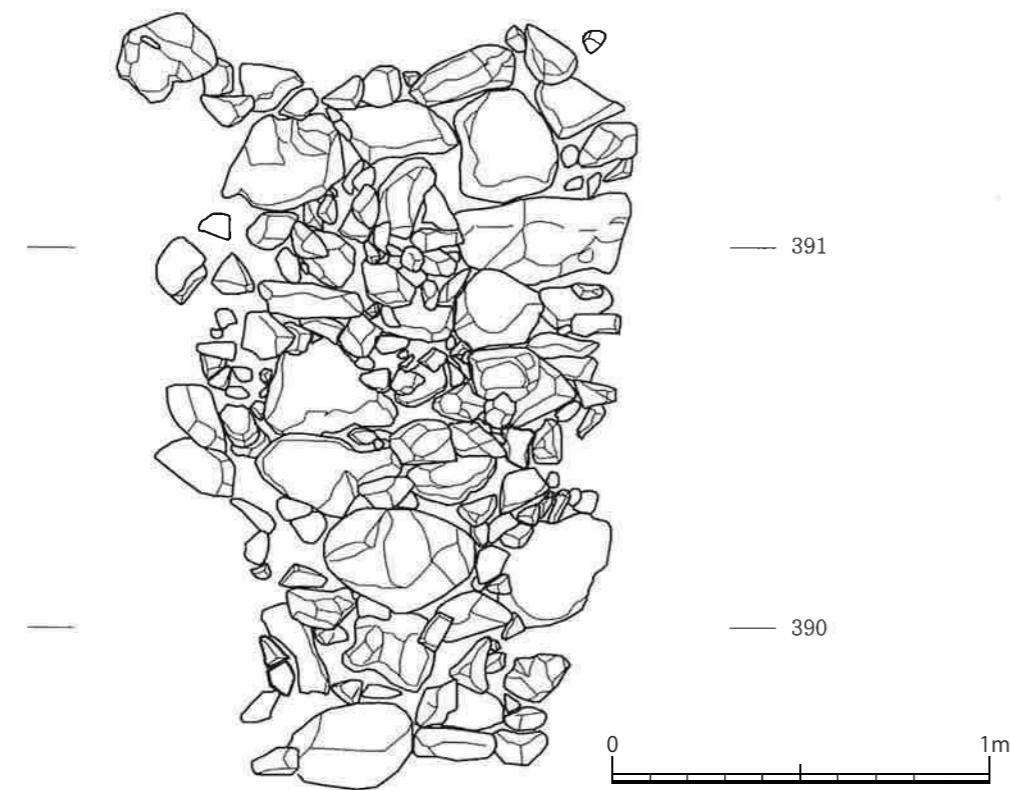
石垣SA02の石材は人頭大で、自然石、もしくは粗割りしたものを乱雑に積み上げている。石材のほぼすべては石灰岩であった。これは鎌刃城が構えられた山塊の粘板岩は非常に脆く石垣の石材に用いることができない。このため同じ尾根筋に石灰岩の露頭するところがあるので、そのあたりから運んできた石灰岩を用いて石垣の石材としたと考えられる。

石垣は非常に隙間の開く野面積みとなっているが、その隙間には埋土とは明らかに異なる粘土が詰め込まれていることが確認できた。おそらく間詰石に代えて接着剤として粘土を詰めていたようである。こうした工法は主郭南辺の石垣SA01でも確認できている。

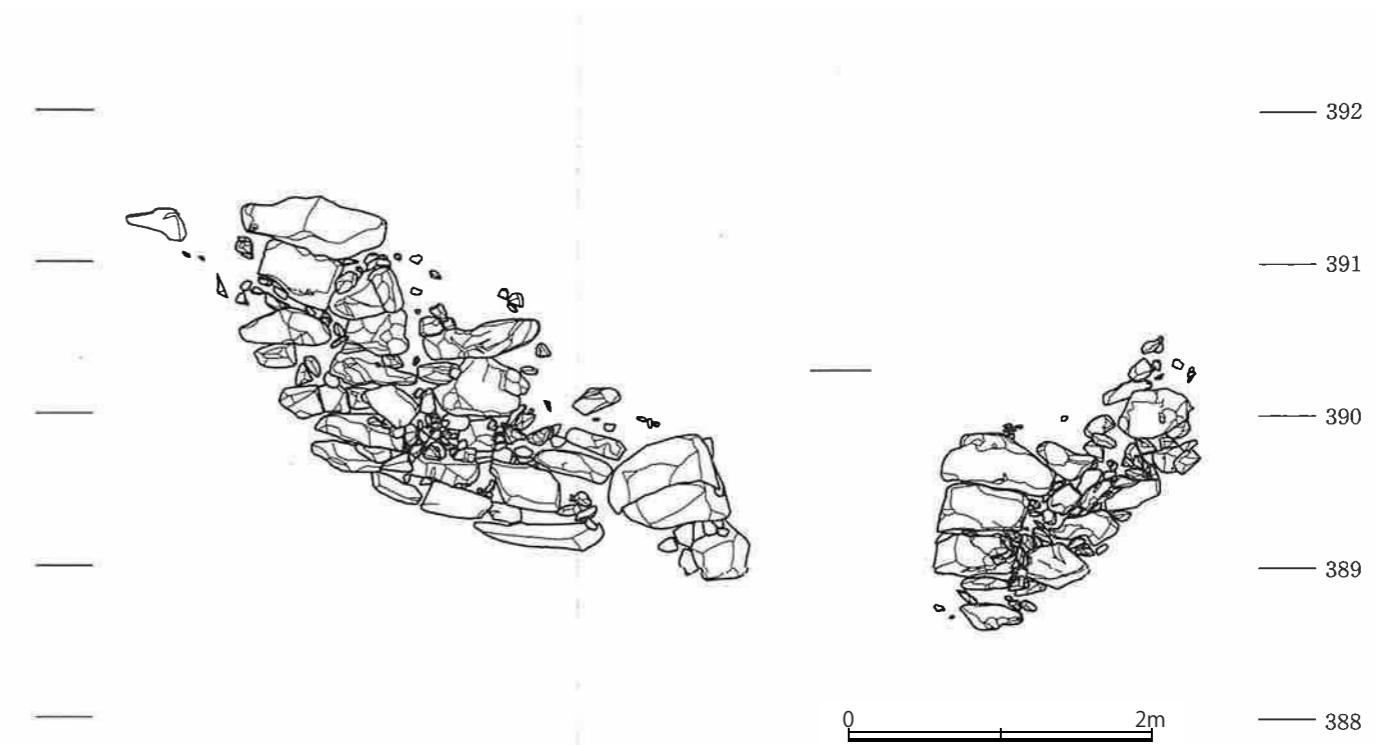
なお、SA02で注目できるものとして、比較的大きな石材が縦方向に一列に積み上げられていることである。これは工区を区切るものか、石垣を築く際の基本線としたもののいずれかと考えられる。

ところで、石垣を埋めている埋土を見ると巨大な石灰岩が多く含まれている。この埋土は自然堆積ではなく、明らかに石垣の天端を崩したものであり、巨大な石材は石垣の天端付近に積まれていた石材と考えられる。こうした状況は石垣のすべての埋土に認められる。おそらく巨大な石材を基礎として下部に据えるのではなく、逆に天端に集めていたようである。

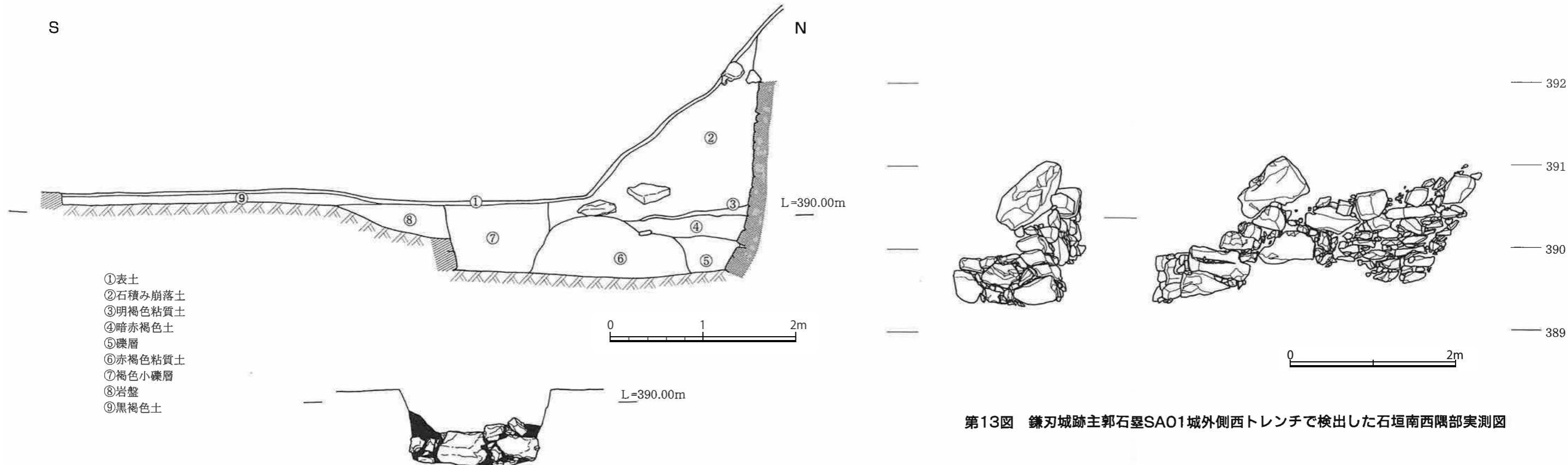
なお、主郭北辺で石垣が検出されたことにより主郭の周囲はすべて石垣によって構築されていることも明らかとなった。



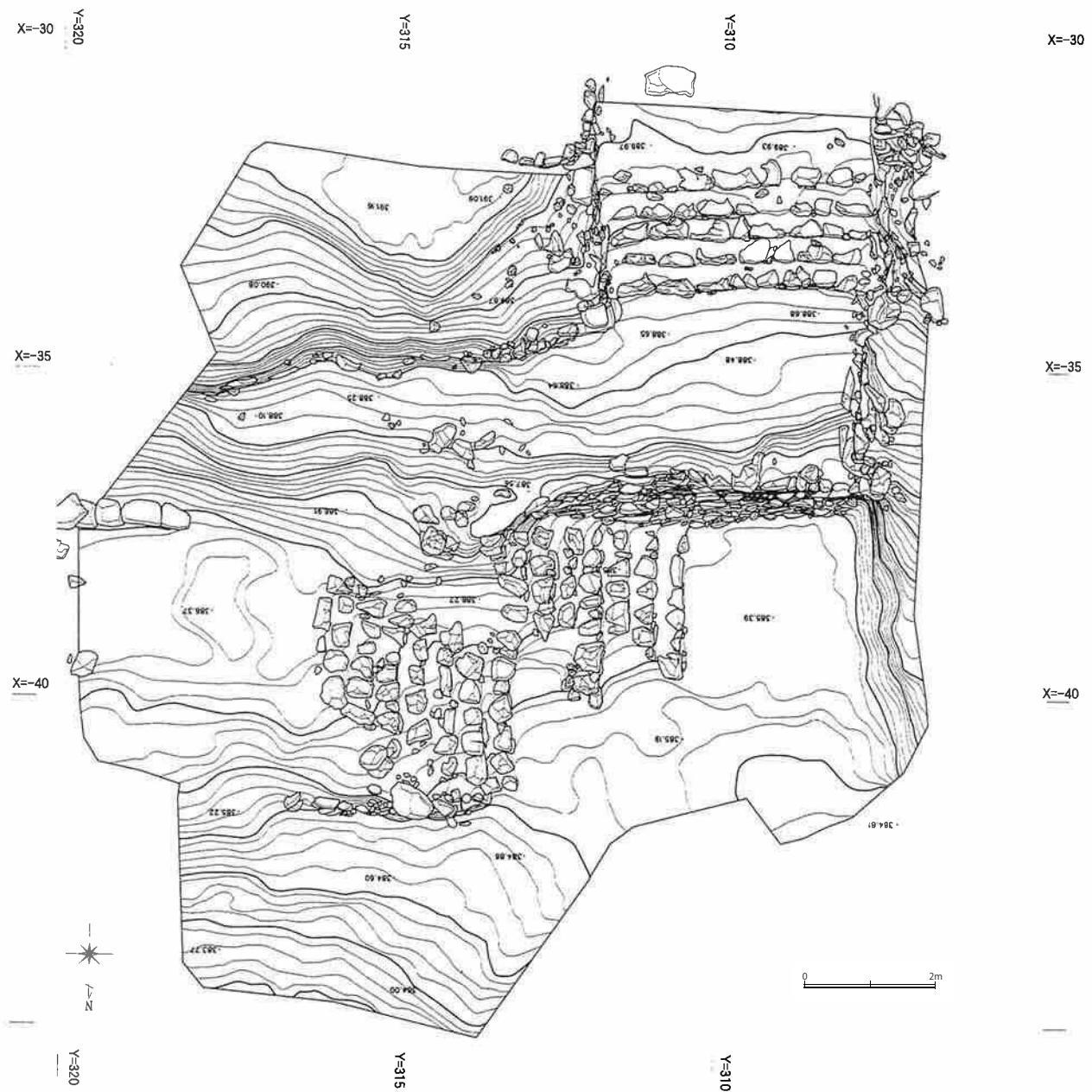
第10図 鎌刃城跡主郭石塁SA01城外側中央トレンチで検出した石垣実測図



第12図 鎌刃城跡主郭石塁SA01城外側東トレンチで検出した石垣南東隅部実測図



第11図 鎌刃城跡主郭石塁SA01城外側中央トレンチ断面図と堀切状遺構の石垣実測図

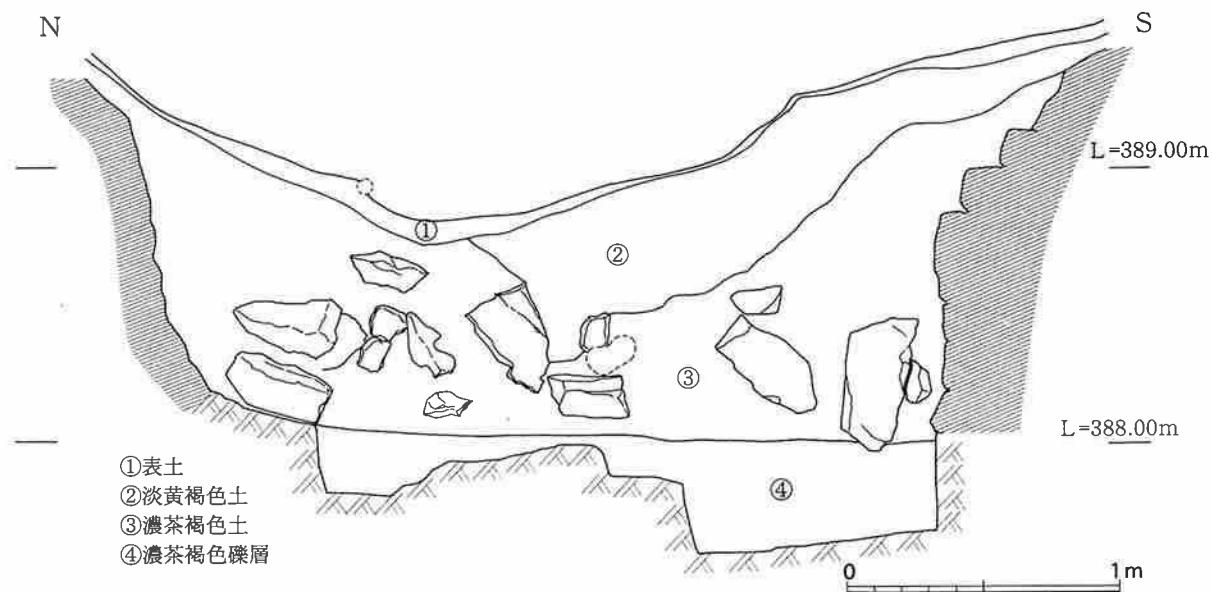


第14図 鎌刃城跡主郭虎口前面石垣SAO2平面・立面実測図

南一 I 曲輪の検出遺構

【堀切1】

南-I 曲輪と、南-II 曲輪間には素掘りの堀切が認められた。この堀切の規模を把握するために、堀切のほぼ中央部でトレンチを設定した。その結果、堀切はその両岸を石垣によって構築する堀切であることが明らかとなった。その規模は幅2.8m、深さ3.2mにおよぶ巨大なものであった。



第15図 鎌刃城跡南一 I 曲輪堀切断面図

北一 V 曲輪の検出遺構

【虎口SB03】

北-V 曲輪の北辺からは主郭虎口SB02とまったく同様の構造となる枠形虎口が検出できた。東西6.4m×南北5.6mの規模で、北部で鏡柱を据える礎石が東部で1個検出できた。西部は崩れており、根石も検出できなかった。南部では控柱を据えた礎石の抜き取り痕と根石を検出することができた。抜き取り間は3.68mを測ることより、間口二間の薬医門であったと考えられる。

なお、この虎口前面からは石段も検出されておらず、崖面となっており、その進入路については不詳である。

北一 VI 曲輪の検出遺構

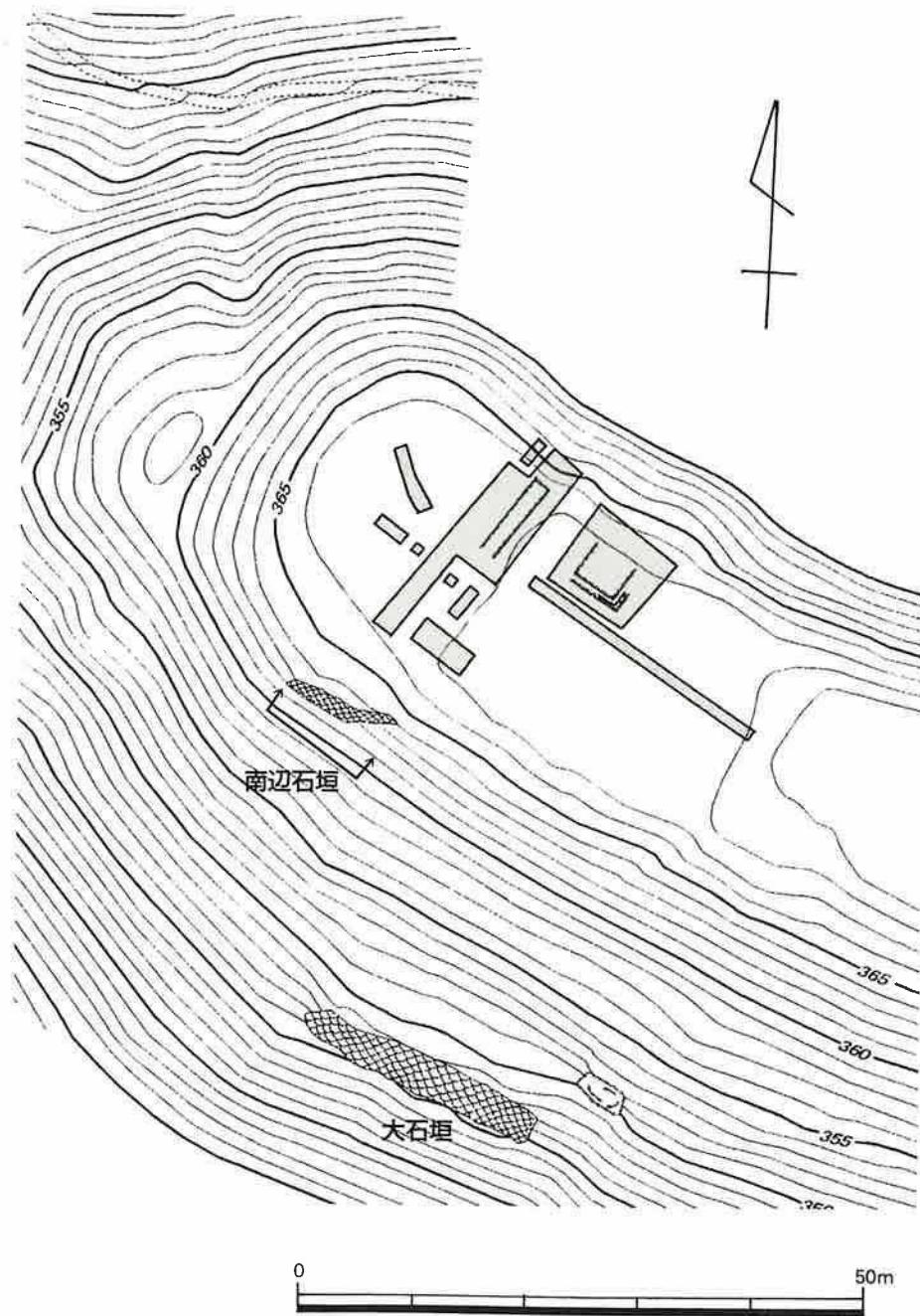
【礎石建物SB04】

北-VI 曲輪は調査前は東西12.5m×南北10mの土壘に囲まれた小曲輪と考えられていたが、調査の結果礎石建物が検出され、さらにその礎石が土壘の際まで配置され、しかも土壘がほぼ垂直に立ち上がることより、土壘を壁面とする礎石建物であることが判明した。つまり土壘が壁面となる半地下式の総柱の建物であった。その規模は一間を六尺五寸とする五間×五間分を検出しているが、半地下式となることより、当然土壘上まで建物が建てられていたことはまちがいなく、そうなれば七間×七間、あるいは七間×八間という巨大な建物となる。

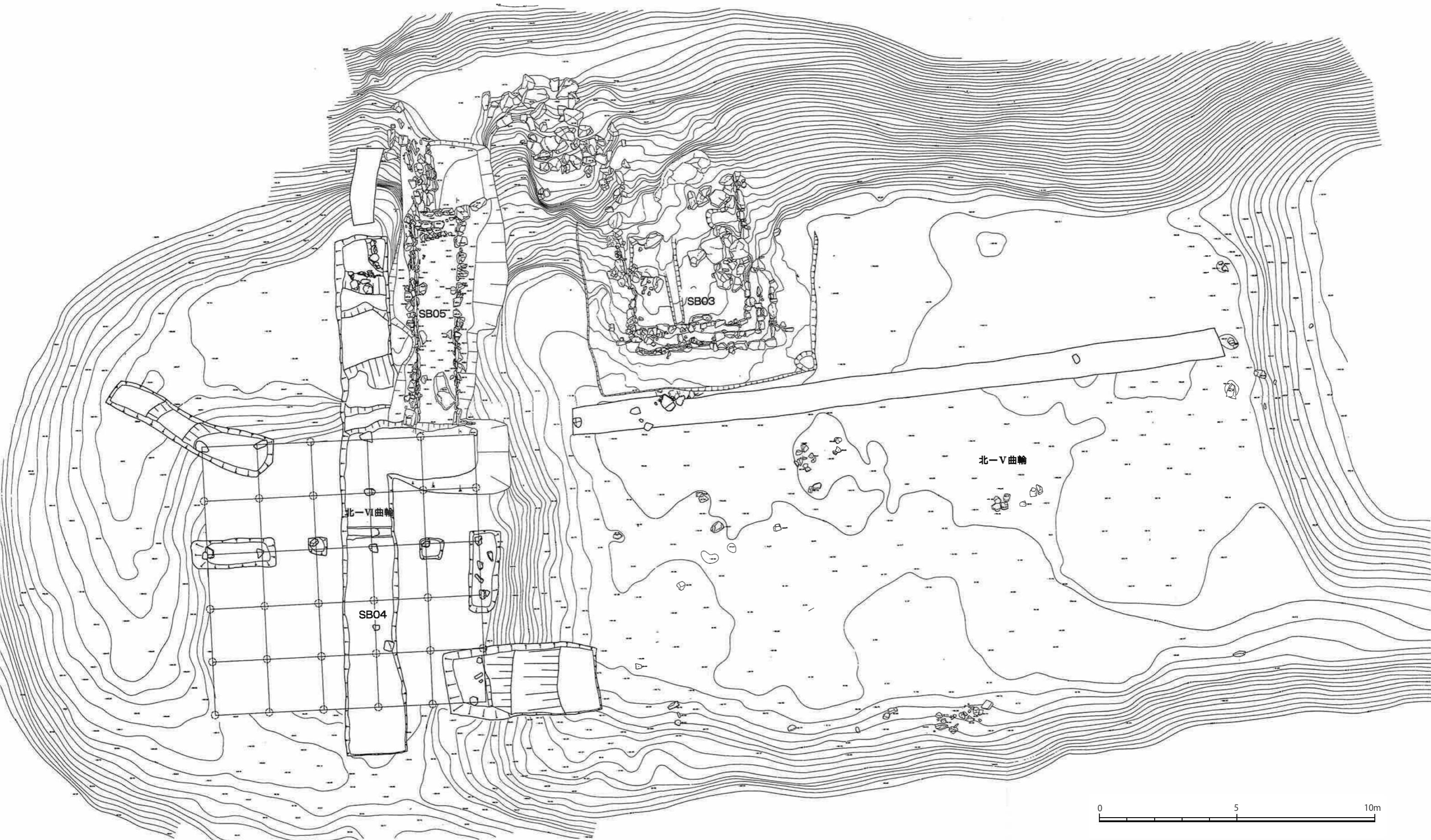
なお、SB04の礎石より下層で柱間も合わない礎石を検出しておらず、少なくとも2時期にわたって礎石建物が建てられていたことも確認できた。

【通路遺構SB05】

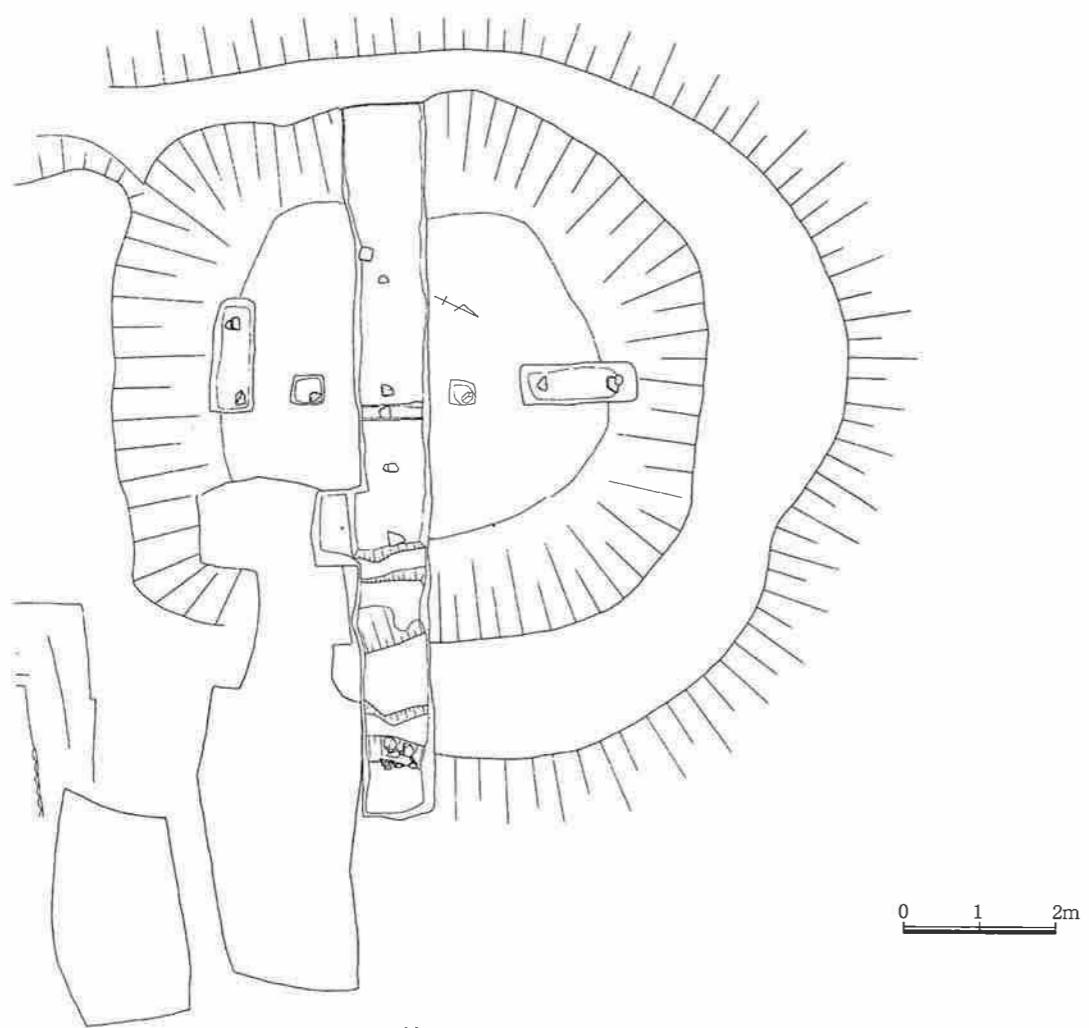
北-VI曲輪のSB04の地下室へ出入りするための通路SB05が北-VI曲輪東辺の土塁を断ち割る形状で検出できた。通路は巨大な石で埋め尽くされており、城割りが徹底しておこなわれていたことを物語っていた。こうした石材を除去すると幅1.25mで、両側を石垣によって構築した通路SB05が検出できた。この通路はSB04の地下室と城外を結ぶために設けられたものであった。この通路の中央部から6個の礎石が検出され、通路内に設けられた門の礎石ではないかと考えられる。



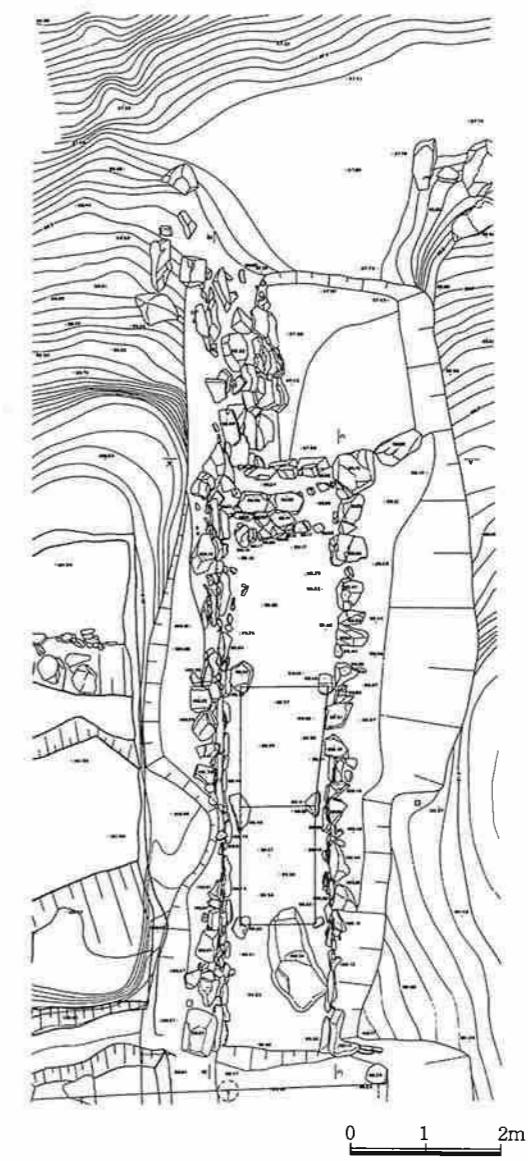
第16図 鎌刃城跡北一V、北一VI曲輪トレンチ配置図



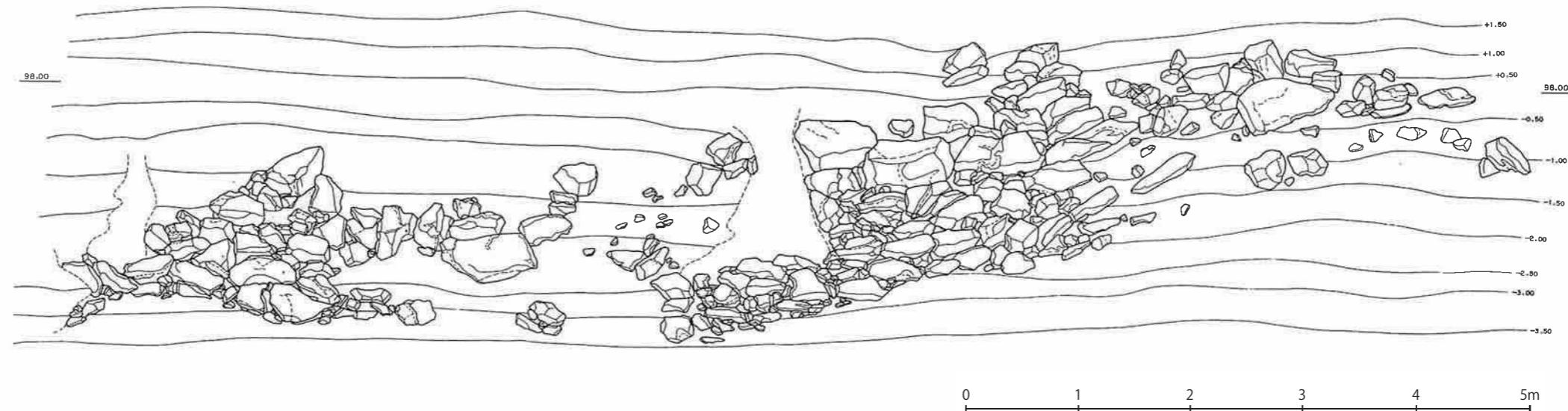
第17図 鎌刃城跡北一V、北一VI曲輪で検出されたSB03・SB04・SB05実測図



第18図 鎌刃城跡北一VI曲輪礎石建物SB04実測図



第19図 鎌刃城跡北一VI曲輪通路遺構SB04実測図



第20図 鎌刃城跡北一V、北一VI曲輪南辺石垣実測図

3.出土遺物

【貿易陶磁】

1は龍泉窯の青磁碗で、退化した鎬蓮弁紋が施されている。15世紀後半の製品と考えられる。2は青白磁の小壺の頸部で、唐草紋が施されている。3は青磁の皿である。口縁部を丸みを帯びた稜花としている。4~10は白磁の皿である。いずれも口縁部が外反するもので、5はその形状より碗の可能性が高い。11~12は青花の碗の口縁部である。

【国産陶器】

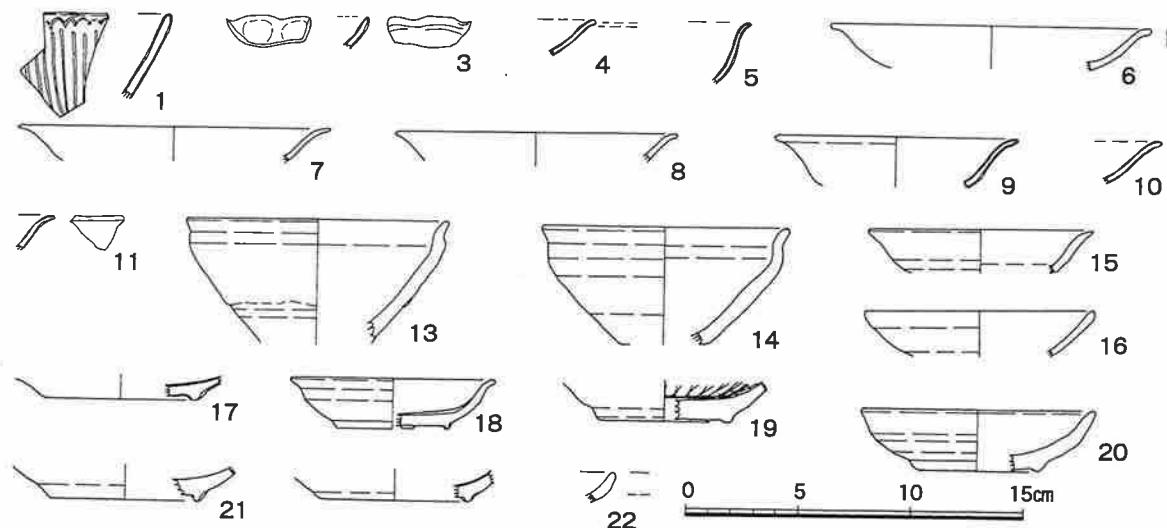
13~14は瀬戸美濃の天目茶碗で大窯Ⅲ期の製品と考えられる。15~16は瀬戸美濃の鉄釉皿で、15は段皿となる。17~22は瀬戸美濃の灰釉皿で、19は内面見込み部に輪花紋が施されている。

23~28は壺で、23は瀬戸美濃の鉄釉、24は信楽、25は瀬戸美濃の鉄釉、26は信楽壺の底部、27は常滑、28は瀬戸美濃の鉄釉の口縁である。

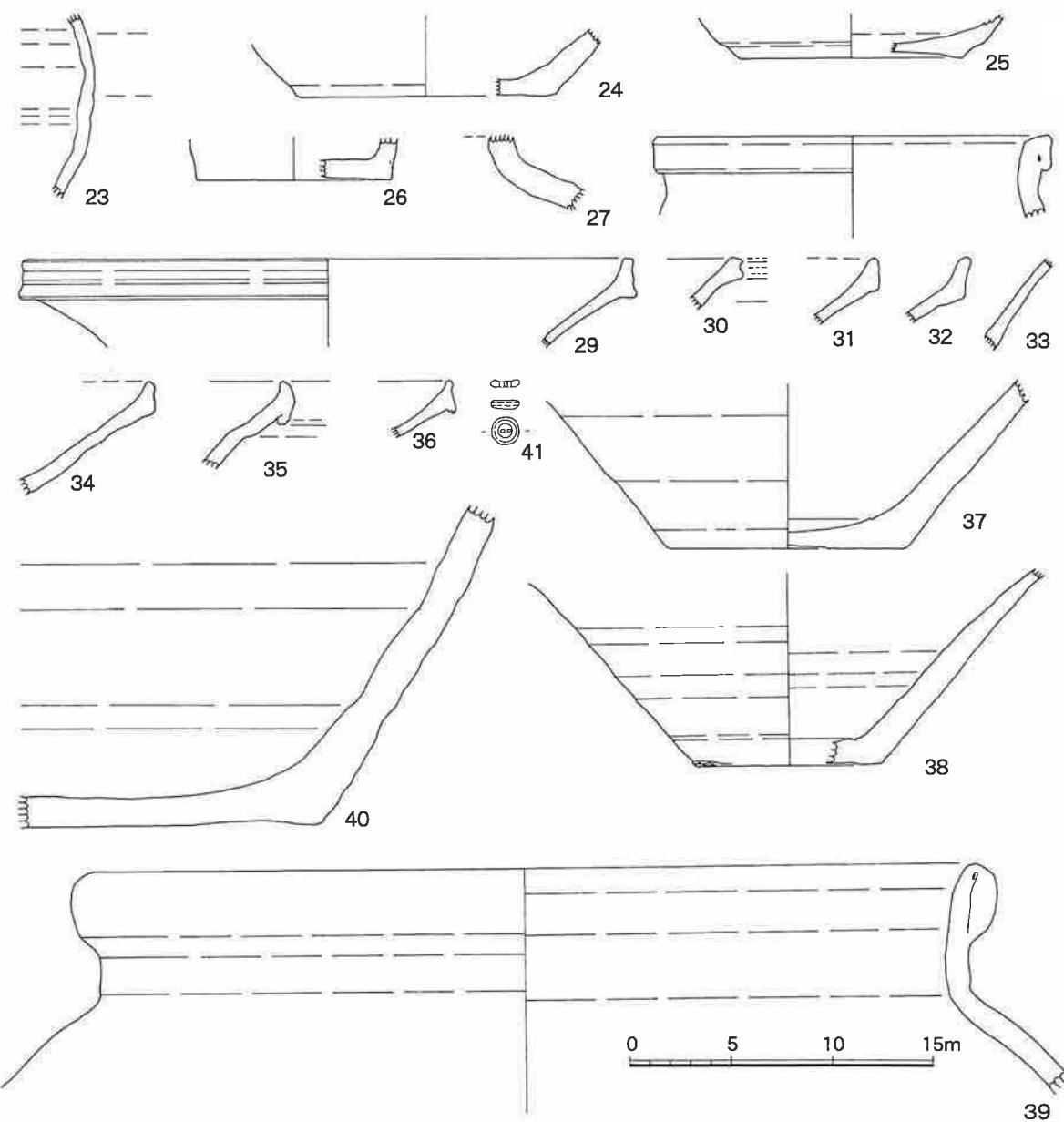
29~38は擂鉢である。37は信楽と考えられ、他はすべて瀬戸美濃産である。37は摺目が摩滅しており、かなり使用されていることがうかがえる。

39は備前の大甕の口縁で、40は常滑の大甕である。

41は直径1.4cmの円形の陶製品で、中心部に2ヵ所の穿孔がある。一見してボタンのようである。出土地はSB05埋土中であり、混入の可能性は考えられず、さらに陶製品であることより、16世紀後半のボタンではないかと考えられる。



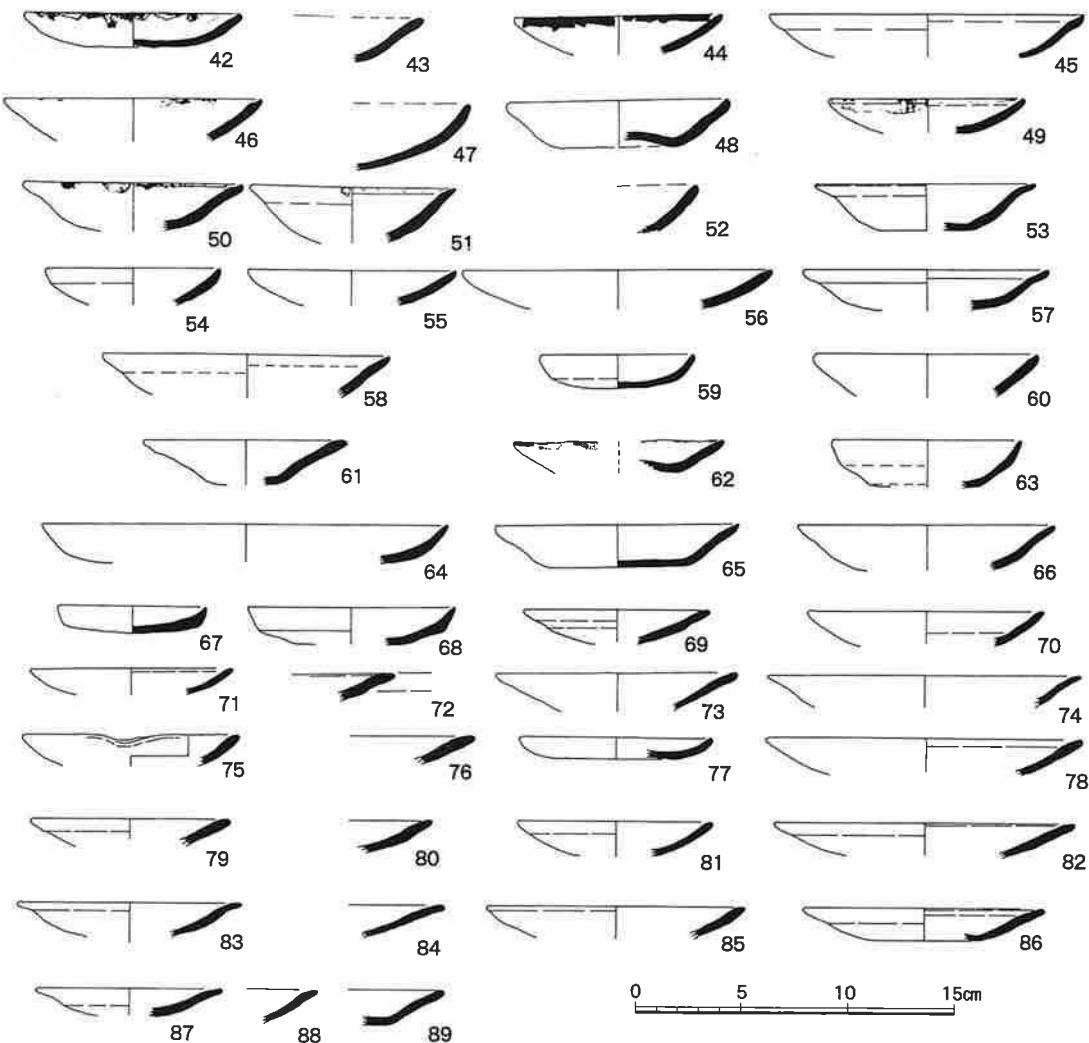
第21図 鐮刀城跡出土遺物実測図（貿易陶磁・国産陶磁）



第22図 鎌刃城跡出土遺物実測図（国産陶器）

【土師器皿】

42～89は土師器の皿である。鎌刃城跡の調査ではいずれのトレンチからも土師器の皿が出土しており、出土遺物中のなかでは最も出土量が多い。ただしその大半は小破片であり、図示できるものは少ない。さらにこれらの土師器皿には42、44、46、48、49、50、51、52、57、62などで口縁部に煤痕が付着しており、これらが灯明皿として用いられていたことがわかる。さらに図示できなかった小破片にもこうした煤痕は数多く認められ、鎌刃城内における土師器皿の使用法は儀礼の杯としてのカワラケではなく、大半は灯明皿であったことがわかる。



第23図 鎌刃城跡出土遺物実測図（土師器皿）

【石製品】

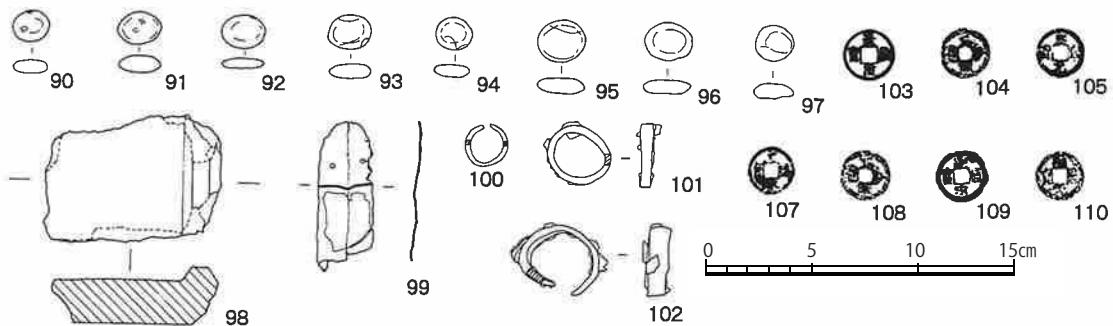
90～97は碁石である。98は笏谷石製品である。四周に縁を巡らせ、中央を窪ませている。用途は不明である。戦国時代に笏谷石製品が越前以外で出土することは珍しく、近江では小谷城跡以外には出土例がなく、今回用途は不明ではあるが、笏谷石製品が出土したことは注目できる。

【金属器】

99は青銅製品であるが用途については不明である。先端は丸みを帯びた槍先状となり、先端部付近に二ヶ所の穿孔が認められ、中心部で縦に半折れしていた。100は直径2cmの銅環で、一ヶ所で開口している。101～102は鉄環で、101は直径3cm、102は3.8cmを測り、101は開口するが、102は完全な環状となる。いずれも用途は不明であるが、甲冑など武具の金具と考えられる。

【銭貨】

103～112は銭貨である。いずれも摩滅が激しく文字の判読できるものは少ない。103、104は景祐元寶、105は熙寧元宝、109は皇宗通宝、106、107、108、110、111、112については判読できず不明である。



第24図 鎌刃城跡出土遺物実測図（石製品・金属器・錢貨）

【鉄釘】

113～290は鉄釘である。鎌刃城跡の調査では土師器皿とともにどの調査区からも出土する遺物で、総出土数は246点におよんでいる。この数は鉄釘の出土量としては戦国時代の山城としては最多となるものである。出土した鉄釘は大きく5つに分類することが可能である。

①断面の一辺が7mmを超える太いタイプのもの。113、143、165、207などがこのタイプである。
 ②長さが5cm以上の長大なタイプのもの。122は長さ11.2cmにおよぶ。完存するものは少ないが、118、121、123、137、139、142、144、156、157、158、159、164、168、172、174、176、189、190、194、196などもこのタイプである。168、172、174、176は直角に折れ曲がっており、一見鎌に似るが、いずれも鎌にしては細く、屈曲は二次的なものと考えられる。156の先端部の湾曲もこうした二次的要因によるものである。

③長さが2cm以下の極めて小さいタイプのもの。完存するものとしては132、241、268がある。これらはその大きさより床材を打ち付ける釘ではないかと考えられる。折れて全長は不明であるが、269、272もこのタイプに属すると考えられる。

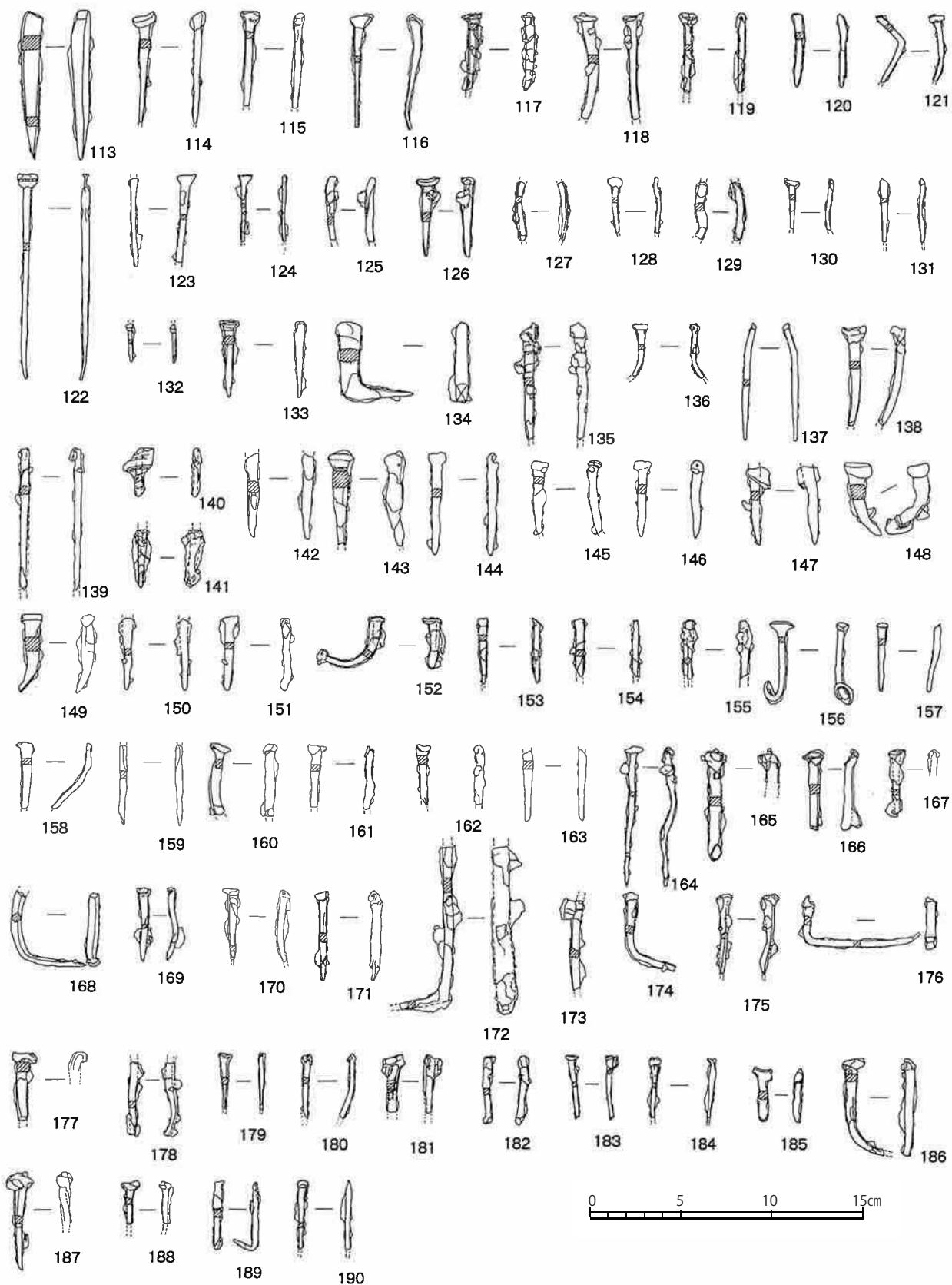
④長さ4.0～4.5cmで断面がほぼ正方形となる短くて太いタイプのもの。完存するものとしては、126、133、143、144、145、146、147、148、149、151、177、187、203、277があり、②とともに釘類のなかでは最も出土数が多い。

⑤は鎌で、134が相当する。

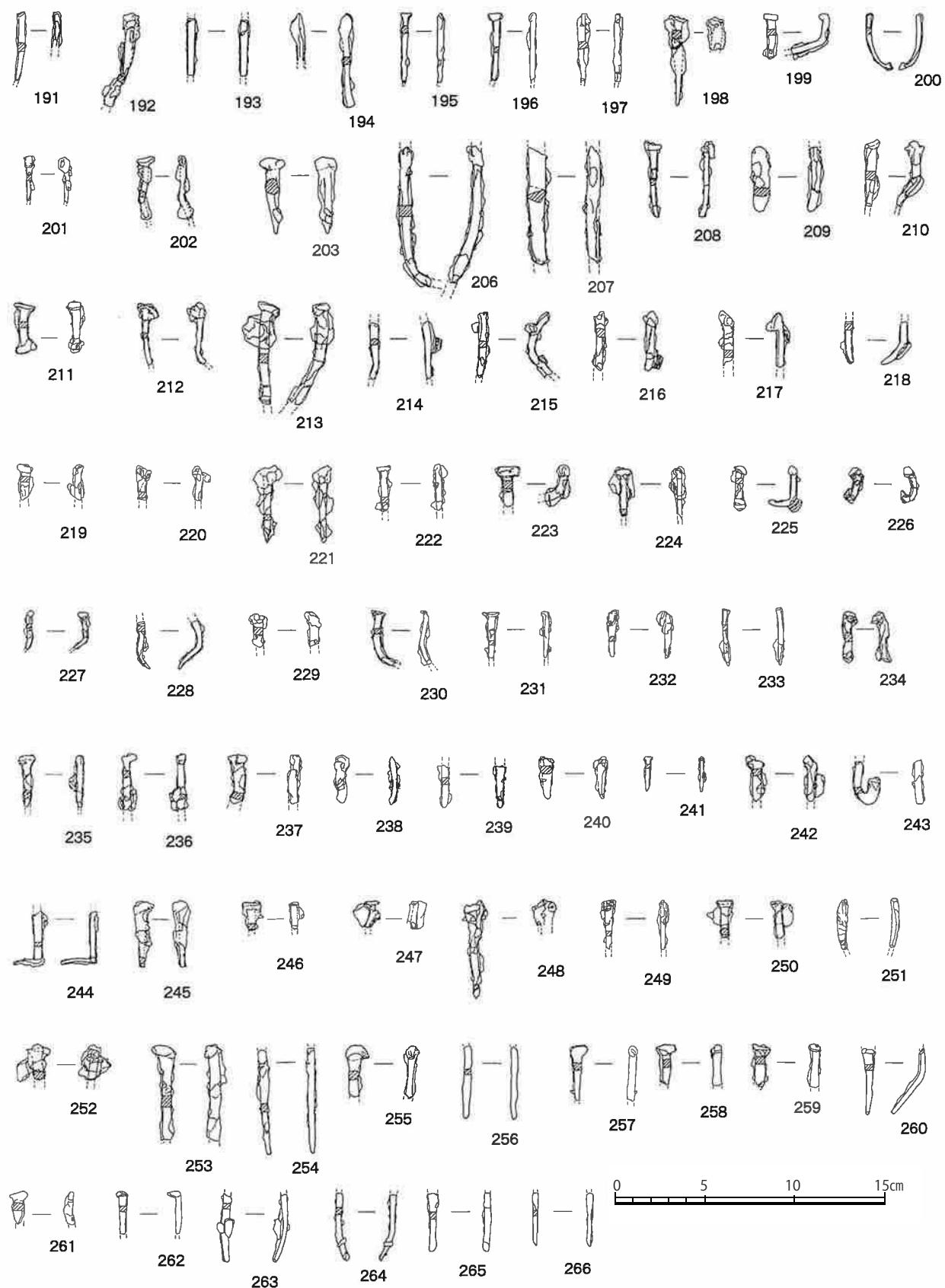
こうした数多くの鉄釘の出土により、鎌刃城内には多くの建物が存在していたことがうかがえる。特に③タイプ釘の出土から、そうした建物には縁の廻っていたことも明らかとなった。さらに折れ曲がったり、湾曲した鉄釘も多く出土していることより、鎌刃城内の建物は廢城とともに現地で解体され、鉄釘は抜き取られ、現地に捨てられたものと考えられる。

【木製品・漆器】

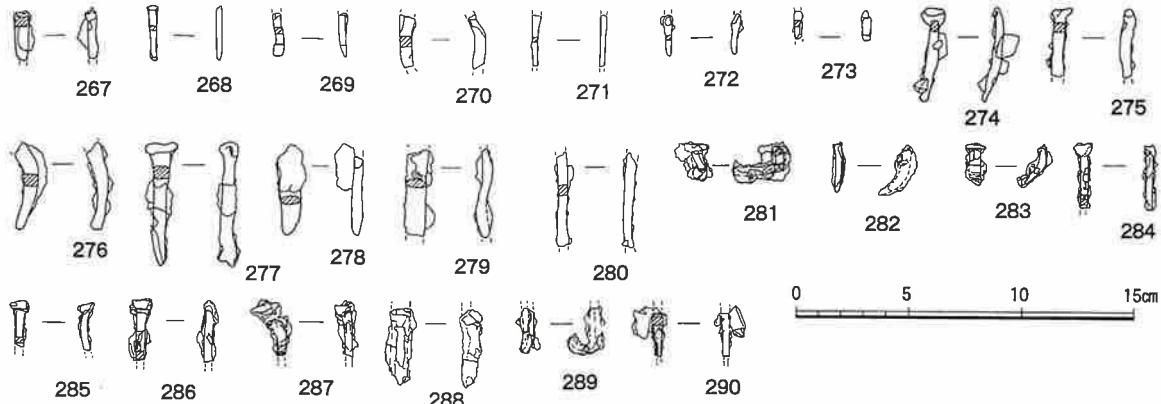
鎌刃城跡からは山城としては珍しく木製品、漆器が出土している。219～223は同一個体の木製の椀と考えられる。234～238は漆器椀で、木心は残存せず、表面の漆部分のみが残ったものである。



第25図 鎌刃城跡出土遺物実測図（鉄釘1）



第26図 鎌刃城跡出土遺物実測図（鉄釘2）



第27図 鎌刃城跡出土遺物実測図（鉄釘3）

4.調査のまとめ

検出された建物について

主郭では植林の影響も存在するものの建物が南部に偏って建てられていたことが判明した。その建物SB01は縁を巡らす建物であり、その全体像は不明であるが、おそらく主殿に相当する建物とみてよいだろう。そうであれば、主郭の中央から北部については空白地となる。もちろん植林による遺構の破壊も勘定に入れねばならないが、少なくとも主殿が主郭全体に建てられていたのではなく、南端に偏っていたことは事実である。おそらく北半分は空白地で、閲兵などの儀式の場であったものと考えられる。一乗谷朝倉氏遺跡の居館や八王子城の御主殿と同じように空白地が存在したわけである。この配置が正しければ山城でも主郭においては主殿の配置と儀式の空間の存在したこととなる。

また、北-VI郭で検出された総柱の礎石建物SB04は、地下室を伴うことより、後の天守に相当する大櫓と呼ぶべき建物であったと考えられる。それが城の中心部ではなく、先端に配置されているのは、大櫓が象徴的な建物ではなく、最前線に配置して重層的な攻撃が加えられる防御施設として城郭に導入されたものであったことを物語っている。こうした大櫓が次第に象徴的な施設となり、安土城の天主が創設されたと考えられる。つまり近世城郭の天主の始祖としても位置付けできる遺構として大きく評価できるのである。

今回の調査では思いもかけず石垣を検出することができた。しかしこのような石垣を石垣として認知できるのかという問題がある。石垣とは築石部の背後に栗石(裏込石)を充填しているものをいう。今回鎌刃城跡で検出された石垣では背面にはまったく栗石は認められず、削り込んだ地山に直接石を積んでいた。こうした定義からは今回検出された石垣は石垣とは呼べず、石積みに分類すべきであろう。ただ、築石部の石材と石材の隙間には粘土が詰められていた。これは崩落防止を目的とした接着剤として詰め込まれたものであり、ここでは石垣としての意識が感じられる。いずれにせよ、織豊系城郭の石垣とはまったく別の系譜でこの石垣は出現し、さらには織豊系城郭の石垣技術に淘汰されその構築は長くは続かなかった。

出土遺物について

礎石建物と対応するように出土遺物にも多種多様なものがあり、山城において日常生活のなされていたことが明らかにできた。特に土師器皿は儀礼用よりも、灯明皿として多く用いられていたようである。また、擂鉢も数多く出土しており、山上で調理がおこなわれていたことも明らかにできた。さらに、246点におよぶ鉄釘の出土はこの山城に多くの建物が存在し、それらは縁を持つ建物であったことも立証した。こうした遺物の組成は、鎌刃城が単なる境目の城としてだけではなく、国境の領主の詰城であったことを雄弁に物語るものであった。

第2節 太尾山城跡(遺跡番号463-010)

第1項 太尾山城跡の歴史と構造

1.太尾山城跡の歴史

JR米原駅の東側に屏風のようにそびえる山が太尾山で、その頂上に築かれたのが太尾山城跡である。天文七年(1538)の六角定頼による江北攻めで永田伊豆守、能登殿が太尾に布陣していたことが『朽木文書』の「六角定頼陣立注文」に記されている。天文二十一年には京極高広が六角方であった太尾山城の攻略を今井氏に命じている(『嶋記録』)。しかし、この時太尾山城には六角方の佐治太郎左衛門尉が守備をしており、攻略は成功しなかった。永禄四年(1561)になると、浅井長政による太尾山城攻めが開始される。当時城は六角方の吉田安芸守とその弟によって守備されており、攻撃に加わった今井定清は夜襲に誤って味方の槍を受けて討死してしまったが、ようやく太尾山城は浅井氏のものとなった。長政は中嶋宗左衛門を入れ置いたが、元亀二年(1571)、織田信長の攻撃を受けていた佐和山城が開城すると、宗左衛門も太尾山城を退き、以後廃城となつた。

『大原觀音寺文書』の「中嶋宗左衛門尉直頼書状」に「太尾門矢蔵之用、上野より材木三本召寄候云々」とあり、太尾山城に門や矢蔵(櫓)あるいは櫓門の存在していたことが知られる。戦国時代の山城の建物の存在を示す貴重な文書である。

なお、『近江坂田郡志』(大正2年刊)には「入江村大字米原太尾山上にあり、創設年代詳ならざれども、地勢上樞要の地なれば、南北朝戦乱の頃より夙に要砦となりしなるべし、此地より出でたる米原平五は明徳の乱に京極高誼に従ひ、京師に出陣したれば、或は其初は京極氏の支城として、米原氏が築きしにやあらん、文明の乱には米原平内四郎在城せり、其後京極氏に内訌を生じ鬭争多年に亘り、分國の政務乱れし後、六角定頼は屡々江北に侵入して、愛知郡以北の京極氏領を蠶食し、大永、享禄の頃より、屡々本郡に侵入して兵を動かせり、京極氏衰へ、浅井氏の起るに及びて、両氏勢力の競争点は本郡の南部なりしを以て、太尾、朝妻、磯山、佐和山の諸城は、昨は六角氏に奪はれ、今は浅井氏に復帰し、又更に六角氏の占領する等、再三其守将を替へて、恰も走馬灯の如き状況なりき、蓋し諸城の内佐和山を本拠として設けられたるなり、曾て土人等残礎を発掘して、馬具兵器の類を得たり、」とあり、その築城や城主について米原(ヨネハラ)氏の存在を記している。

この米原氏については六角定頼の庶流とする系譜が伝わり(『東北大学米原文書』)、尼子氏とと

もに出雲へ下向している。一方、本貫地に残った米原氏については『松原文書』(『米原町史 通史編』)に天文八年(1539)米原岩女、小二郎が梅ヶ原に屋敷を所有していたことが記されている。また、湯谷神社の棟札には

(表)

「 文明四 壬申 五月廿一日始之 奉行被官人米原右馬近時
遷宮道師 米泉寺実祐
奉造営湯谷社 願主今井備中守藤原秀遠
大工 朝妻郷左近允
六月廿八日造畢 助工 新左衛門 」

(裏)

「永享八年美濃守円西入道修理之処去年二月一乱之時焼失畢依奉再造者也」

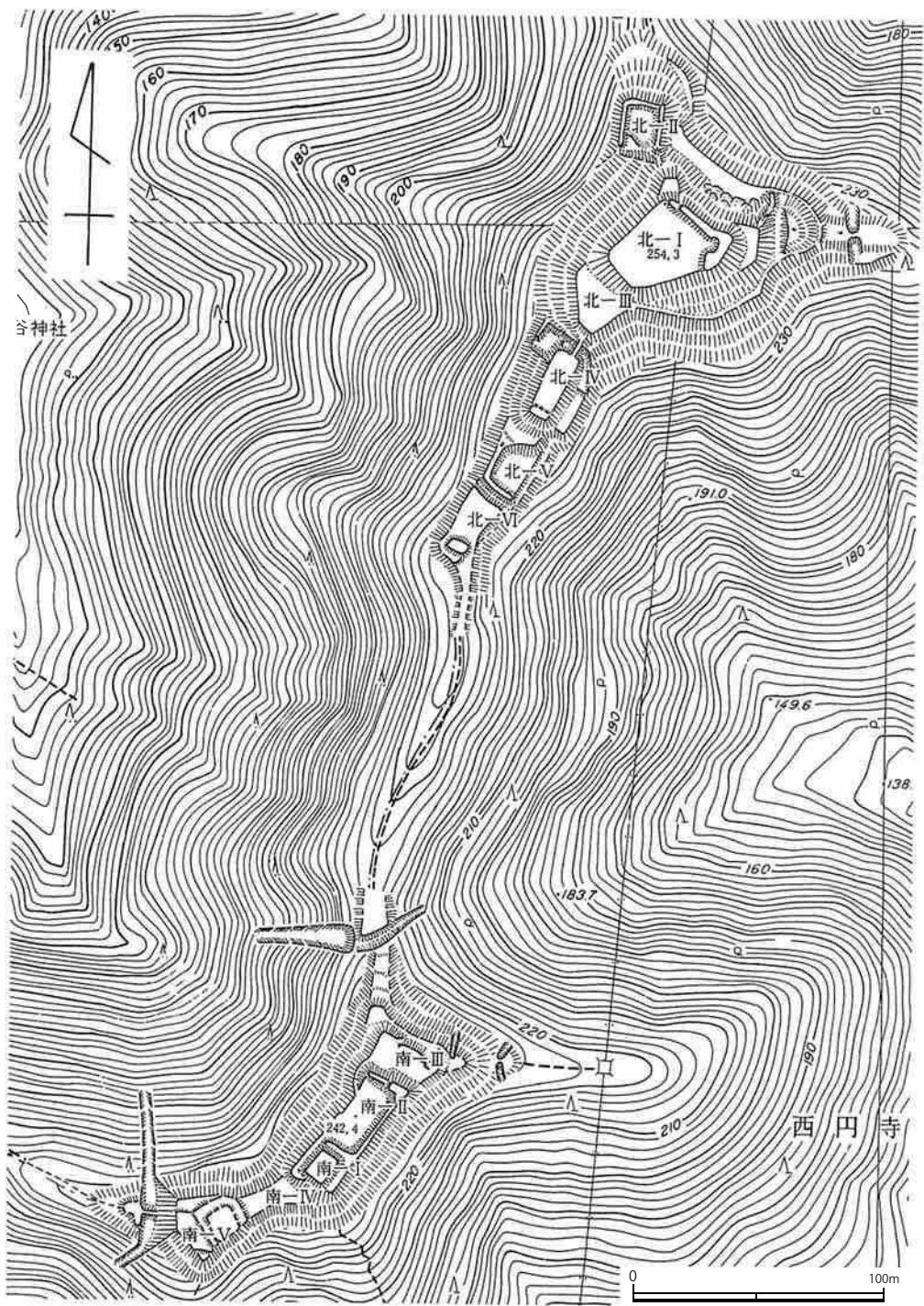
とあり、米原氏が坂田郡の有力な国人今井氏の被官であったことが知られる(ただし、この棟札は焼失しており残存しない。現存するものは江戸時代に再建されたものである)。

2.太尾山城跡の構造

太尾山城跡はＪＲ米原駅の東側、標高254mの山頂に位置している。城は北城と南城から構成されるが、両城間には自然地形がそのまま残されており、近世軍学にいう「別城一郭」構造となる。米原町域においては第4章で後述するが磯山城跡、菖蒲嶽城跡でもこうした「別城一郭」タイプが認められ、その理由は不明であるが、境目の城の特徴として捉えることができそうである。

さて、太尾山城跡の構造であるが、北城跡は北辺に土塁を巡らした主郭と南方に三段の曲輪を階段状に配し、その先端は堀切で尾根筋を切断している。主郭より東方に派生する尾根上には二つの曲輪と堀切が設けられている。北方は急な斜面で天然の要害をなし、主郭直下には土塁囲いの北-II曲輪が防御を強固なものにしている。

南城跡は方形の主郭を中心に尾根筋に階段状に曲輪を配し、北・東・南に派生する尾根先端には堀切を設けている。

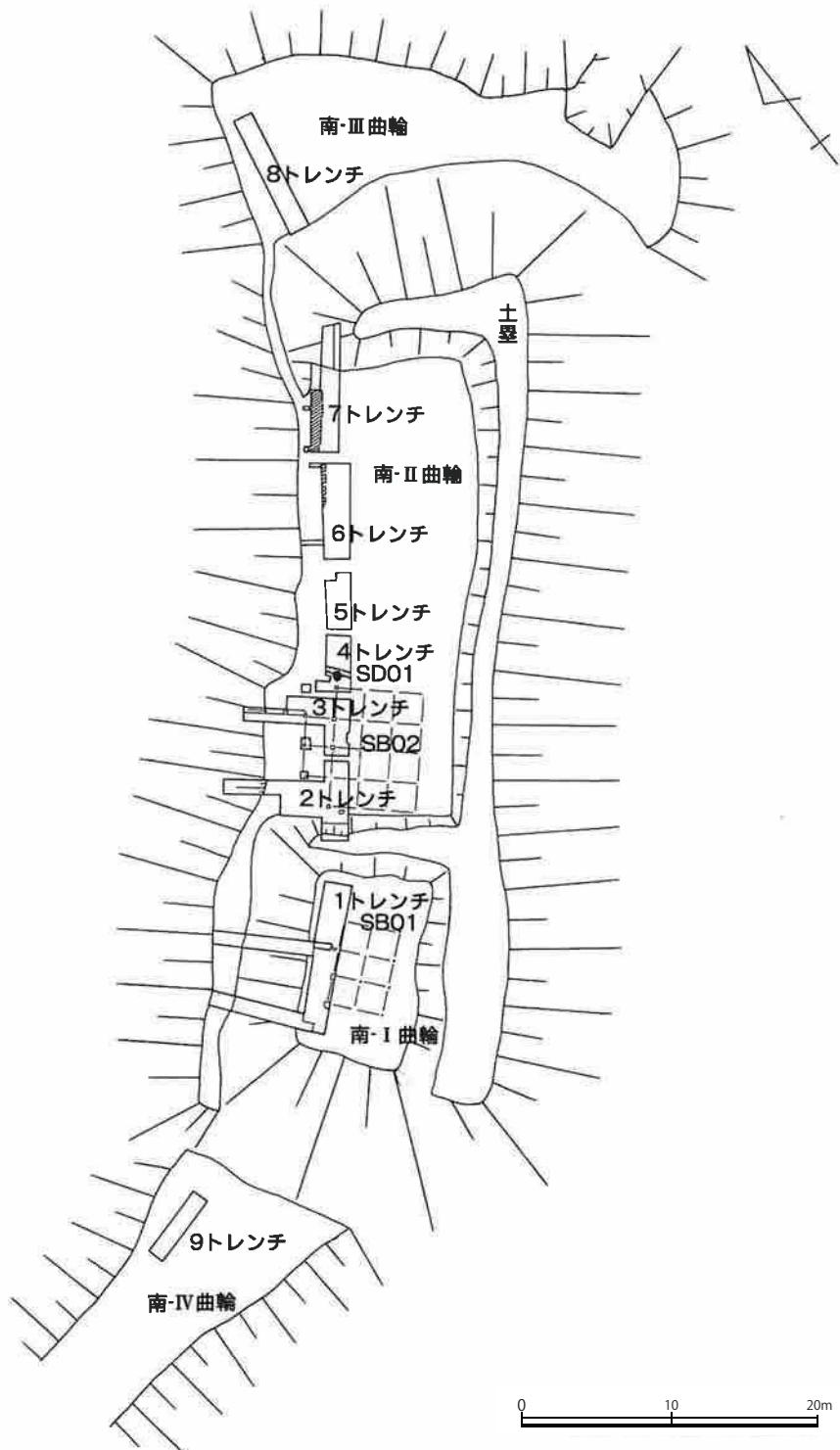


第28図 太尾山城跡概要図

第2項 発掘調査の成果

1. 調査経過

鎌刃城跡とともに残存状況の良好な太尾山城跡についても発掘調査を実施し、今後の史跡指定や保存活用への基礎資料を収集することとした。特に太尾山城跡は南城と北城とに分かれる「別城一郭」タイプとなる構造を示しているが、はたして別城が同時に存在したのか、時期差が存在するのかを把握するため、平成15年度は南城跡を調査し、16年度に北城跡を調査した。



第29図 太尾山城南城跡トレンチ配置図

2. 検出した遺構

(1) 南城跡の検出遺構

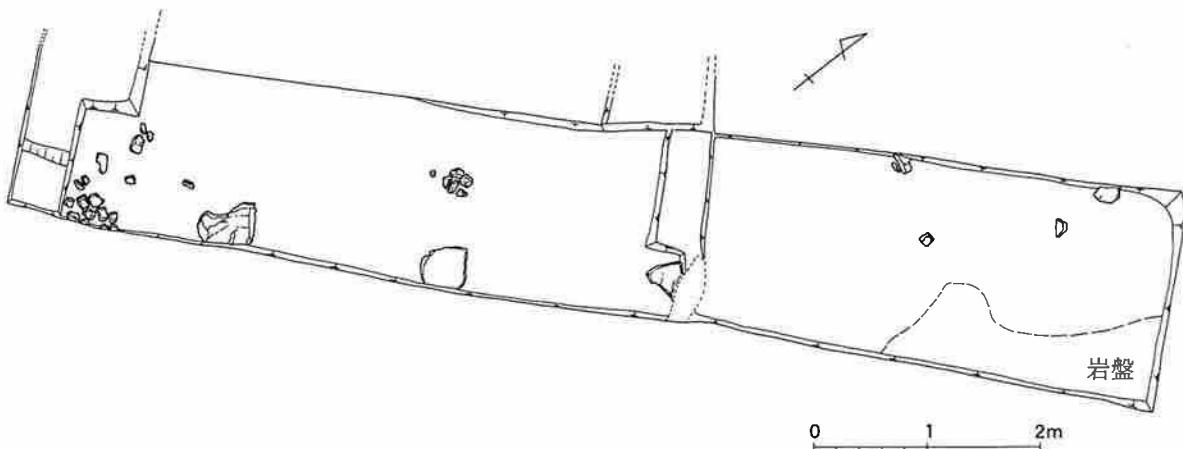
城跡の東側部分が近江町に属している関係から、それぞれの曲輪の西端部にトレンチを設定した。

曲輪Ⅰに1トレンチ、曲輪Ⅱに2~7トレンチ、曲輪Ⅲに8トレンチ、曲輪Ⅳに9トレンチを設けた。

1トレンチ

【礎石建物SB01】

曲輪Ⅰに設定した1トレンチでは、表土直下で岩盤となり、そこに据えられた3つの礎石が検出できた。このため、東側をピンポールで確認したところ、一間を六尺五寸とする二間×三間の建物であることが判明した。曲輪Ⅰは12m×10mというきわめて小規模な曲輪であり、曲輪と呼ぶよりむしろ櫓を築くための土台、つまり櫓台であったと考えられ、検出された礎石建物SB01は物見櫓であった可能性が高い。遺物には少量の土師器皿があった。



第30図 太尾山城南城跡曲輪Ⅰ礎石建物SB01実測図

2~7トレンチ

【礎石建物SB02】

南城跡で最も広く、中心的曲輪となる曲輪Ⅱには南より2トレンチ、3トレンチ、4トレンチ、5トレンチ、6トレンチ、7トレンチを設定した。このうち4トレンチ、5トレンチ、6トレンチから1棟の礎石建物が検出された。この曲輪Ⅱでも表土を剥ぐと岩盤が現れ、そこに礎石が据えられていた。なお、一部窪んだ場所では逆に土砂で埋めて、水平として曲輪を整形していた。

検出したSB02で確認できた礎石は西端辺で2個、その一間東側列で4個である。いずれも凝灰岩を方形に加工していた。また、北辺では礎石間に石列が敷かれており、また西端の礎石でも同様の石列が認められ、こうした石列がSB02の周囲を巡っていたと考えられる。東側についてはトレンチ外をピンポールで確認したところ、四間×四間規模の建物であったと考えられる。なお、一間はSB01と同じく6尺五寸であった。

岩盤直上からは土師器皿、擂鉢などが出土している。

【溝SD01】

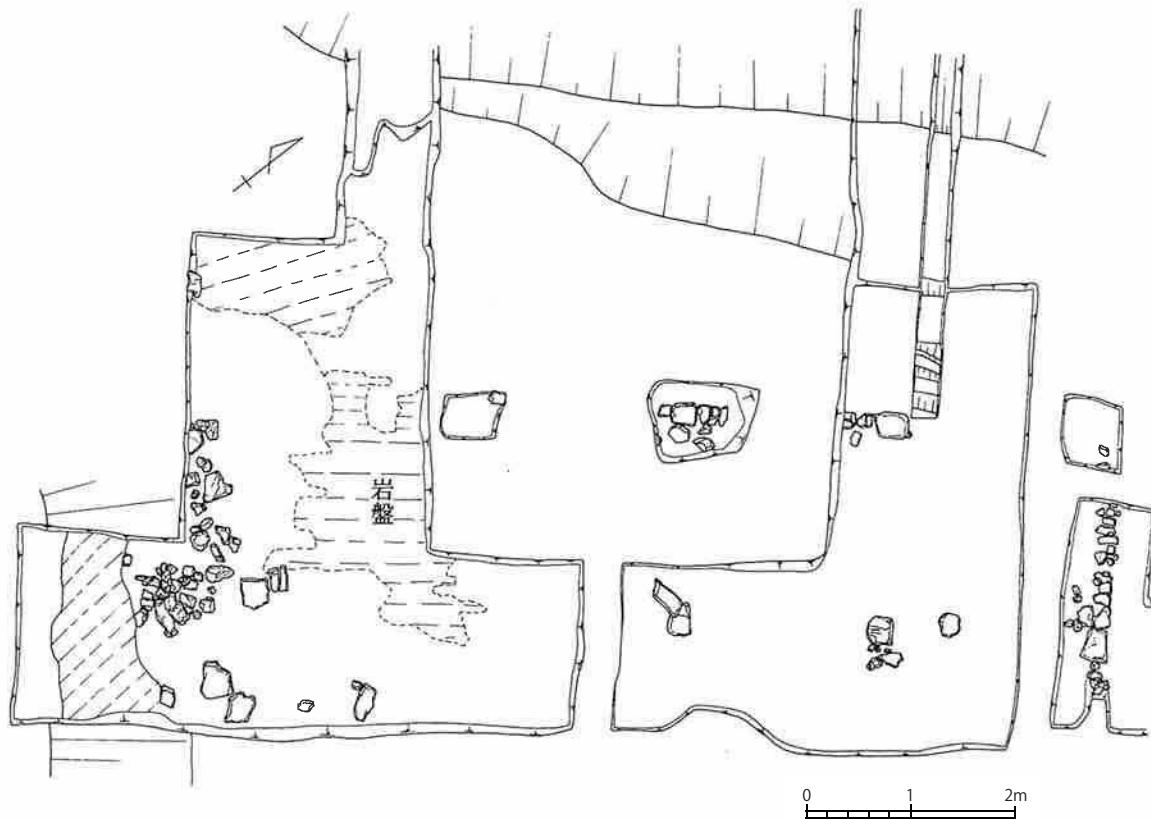
4トレンチで検出した東西方向の溝である。SB02のすぐ北側にあり、明らかにこの建物に伴う溝であることはまちがいなく、その雨落ち溝の可能性もある。幅90cm、深さ15cmを測る。この溝の南側岸で投棄された状態で大量の土師器皿が出土した。

【土壘SA01】

曲輪Ⅱの北辺と東辺には土壘が残存しており、その構築状況を確認するために7トレンチを設定した。その結果、北辺土壘SA01は表土を剥ぐとすぐに地山である岩盤が現れ、土壘は盛土による造成ではなく、削り残して造られていたことが明らかとなった。なお、土壘南側の曲輪Ⅱ平坦面では西端に集石があり、あるいは西端に設けられた土壘の基底部の可能性がある。

8~9トレンチ

曲輪Ⅲに設定した8トレンチ、曲輪Ⅳに設定した9トレンチからは遺構、遺物ともに出土しなかった。



第31図 太尾山城南城跡曲輪Ⅱ礎石建物SB02実測図

(2)北城跡の検出遺構

北城跡では曲輪Ⅰ、曲輪Ⅱ、曲輪Ⅲにトレンチを設定した。曲輪Ⅰでは調査トレンチ中央部よりやや南西寄りの位置から全長2m40cmの石列を検出した。材質はチャートで太尾山の地盤と同質のものである。6個の石が北西—南東の向きに直線上に並んでおり、北東側に対して面が調整されていた。さらに、この石列の北西端から南西に折れた位置に検出した石は石列と同じ材質で、西側に対して面を整えていた。

【礎石建物SB03】

また、石列の直近からは礎石2を検出した。この礎石2は太尾山の岩盤とは材質が異なる。そして、礎石2から南西の方角に礎石1を検出した。この礎石1と2の間隔は一間を六尺五寸(=約197cm)とした時の二間分に相当し、さらに礎石1、2の直線軸は石列の製面軸とほぼ直交する。

石列の北東側には石列と平行に並んで礎石3、4を検出した。礎石3、4の間隔は一間分に相当する。これら石列と礎石との関連性は不明である。しかし、石列が並ぶ北西－南東の向きは主郭東側に位置する土壘の向きと同じであることから、土壘の向きを意識した何らかの構造物が建っていたものと考えられる。

他に、調査トレンチからは五輪塔の笠石も出土しており、礎石に転用されていたものと考えられる。

なお曲輪Ⅲに設定したトレンチからは遺構、遺物ともに検出できなかった。

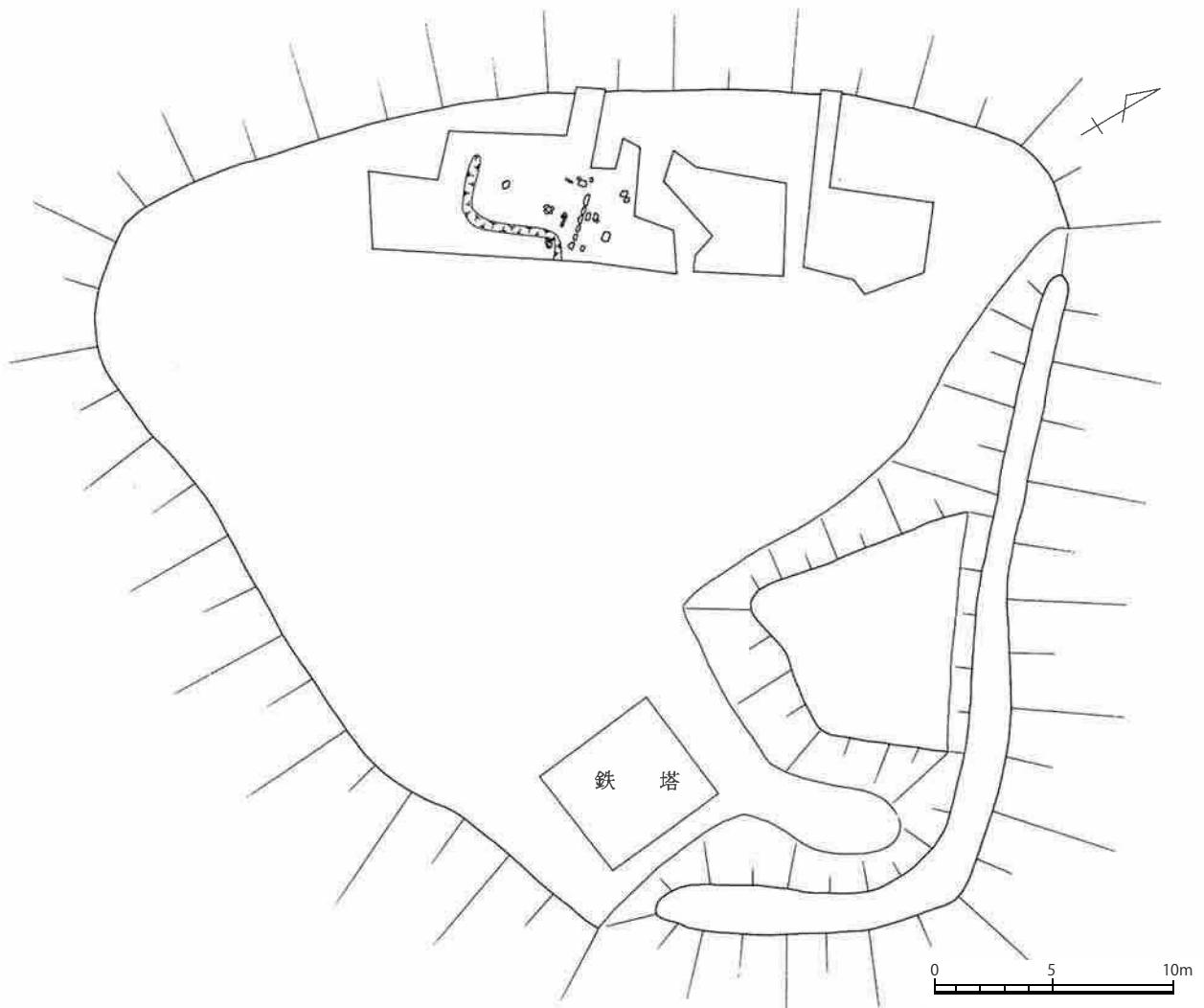
【礎石建物SB04】

曲輪Ⅱでは曲輪の北部分から礎石、石列が検出された。礎石1～11ならびに礎石a～hはそれぞれ一間の間隔で位置している。また、礎石3と礎石a、礎石7と礎石cはそれぞれ半間の間隔がある。このことから、礎石1～11ならびに礎石a～hで構成される三間×四間の礎石建物が想定される。この場合、石列1～3が礎石建物の建っていた空間を仕切っていたと考えられる。ただし、石列1から東には礎石が検出されておらず、また石列1が礎石5の位置から南に折れている点を考えると三間×三間の礎石建物に加えて礎石1、2、6、5の区画だけが突出していたとも考えられる。

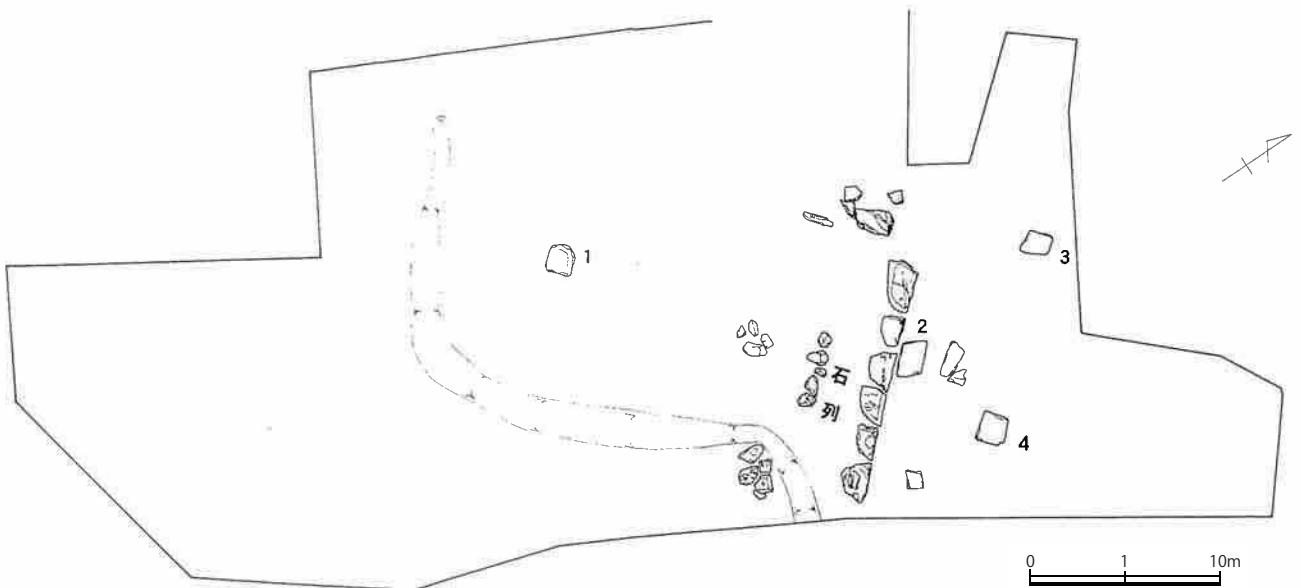
礎石1～4ならびにa、bの西側の遺構については礎石3から一間間隔で礎石12、13がある。さらに礎石1、2、3からそれぞれ西に一間半の位置に礎石ア、イ、ウがある。この礎石13ならびにア～ウからさらに西に一間の位置について確認したが、礎石は検出されなかった。また、礎石a、bの西側については礎石があると想定できる位置を確認したが、礎石bの西一間の位置に礎石iを確認したのみであった。

石列1の北側からは集石遺構を検出した。20～30cm程度の大きさで礎石としても活用できそうな石が集中して出土している。

これらの石列、礎石、集石遺構がどのように関連しているのかは不明であるが、何かしらの礎石建物が建っていたことは間違いないと考えられる。おそらくは太尾山城の北面防御の要となる重要な建物であったのであろう。



第32図 太尾山城北城跡曲輪 I トレンチ配置図



第33図 太尾山城北城跡曲輪 I 確石建物SB03実測図

3.出土遺物

(1)南城跡

南城跡からは白磁皿、瀬戸美濃天目碗、瀬戸美濃皿、瀬戸美濃擂鉢、越前擂鉢、土師器皿、鉄釘、鉄製品などがあったが、いずれも小片で図示しえるものは少ない。

【土師器】

1～7、16は土師器の皿である。1～3は小皿で分厚い。4～6は薄手の皿で口縁部には煤痕が付着しており灯明皿として使用されたものである。

【陶磁器】

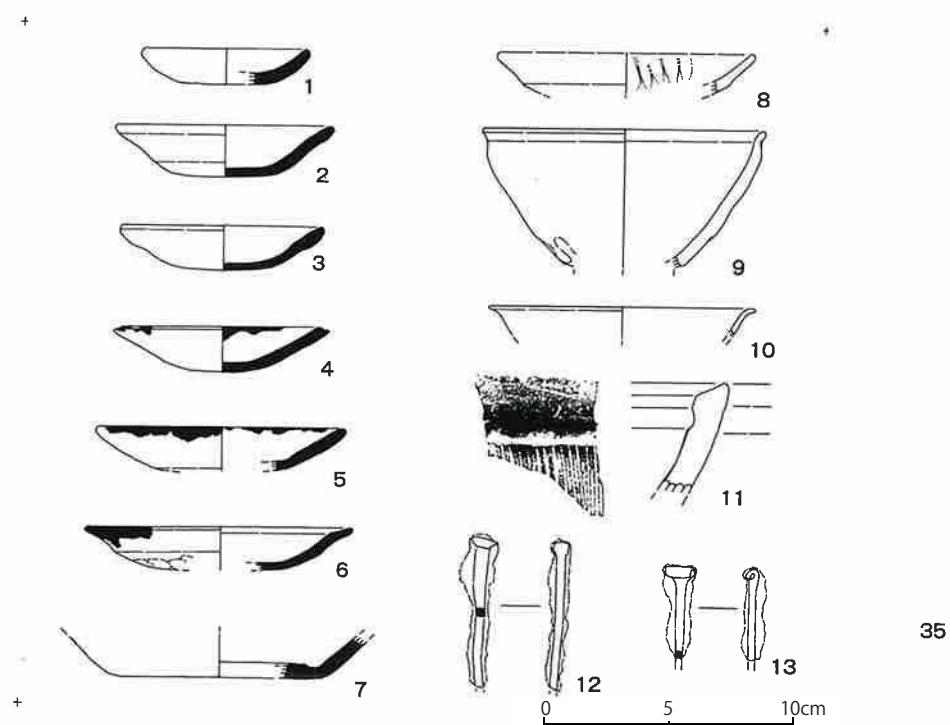
8は瀬戸美濃の灰釉皿、9は瀬戸美濃の天目茶碗で、いずれも大窯Ⅲ期の製品と考えられ、16世紀後半に位置付けられる。11、17、18は越前の擂鉢である。

【貿易陶磁】

10は白磁の端反皿の口縁部である。

【金属器】

12～13は鉄釘で、礎石建物に使用されたものと考えられる。19は鉄板で用途は不明であるが、おそらく甲冑の金具（小札？）と考えられる。



第36図 太尾山城南城跡出土遺物実測図

(2)北城跡

北城跡で出土した遺物のうち、そのほとんどは曲輪Ⅱで出土したものである。曲輪Ⅰでの調査では石列の周辺にカワラケの小片が数点出土したに留まる。そのうち、実測が可能であったものは1点だけであった。また、備前甕片が出土している。曲輪Ⅱにおける出土遺物は数量、器種ともに他に勝り、特に曲輪Ⅱで石列や礎石が集中した北部分で最も多く出土している。

【土師器】

北城跡で出土した土師器皿のうち、実測が可能なものは20～39の20点であった。口径による分類は8cm未満1点(5%)、8～11cm10点(50%)、11～15cm9点(45%)となる。24、27、29、32、33、34の口縁部には煤痕が付着しており灯明皿として利用されていたものである。

40～41は焙烙である。40は橙白色で口径28.2cmを測る。外面には煤が付着している。口縁は内反し、肉厚な口縁に対して胴部は0.4cmと非常に薄い。41は暗橙白色で口径29.0cmを測る。口縁は内反し、外面には煤が付着する。

【国産陶器】

42～44は瀬戸美濃の擂鉢である。42は摺り目原体が7条を数える。43、44は同一個体と考えられる。

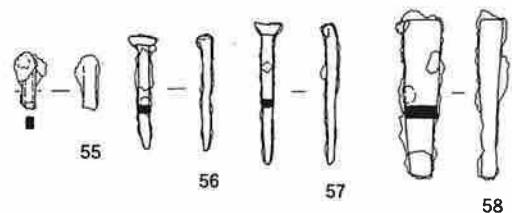
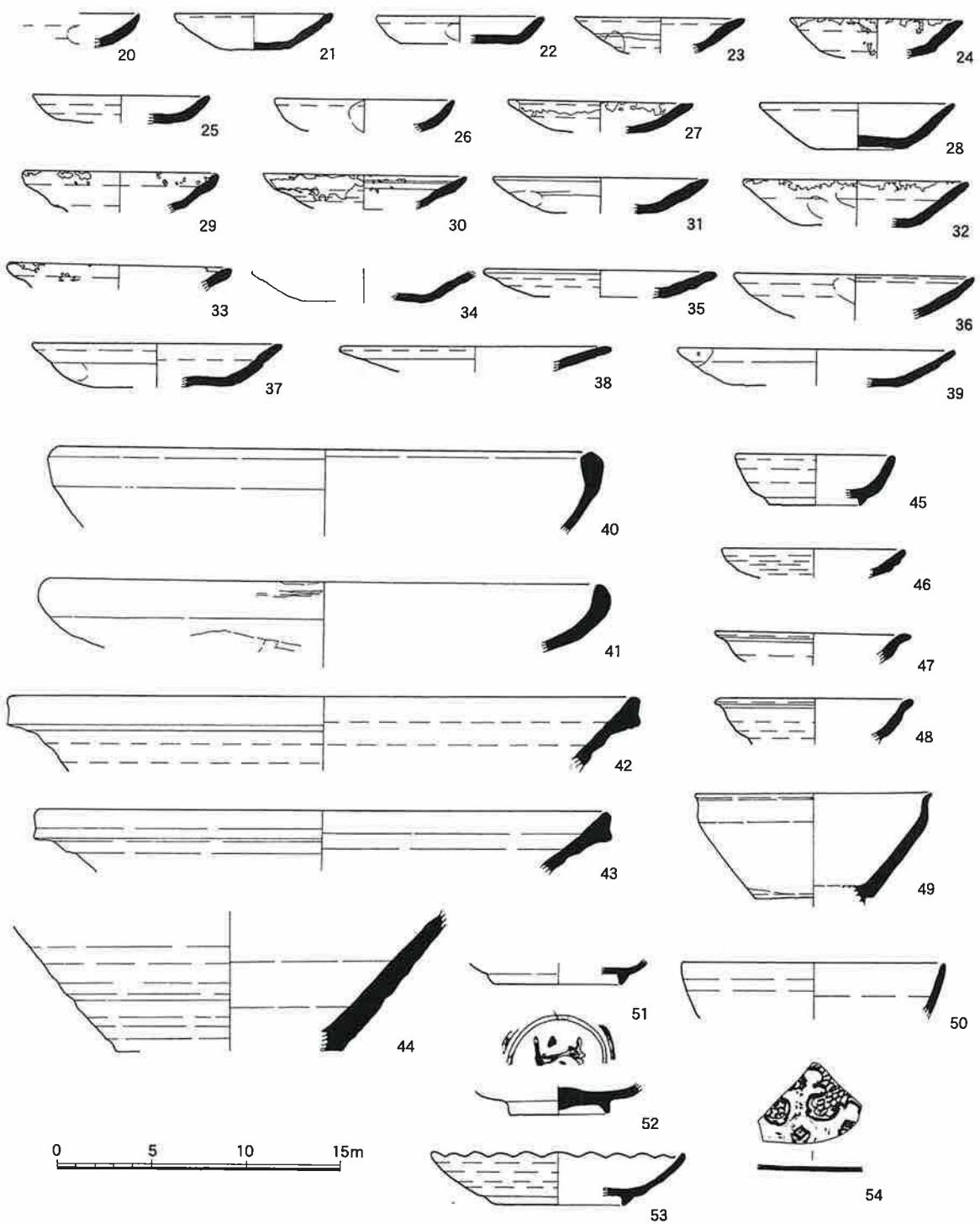
45～48は瀬戸美濃の灰釉皿、49は瀬戸美濃の天目茶碗である。50は薄手の須恵質の碗と考えられる。産地については不明であるが、外国産の可能性もある。

【貿易陶磁】

51は白磁の端反皿、52は青花の碗底部で、中国南部の製品である。53は白磁の稜花皿である。54は景德鎮製の青花皿の底部である。

【金属器】

55～58は北-I曲輪より出土した鉄釘である。



第37図 太尾山城北城跡出土遺物実測図

4.調査のまとめ

太尾山城跡の調査でも鎌刃城跡同様、山城部分の主要部が礎石建物によって構成されていることが明らかとなった。さらにこれら礎石建物はその位置や規模からSB01は櫓、SB02は御殿的居住施設、SB04は周囲に土塁を巡らせる倉庫的施設といった機能も明らかにすることができた。SB02を限る溝SD01では儀礼に用いられた後に投棄されたと考えられる土師器皿が出土しており、小谷城や鎌刃城と同様に山上で生活空間の存在したことが明らかとなった。SB04は土塁囲いの小曲輪と考えられていたが、総柱の礎石建物であることが判明した。その構造、その位置などは鎌刃城跡北-VI曲輪で検出されたSB04と類似している点は注目される。こうした土塁囲いの小曲輪は戦国期の山城では数多く見られる遺構であるが、こうした施設の構造を明らかにし得た遺構として評価できる。

遺物では北城跡出土の土師器皿の多くが灯明皿であったことも鎌刃城跡と同様であり注目される。また鉄釘の出土は礎石建物と強い関連性があり、床を持つ居住性に富む建物の存在したことを示している。

第4章 分布調査の成果

1. 平野館跡（遺跡番号463-001）

■所在地 米原市梅ヶ原か

■文献等 『嶋記録』

■城館の概要

『嶋記録』天文四年（1535）二月二十一日に、「折紙旨得其意候りやうせん二いたり被打出之由祝着候多賀畠平野館其外令放火候かまのは之儀者追而可申付候条まつ々可有帰陣候早々勵祝着候如此段最前以妙観院申へく候恐々謹言」とあり、六角定頼方の今井定清が平野館に放火したことが知られる。こうしたことから平野館は浅井氏方に所属していたようである。館主は館名から平野氏であったと考えられる。

■城館の規模・構造

平野館は梅ヶ原山の西山麓に所在していた居館跡と伝えるが、現在その痕跡を認めることはできない。また、明治十四年（1881）に作成された「梅ヶ原村地位等級縮図」にも居館の痕跡や、居館に関わる小字を認めることはできない。

2. 福島城跡(遺跡番号463-002)

■所在地 米原市梅ヶ原

■文献等 『嶋記録』

米原町教育委員会『福島城跡・米原駅西遺跡 一県営ほ場整備事業に伴う発掘調査報告書一』1992

■城館の概要

『近江輿地志略』に「福島古城址 倉に梅原村にあり。中世西山数馬清照、平野土佐守等在城す。皆觀音寺城の族下也。【浅井家記】に永正七年三月十八日今井肥前守、磯野右衛門太夫を梅原の要害にこめおくといふは是也。」とある。西山数馬清照については差し出した文書が『西山文書』に認められ、六角氏の被官であったと考えられる。ただ、『嶋記録』によると平野氏は一時、京極高広、浅井亮政方に属していたようである。

■城館の規模・構造

福島城跡については小字に「大工屋敷」「奥屋敷」などの屋敷地名が認められる周辺に存在したと考えられていた。その中心は小字「福島」で、周囲の水田より一段高く畠地となっており、ここが城跡の中心と考えられる。

平成3年に、県営ほ場整備事業(梅ヶ原地区)に伴い発掘調査が実施されたが、残念ながら福島城に関する遺構、遺物は検出されなかった。

なお、文献史料より平野館と福島城が存在したように考えられているが、あるいは平野館跡と福島城跡は同一の城館跡を混同している可能性がある。



第38図 梅ヶ原村地籍図（明治十四年～二十一年頃）福島城跡付近

3.菖蒲嶽城跡(遺跡番号463-005)

■所在地 米原市番場

彦根市中山町

■文献等 『嶋記録』

■城館の概要

菖蒲嶽城跡は市内の南端、彦根市との境界上に位置している。

今井氏は京極氏の根本被官筆頭であり、坂田郡の有力国人であったが、秀俊が六角氏に内通したことから、天文二年(1533)長浜の神照寺で切腹を命じられ、その子尺夜叉丸は六角氏の居城である観音寺城へ逃れた。

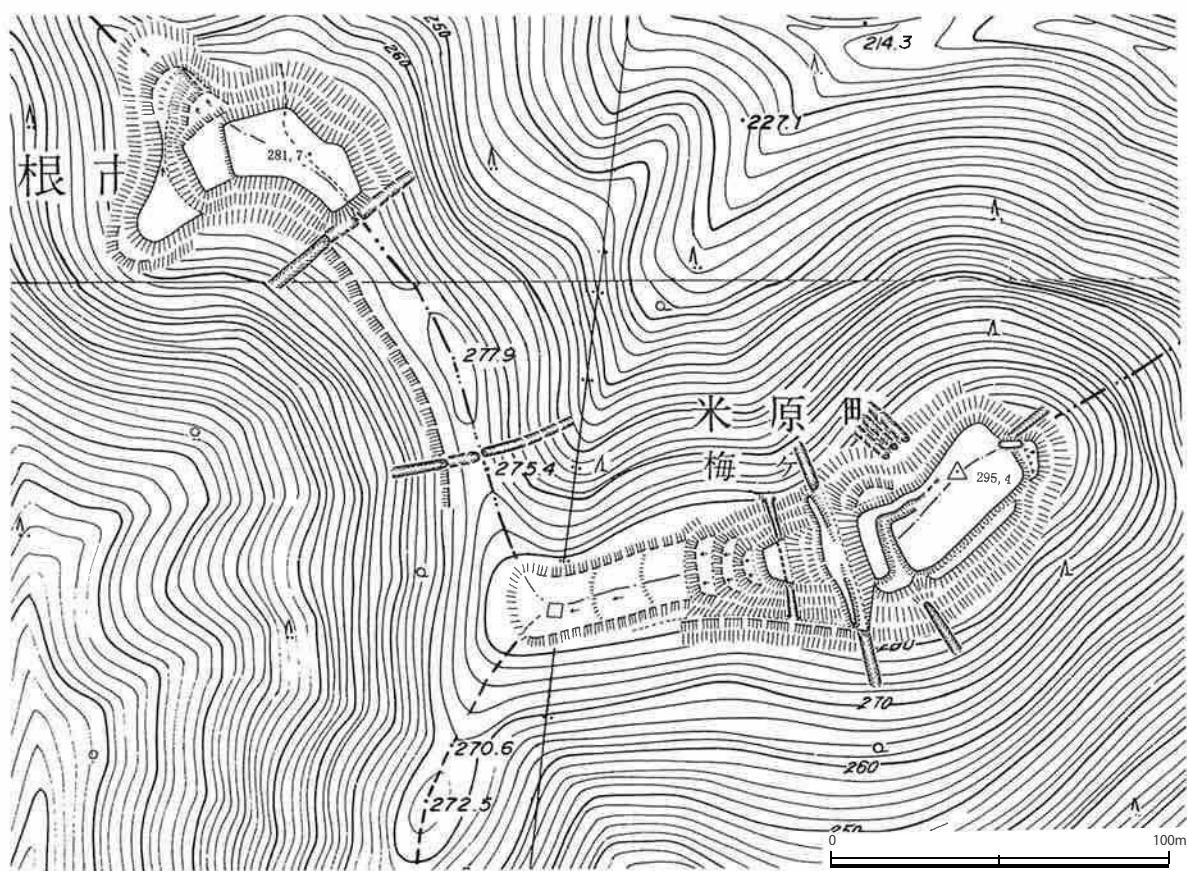
成人した尺夜叉丸は権六定清と名乗り、旧領復帰の願いから坂田・犬上郡境の菖蒲嶽に城郭を構え、北進の拠点としたのである。天文十三年には「人質として二歳の若子并嶋か嫡孫又四郎、観音寺へさし上、摺針山・菖蒲嶽を取出二して、鎌のはの通路をさゝえしかハ、敵以之外いたミけるとかや、私云、菖蒲嶽ノこと聖徳太子ト守屋ト勝負ノ始ノ城主勝負嶽ト書由云入アリ、猶可承ル、」と『嶋記録』に記されており、当時浅井氏方に属していた堀氏が籠もる鎌刃城に対して通路を封鎖する目的で築城したことがわかる。さらに同書には年不詳であるが「覚へ、吉田安芸守也、蒲生郡河内村之地頭也、彼村老共今に申ツタヘニハ、吉田安芸守スリハリ菖蒲か嶽ニ居城ト申候也、芸州ミツクリノ働アリ、」とあり、蒲生郡の土豪吉田安芸守が在城していたことが知られる。この吉田安芸守は永禄四年(1561)には太尾山城を守備しており、六角氏北進の前線指揮官的立場にあった人物である。ただ、蒲生郡に河内村は存在せず、その本拠地については不詳である。

さらに『嶋記録』には「浅妻よりすり針山さして打越、菖蒲か嶽今井か取出へ案内を申させけり」とあり、六角氏の家臣須田氏が菖蒲嶽城に案内されたが、今井定清に討ち取られた。定清は「摺針山をにけさり、観音寺さしてそ帰りける、扱こそ今井ハ箕浦の館へをし移りけれ、覚へ、天文廿年ノ此也、」(『嶋記録』)とあるように、須田氏をめし取った後に浅井氏方となり、箕浦館へ戻ることができたのである。菖蒲嶽城はこの段階で廃城となったものと考えられる。

■城館の規模・構造

菖蒲嶽城跡は彦根市中山町の北方、米原市との境界線上の標高281.7メートルの山頂に北城跡が、標高295.4メートルの山頂に南城跡が位置している。近世に成立した軍学でいうところの「別城一郭」タイプの山城である。北城跡は主郭とその北西に配された副郭から構成される簡単で小規模な城跡である。南城跡とは尾根続きであるが、主郭の南端でこの尾根を断ち切るように堀切りが設けられている。

一方、これに対して南城跡は発達した構造を示している。西側と南側に土塁を巡らせた主郭のみで構成される小規模なものであるが、西方へ伸びる尾根筋には2条の堀切と、主郭の周囲に堅堀が巡らされている。また、主郭への虎口は南西端に設けられ、いわゆる内枡形構造となっている。



第39図 菖蒲嶽城跡概要図

4.朝妻城跡(遺跡番号463-023)

■所在地 米原市朝妻筑摩

■文献等 『嶋記録』

滋賀県教育委員会『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 I-7』 1985

■城館の概要

『嶋記録』に「佐々木殿の侍須田の何かし、新庄蔵人方所縁により、新庄か館朝妻の城へ見まひけるに、」とあり、朝妻城が新庄氏の居城であったことが知られる。

新庄氏は坂田郡新庄の国人で、『寛政重修諸家譜』によると直昌のときに朝妻に城を構えたと記されている。その子直頼は浅井氏に属していたが、後に織田信長に降り、豊臣秀吉の馬廻りとなり、その子孫は常陸麻生藩主として明治まで大名として存続した。現在城跡に建つ中島神社の鳥居に架かる扁額は子爵新庄直陳の揮毫によるものである。また、新庄氏の墓所は寺倉の総寧寺にある。

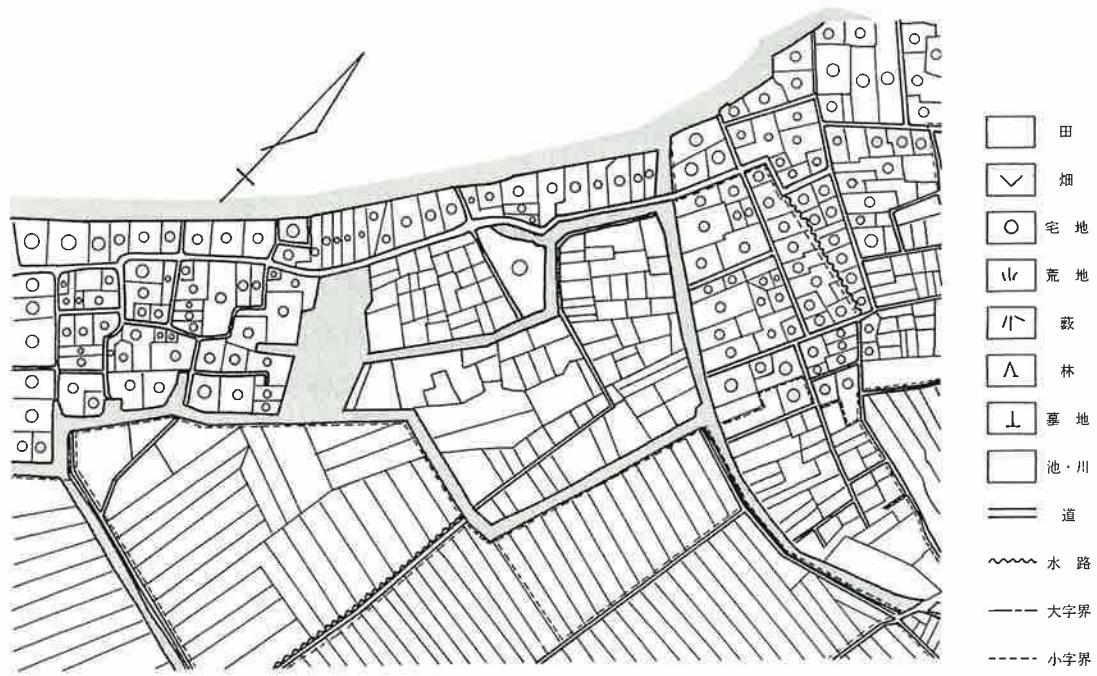
新庄氏歴代の居城は箕浦莊の新庄城であったにも関わらず、なぜ朝妻に新城を築いたのであろうか。朝妻には古代以来琵琶湖の湖上交通の要衝である朝妻湊が位置しており、浅井氏もこの朝妻湊を支配するために新庄氏に命じて朝妻城を築いたものと考えられる。そして守備のため新庄氏が入れ置かれたのであろう。

■城館の規模・構造

朝妻城跡は現在の中島神社を中心とした一画に築かれたものと考えられている。現在城跡の痕跡は認められないが、中島神社の位置する場所は小字「向蔵」で地元では「殿屋敷」と呼ばれており、近年まで南北200m、東西200mにわたって水濠が巡っていた。現在も水濠は用水路として東、南面に残存している。

年不詳(明治五～十一年頃)の「朝妻筑摩村地券取調縮図」には小字向蔵を巡る水濠が認められるが、特に南面には幅の広い水濠が描かれている。城に付随する船溜りの痕跡ではないかと考えられる。一方、城跡の北面には条里に沿わない蛇行する水田が隣接して描かれている。この蛇行が天野川の旧流路であることはまちがいない。と、なると朝妻城は朝妻湊を押さえるだけではなく、天野川の河口を押さえることによって東山道によって運ばれる東国の物資を掌握することも重要な任務として築かれたものと考えられる。

なお、小字向蔵を含めて朝妻筑摩で1984年に県営のほ場整備事業が実施されることとなり、それに伴って堀部分に数ヶ所のトレンチを設定して発掘調査が実施された。調査の結果、堀の掘削時期などは特定できず、遺物も出土していない。



第40図 朝妻筑摩村地券取調縮図（明治五～十一年頃）朝妻城跡付近

5. 磯山城跡(遺跡番号463-031、463-041)

■所在地 米原市磯

■文献等 『大原觀音寺文書』、『上杉文書』

■城館の概要

『上杉文書』「神余昌綱書状」に「六角殿出陣近辺磯山と申す地に居陣せられ候」とあり、天文七年(1538)五月に佐和山城を落とした六角定頼が北進に際して磯山を陣所として利用していたことが知られる。

「松原家譜」(松原文書)には永正年間(1504~21)に松原成久が磯山で討死したこと記しており、当初磯山城は松原(彦根市)を本拠とする松原氏が城主であったようである。『江州佐々木南北諸士帳』にも「磯山城主 佐々木浅井随兵 松原氏城代」とあり、松原氏の居城であったようである。

『大原觀音寺文書』所収の年不詳「浅井亮政下知状」によれば「大原觀音寺門前あるき両人事、申付候間、普請させらるましく候、恐々謹言 備前守亮政 八月廿九日 磯山普請 御奉行 衆中」とあり、大永年間(1521)頃の文書と考えられ、浅井備前守亮政によって觀音寺郷の村民に普請免除した文書である。この築城に際して磯山普請奉行が設置されていたことも注目される。

『鳴記録』によると、磯野丹波守員昌が永禄四年(1561)に佐和山城に入城する以前はこの磯山城にいたことが記されている。

さらに元亀二年(1571)の織田信長による佐和山城攻めに信長方の陣城として用いられたことが『鳴記録』に見える。「信長沢山へ打よせ、四方の山々へ責手の人数を仰付られけり、百々屋敷にハ丹羽五郎左衛門尉、北磯山にハ市橋九郎左衛門、南の山にハ水野下野守、彦根山にハ河尻与兵衛、」とあるが、『信長公記』では「北の山」とのみ記されており、史料によって陣城の構えられた場所が一致しない。特に磯山では織豊系の陣城遺構は存在しないので、『鳴記録』に記された市橋九郎左衛門の陣城は信じ難い。

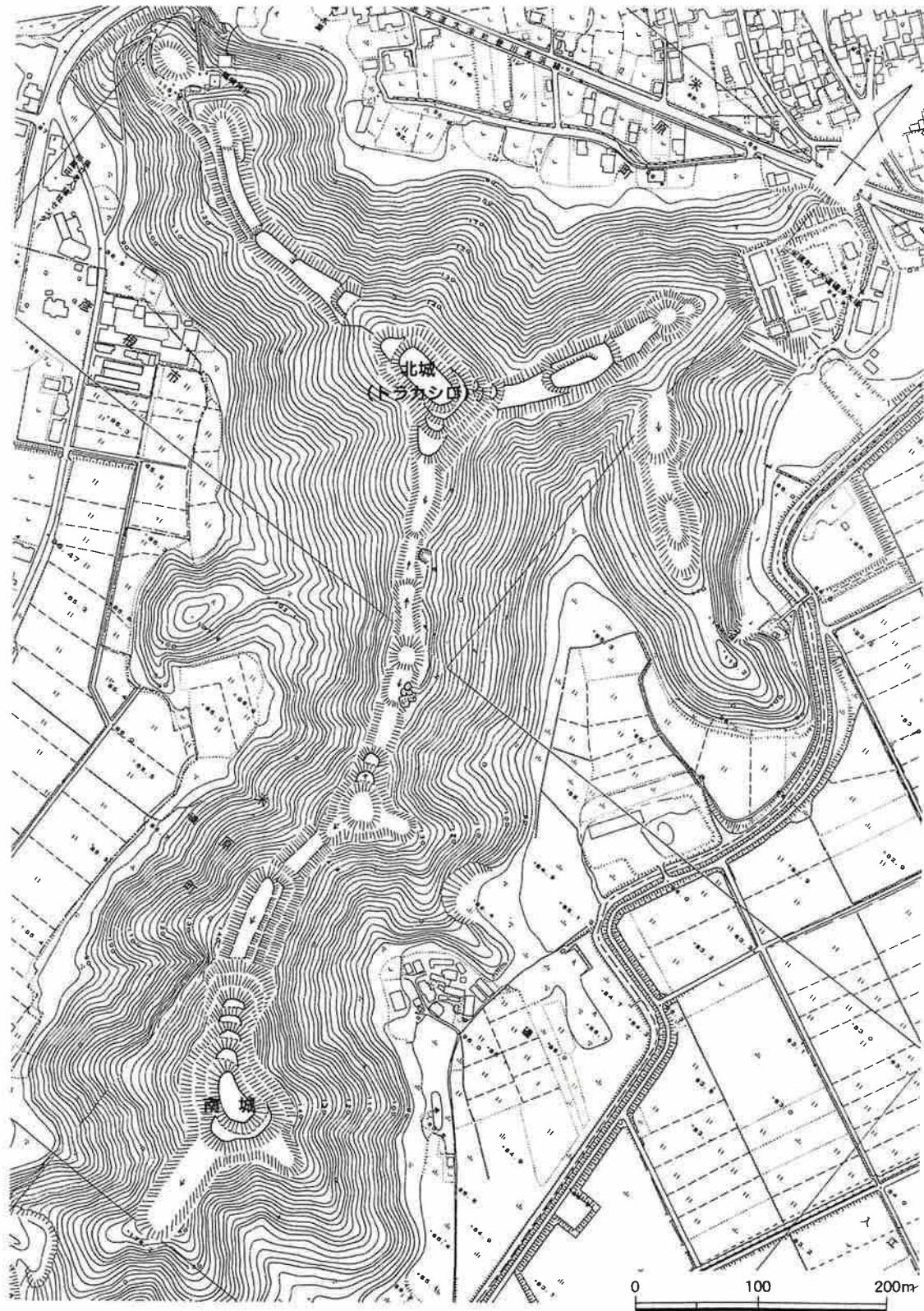
なお、慶長五年(1600)の関ヶ原合戦の恩賞により近江へ入封した井伊直政は一旦、佐和山城に入城し、新たな支配の拠点となる居城の築城を開始するが、磯山はその候補地ともなった。最終的には彦根藩筆頭家老の木俣土佐と徳川家康との直接交渉により彦根築城が決定されている。

■城館の規模・構造

琵琶湖と入江内湖や松原内湖に突出した半島状の磯山は琵琶湖の湖上交通と浜街道を押さえる要衝の位置にあたり、磯山城はその頂上に構えられた。磯山の北側のピークは小字「トラカシロ」で、虎ヶ城と呼ぶ。現在磯崎神社の奥宮が祀られており、削平された曲輪状の形状を呈している。さらに南端のピークも数段の削平が認められ、その間の尾根筋上には階段状に削平面が連なっている。しかし、こうした曲輪間を遮断する堀切や、削平地周囲に土壘などの構築物は一切認められない。また階段状に配された削平段の削平も甘く、曲輪と断定するには疑問が残る。曲輪、土壘、堀切りといった構造を持つ山城とはやや性格を異にする構造の城であったようである。

ところで、北城と南城という2つの城郭から成る形態は菖蒲嶽城跡や太尾山城跡と同様であり、軍学にいう「別城一郭」である。江南と江北の国境沿いに築かれた諸城にこうした別城一郭タイ

の構造を持つ山城が集中するのは興味深い。



第41図 磯山城跡概要図

6.樋口城跡(遺跡番号463-047)

■所在地 米原市樋口

■文献等 『淡海国木間攬』

■城館の概要

『淡海木間攬』によると「樋口村 此地ニ往古樋口氏代々居住ス、(略)古記ニ載ス樋口四郎左衛門尉息三郎兵衛兼道ハ能登守堀頼定ノ家土ニシテ、多良右近ト両老臣ナリ、」とあり、樋口には鎌刃城主堀氏の家臣樋口氏の居住していたことがわかる。樋口城はこの樋口氏の居城であった。

■城館の規模・構造

現在の樋口の集落は中山道沿いに家屋が集中する宿間の集落景観となっているが、集落の西部に寺社があり、元樋口と呼ばれていることより、かつてはこの辺が樋口村の中心であったようである。樋口城もこの元樋口に所在していたと考えられるが、現在その痕跡は認められない。また、地籍図にも城館の痕跡を示す地割りや小字も認められない。

『改訂近江国坂田郡志』に「門根の北を大字樋口と言ふ。堀氏の主臣樋口三郎兵衛は、元、此の地に移住せしより樋口を称す。土地名に小殿小路と言ふは樋口氏の居址なり。」と記されており、小殿小路と俗称される場所が樋口氏の居館跡であるとしている。

7.門根城跡(遺跡番号463-048)

■所在地 米原市南三吉

■文献等 『浅井三代記』、『江州佐々木南北諸士帳』

■城館の概要

『江州佐々木南北諸士帳』によれば「門根城主 佐々木浅井隨兵鎌足公七世孫藤秀郷孫 堀遠江守頼氏・同男二郎」とあり、門根城に堀氏が居城していたことが知られる。また、同書には「番場鎌羽城主 門根帶兼頼氏男 堀二郎」とあるので、門根の土豪であった堀氏が鎌羽(鎌刃)城と門根城の二つの城を所持(帶兼)していたようである。つまり、門根が鎌刃城主堀氏の本貫の地であり、そこに平地城館(居館)を持ち、国人として発展していくなかで、境目の領主として詰城兼境目の城として鎌刃城を築いたと考えられる。

『江北記』によると、文明十八年(1486)十月に京極秀綱が門根城主の堀氏成を攻めたとあり、堀氏が多賀宗直方に属していたことがわかる。

『浅井三代記』には永正十五年(1518)のこととして今井肥前守らが門根村の城に立て籠もったことが記されている。

■城館の規模・構造

明治六年(1873)に作製された「門根村地券惣絵図」(米原市所蔵)を詳細に検討すると、小字「城山」の存在に気がつく。現在の八幡神社一帯で、小字の範囲も非常に狭く、小字域が門根城跡そのものである可能性が高い。八幡神社は中山道に面して東西50m、南北75mの規模で、街道面より10mほど高い丘陵上に立地している。門根村内で街道に面し、周辺より一段高いこの地は城館を構えるには最も適した場所であったと考えられる。城館としての構造は不明であるが、その位置はほぼ確定できたものと考える。

今後は周知の遺跡として登載し、周辺の調査に期待したい。

8.殿屋敷遺跡(遺跡番号463-051)

■所在地 米原市番場

■文献等 米原町教育委員会『殿屋敷遺跡発掘調査報告書－西番場地区団体営土地改良総合整備事業に伴う発掘調査－』1993

■城館の概要

米原町と近江町にまたがる箕浦荘には複数の地頭が置かれていた。天野川より北には丹治氏が、南には土肥氏が任じられていた。土肥氏は関東御家人で、承久の乱における勳功の賞として地頭職を得たものと考えられる。土肥氏は惣領家と庶子家にわかれ、惣領家が番場を含む「本庄東方」と呼ばれる地域を、庶子家はその西の地域を支配した。その後庶子分は室町幕府奉行人松田長秀の所領となり、さらに15世紀後半には京極政経によって押領されている。弘安七年（1284）に鋳造された番場蓮華寺の梵鐘銘にある「大檀那沙弥道日」は『吉田本追加』にみえる「土肥六郎入道行蓮、舎兄三郎入道々日と六波羅において御沙汰を経られ、」とある三郎元頼にあたる。元頼は蓮華寺の大檀那として一向俊聖を招いて蓮華寺の伽藍を再興している。

室町時代の土肥氏は『文安年中御番帳』・『永享以来御番帳』・『東山殿時代大名外様附』などに土肥三郎右衛門尉、土肥三郎などの名が見え、室町幕府の奉公衆の二番所属となっている。また、長享元年（1487）の將軍義尚の六角親征に随行した人々を記した『常徳院殿様江州御動座當時在陣衆着到』には奉公衆二番として「土肥民部少輔」の名がみえる。

応仁・文明の乱は江北においては京極氏の勢力を伸長させた。その結果、京極氏の家臣の勢力も伸長するが、奉公衆は排除されていった。土肥氏についても応仁・文明の乱以降動向がつかめなくなる。記録では『昔御内書符案』に永正七年（1510）に土肥美濃入道が、將軍より岡山城の攻撃命令を受けたのを最後に登場しなくなる。

この番場の土肥氏の居館が殿屋敷遺跡と考えられる。

■城館の規模・構造

殿屋敷遺跡は番場の最も奥まった部分（南西端）に位置している。この西番場は元番場と呼ばれ、街道の宿場として整備される東番場以前の箕浦荘の中心地であった。その一画に小字「殿屋敷」がある。明治六年（1873）作製の「番場村地券取調総絵図」に記された小字「殿屋敷」には見事に方形区画された一画が描かれている。東側の山を背にして前三方を細長い地割りが巡っており、これが土塁の痕跡を示しているものであろう。堀として利用された川（和佐川）を隔てて、西側には中山道（東山道）が通る。現在も地籍図とほぼ同じ景観で南北約35m、東西約30mの方形区画の水田が残されている。

なお、中世の東山道は番場を通過する近世の中山道と重複するのではなく、山麓直下（現在の名神高速道路の路線）を通っていたとも言われている。いずれにせよ、殿屋敷遺跡のすぐ東か西に幹線道路が通っていたこととなり、箕浦荘の中心として居館が構えられるには最適の場所であった。

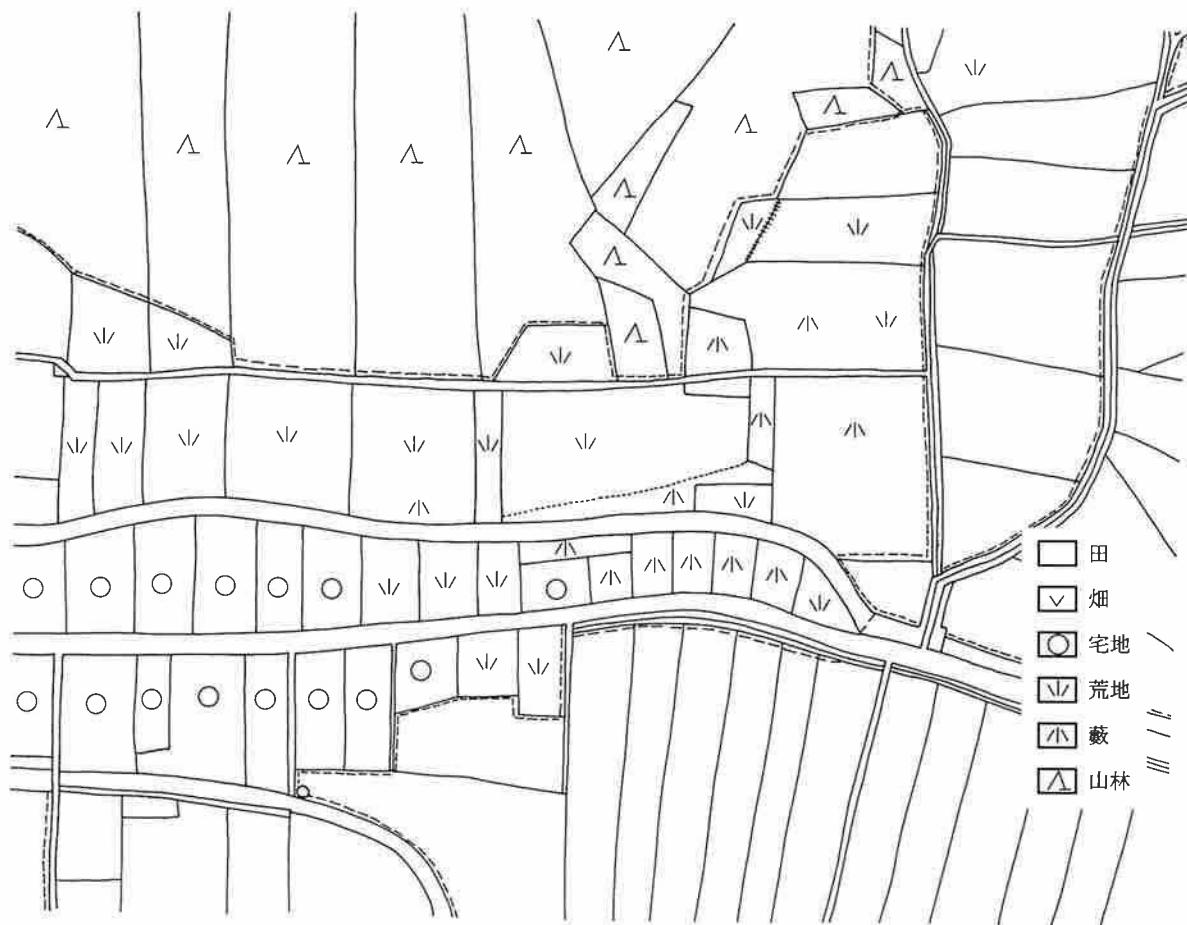
なお、殿屋敷周辺には城館に関連すると考えられる小字として「的場」「木正司」などが認め

られる。

1991～92年、殿屋敷周辺で団体営ほ場整備が実施されることになった。殿屋敷自体はほ場整備の範囲外であり、発掘調査対象外となったが、周辺にも遺跡の広がる可能性があることより試掘調査を実施したところ、殿屋敷の北側約100mの地点で中世遺跡の存在することが確認された。

試掘調査を踏まえて、改めて発掘調査を実施したところ3時期にわたる屋敷地を検出することができた。検出された遺構はⅠ期が13世紀末～14世紀初頭に、Ⅱ期が14世紀代、Ⅲ期が14世紀末～15世紀初頭に相当するものと考えられる。こうした年代よりこの屋敷は土肥氏の居館と強いつながりのある遺構であることはまちがいない。おそらく土肥氏の被官もしくは土肥氏一族の屋敷であった可能性が高い。

出土した遺物は豊富で、中国産の青磁碗・白磁皿、瀬戸美濃皿、常滑壺、信楽壺、瀬戸美濃壺、常滑甕、信楽甕、山茶碗系鉢、信楽鉢、土師器鍋・皿、瓦質土器羽釜などの土器・陶磁器をはじめ、漆器椀、木地椀、木製物指、曲物、箸などの木製品、温石などの石製品があった。



第42図 番場村地籍図（明治六年）殿屋敷付近

9.番場城跡(遺跡番号463-055)

■所在地 米原市番場

■文献等

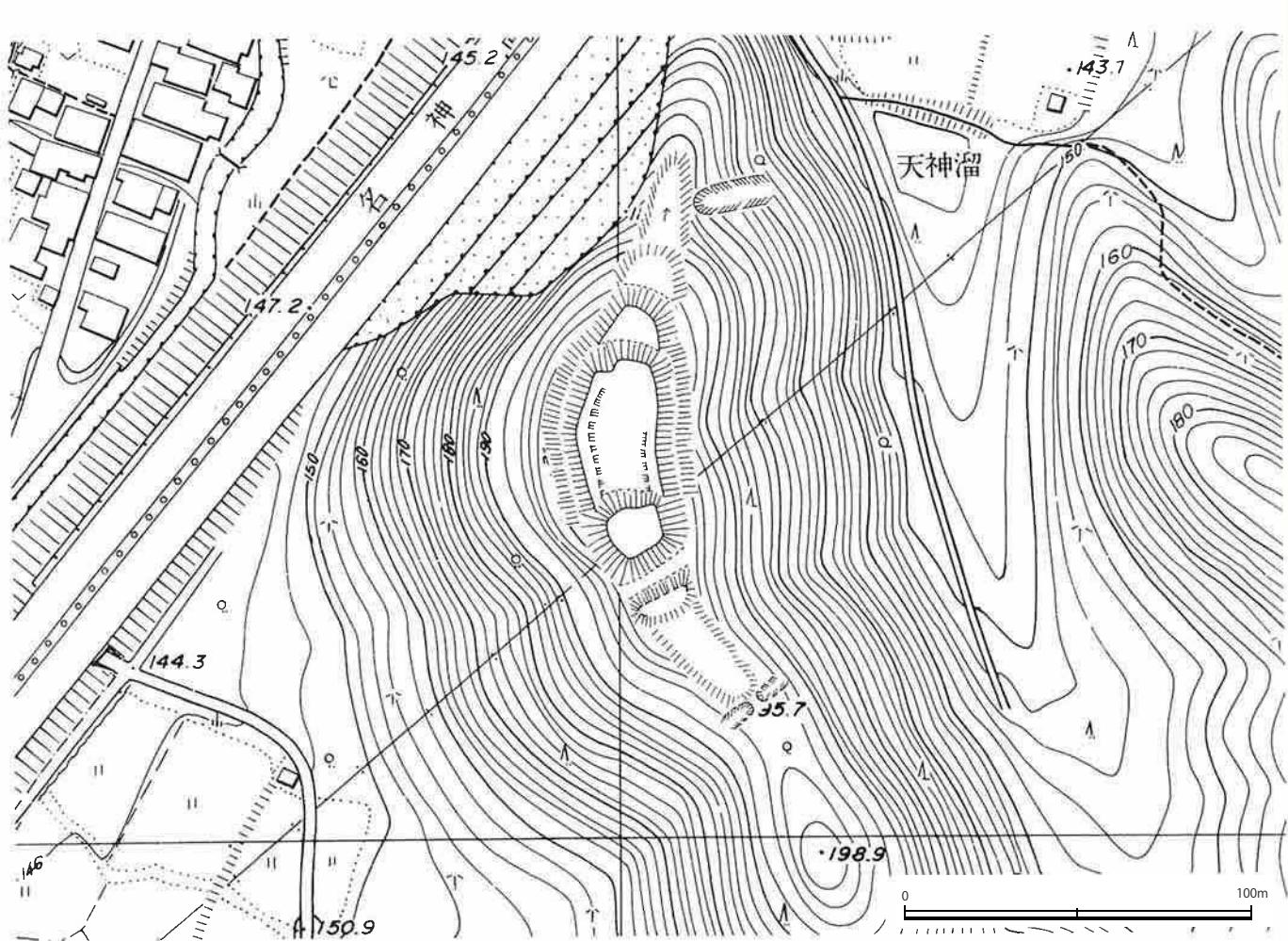
■城館の概要

『近江国坂田郡郷土在名牒』（『江龍文書』米原市所蔵）に「番場城主 土肥左京進尊朝 同三郎 樋口三良左衛門 多羅左近」「鎌刃城主 堀遠江守 同二郎」とあり、番場城主として土肥氏の名が見える。古くより土肥氏は鎌刃城主として伝えられているが、この文書では番場城と鎌刃城を別個のものとして認識している点は興味深い。他の地誌類ではこの二つの城跡を混同して鎌刃城主を土肥氏と記し、近代以降も坂田郡志などに引き継がれたものと思われる。

ところで、ここに記されている番場城であるが、土肥氏の居館である殿屋敷遺跡を指している可能性も充分考えられる。ここでは殿屋敷遺跡の背後、天神山で確認された山城跡を番場城としておく。

■城館の規模・構造

殿屋敷遺跡の南方約100mの丘陵先端部に小規模な山城遺構が認められる。天神山と呼ばれているが、小字は殿屋敷の内に含まれる。その構造は尾根筋を堀切で切断して城域を設定し、二段の曲輪を設けている。主郭南端の堀切に接する部分には一段高く櫓台が構築されている。また、主郭の周囲には土塁が巡らされていた痕跡が残る。規模や立地からみて、この城跡が殿屋敷の詰城ではないかと考えられる。ただ鎌倉時代の地頭土肥氏の段階では、居館と詰城という二元的構造はまだ成立しておらず、室町時代、特に応仁・文明の乱頃に土肥氏によって築かれた山城である可能性が高い。土肥氏は戦国時代には没落していることと併せて考えると、小規模で軍事的にも発達した構造を示していないことなどプリミティブな山城であり、応仁・文明の乱から戦国時代までの間に築かれたと考えられる。



第43図 番場城跡概要図

10.地頭山城跡(遺跡番号463-057)

■所在地 米原市南三吉、寺倉

■文献等 『今堀日吉神社文書』、『鳴記録』

■城館の概要

「保内商人申状案」（『今堀日吉神社文書』）に「天文廿二年候や、地頭山被責落候年の御事候」とある。これは天文二十一（1558）年、六角義賢が浅井方の鎌刃城、菖蒲嶺城を落とし、翌年に地頭山城を攻めたときのことを記しているものと考えられる。

『鳴記録』によると、浅井長政の時代には今井氏の一族が当城を守備しており、朝妻城主で六角氏方の中村某が当城や門根城を攻めて今井定清軍と寺倉付近で合戦におよんでいる。中山道を直下に見下ろす立地から街道監視の城として築城されたものと考えられる。

なお、『改訂近江国坂田郡志』には「江北記に「根本當方被官之事」とある中に堀氏の名見ゆ。始め土肥次郎の鎌刃城に在りしが、鎌刃は要地に非ざれば、後に地頭山に據りて箕浦庄の内を領せり。地頭山は番場と門根との間に在る山にして、城濠の跡、猶、存す。この山は箕浦街道と磨針街道の要点にして、地の理を占めたり。」と記されており、鎌刃城が中山道よりかなり山間部に位置しているため、新たに築かれたのが地頭山城であるとしている。この説が流布したため、『日本城郭全集』第9巻(1967年 人物往来社刊)にも、「堀氏は最初、鎌刃城を居城としたが要地ではなく、地頭山に築城、これに拠った。(略)『信長公記』にある「みのうら表、堀、樋口居城近辺・・・」が堀氏の箕浦城という錯覚を与えたものであろう。この戦いに自ら働いた秀吉は「鎌刃城」といつているが、これが真相である。堀氏が地頭山城を居城として以来、従来の鎌刃城は廃城となつたが、地頭山城のことを鎌刃城と呼んだこともあり、同じ『信長公記』にある秀吉の手紙の鎌刃城を、地頭山城とかその城下の意味に解釈してよいのである。」と記されている。

しかし、城郭構造(繩張り)からも鎌刃城のほうがより高度な技術で築かれていることは明らかであり、さらに発掘調査の成果からも16世紀後半まで存続していたことは明らかにできている。しかも文献からは天正三年（1575）まで存続していたことが明らかであることより、この説は成り立たない。

■城館の規模・構造

地頭山城跡は中山道を眼下に見下ろす標高249.1mの山頂部に築かれている。曲輪Ⅰは山頂に構えられた主郭である。その削平は不明瞭である。周囲には低いが一段の段差を設け、帯曲輪を巡らせている。主郭Ⅰの南端には櫓台を伴う土壘④が設けられ、その南側に一段低く副郭Ⅱが配されている。

副郭Ⅱは地頭山城跡のなかで最も遺構の残存状況のよい曲輪である。周囲に土壘を巡らせ、その内部に三段に区画している。土壘は西辺の中央付近で開口しており、ここが虎口であったことを示している。さらに副郭の斜面の東側から南側にかけて、連続する堅堀群⑤が設けられている。主郭Ⅰの北側背面には山頂を削平した曲輪Ⅱが続くが、主郭同様削平は非常に不明瞭である。ただ数段にわたって段差を設けていたようで、なかには段差に石列を設けた部分もある。ただし、

こうした曲輪の段差が山城のものであるのか、後世の搅乱によるものかは不明である。この曲輪Ⅱの北端は急傾斜の切岸を設け、さらにその直下には堀切①を構えて尾根筋を切断している。

堀切②は地頭山城の北を限る堀切であり、城跡のなかでは最も深くて広い。ところがこの堀切②と曲輪Ⅱの間はほとんど自然地形のままであり、城郭施設と思しき構築物が一切認められない。あるいはこの間は城域ではなく、自然地形であり、堀切②だけが尾根上に単独で設けられたのかも知れない。



第44図 地頭山城跡概要図

11.上野館跡(遺跡番号463-061)

■所在地 米原市一色

■文献等

■城館の概要

『滋賀県中世城郭分布調査6(旧坂田郡の城)』(滋賀県教育委員会:1989)に上野館跡として登載されているものの、近世の地誌では一色に城館が所在していたことを記すものではなく、詳細は不明である。一説には地頭山城主堀氏の一族堀伊賀守秀国居城と伝える。

■城館の規模・構造

年不詳(明治7年か)の「一色村縮絵図」には小字「上野」があり、上野館が存在したのであれば、この付近に存在したのであろう。ただし館の存在を想定できる方形区画などの地割りは認められない。

なお、小字「上野」周辺には中屋敷、中荘司といった小字が存在する。

12. 醒井城跡(遺跡番号463-064)

■所在地 米原市醒井

■文献等 『醒井山長周寺由緒書』

■城館の概要

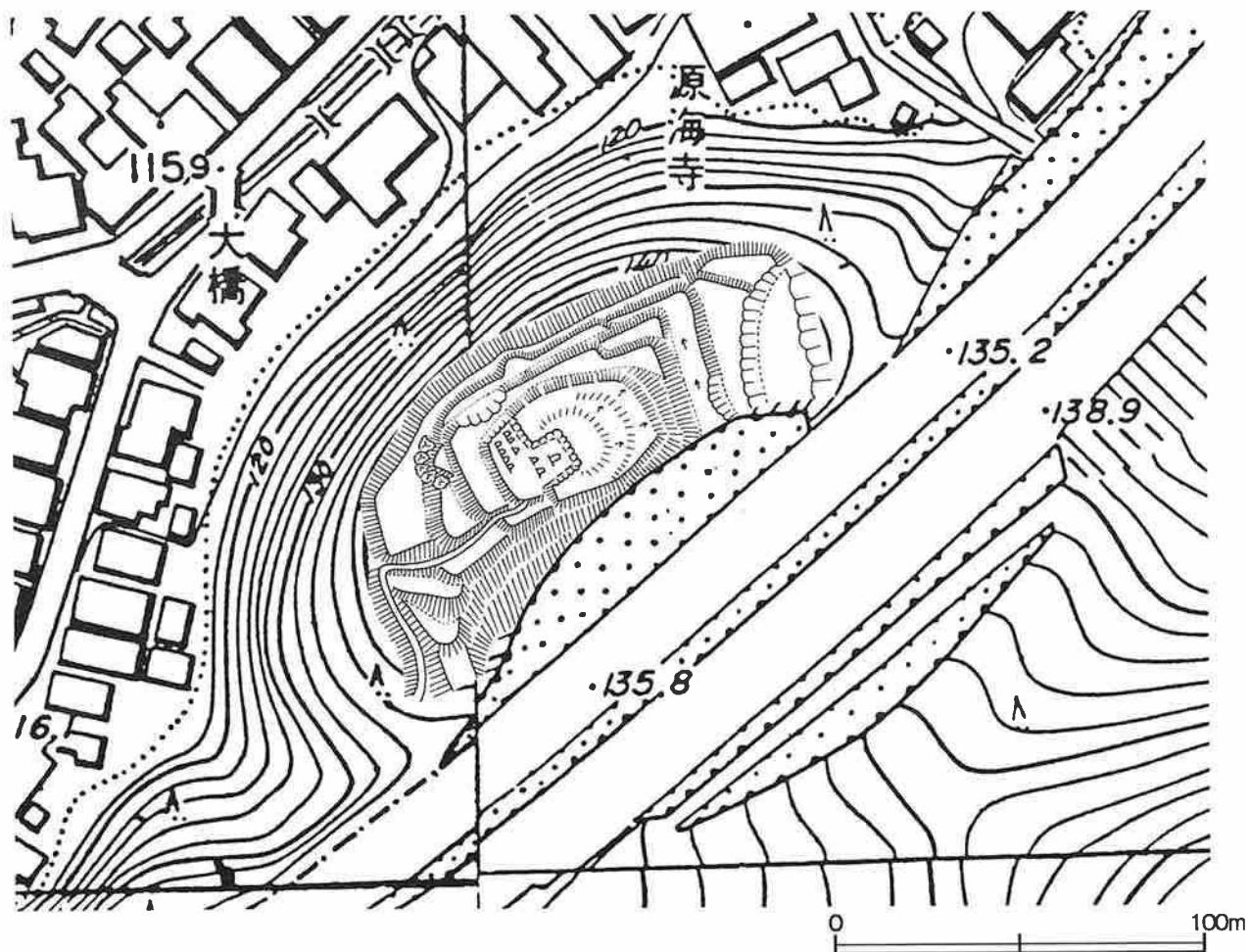
金沢市に所在する醒井山長周寺の由緒書に、同寺住職の先祖が醒井城の城主広田稻葉守重長であったことが記されている。この広田重長については他の史・資料にはまったく認められず、詳細は不明である。

ところで、元弘の乱後、箕浦谷の野武士の横暴が甚だしく、將軍足利尊氏は建武三年(1336)土肥六郎兵衛尉心光に鎮圧を命じた。心光は部下を率いて醒井に攻め寄せ、野武士を鎮圧し、醒井城に居住したという。

■城館の規模・構造

所在地については不明である。

但し、醒井の町並みの南側背後の尾根先端に数段からなる削平地が認められる。ただ、近世、近代にかなり手が入っており城郭遺構であるか否かの判断はつかない。さらに背後を切断する堀切も存在しておらず、積極的に中世の山城遺構として評価はできない。また、城館跡に結び付くような小字も認められない。



第45図 醒井城跡推定地概要図

13. 醒井神籠石様列石(遺跡番号463-065)

■所在地 米原市醒井、多和田

■文献等

■城館の概要

明治四十三年(1910)に中川泉三氏が神籠石様の列石として報告(「近江国醒ヶ井村に発見せる神籠石様の列石」『歴史地理』第16巻第3号、「近江国醒ヶ井村に於ける神籠石に類せる遺跡」『考古学雑誌』第1巻第2号)をされて以来、今日に至るまで多くの論考が発表されている。それらの内容からこの遺跡についてはつぎの4つに分類できる。

- ①神籠石(靈域としての神籠石)説
- ②神籠石(山城としての神籠石)説
- ③中世山城説
- ④近世末～近代初頭の国威掲揚事業説

である。北九州に分布する神籠石と比較してみると、北九州の神籠石が加工された切石を列石としているのに対し、醒井の列石は自然石を無造作に積み上げているに過ぎない。また、規模の面からも醒井の列石は非常に小規模なものであり、両者に共通性を見出すことはできない。特に最近の神籠石研究の成果からすると、醒井の列石が神籠石でないことは明らかである。

また、神籠石としては小規模であるが、それでも山頂部を巡る列石は巨大なものであり、人目にもつき易い。にもかかわらず近世の地誌には一言も触れられていないし、地元に伝承すら伝わっていない。つまり明治43年までまったく知られていなかった状態だったのである。

■城館の規模・構造

醒井神籠石様列石は旧米原町と旧近江町との境界線上、標高293.2mの兜黛山の山頂に位置している。列石は標高285mの等高線付近を取り巻いており、その規模は南北約150m、東西約30～55mを測り、繖形を呈している。なお、列石は高さ、幅ともに約2mの規模で、石材には石灰岩が用いられている。南端部で三列、北端部で二列の堅石垣状に支線となっているところがある。

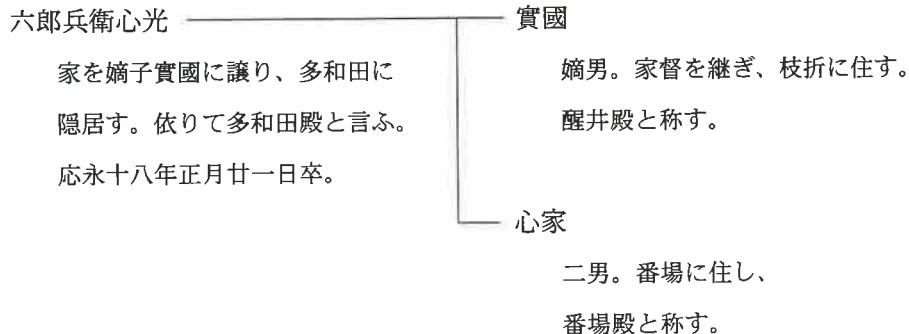
14.枝折城跡(遺跡番号463-072)

■所在地 米原市枝折

■文献等

■城館の概要

『改訂近江国坂田郡志』によると、「土肥氏に支家三あり」とし、番場・多和田・醒井の三カ所に分住して、箕浦庄の三土肥と称したとある。その系譜は

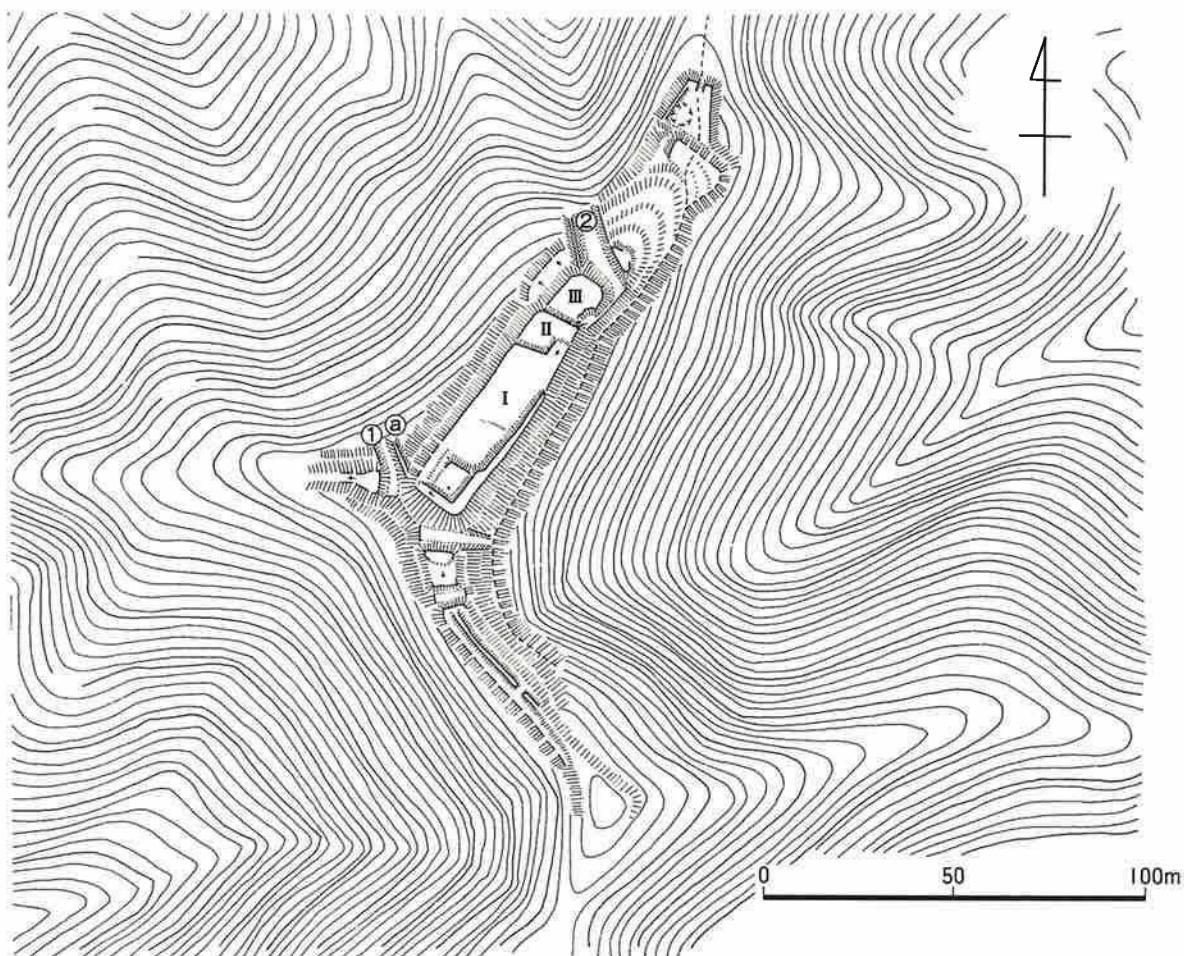


とあり、實國の末裔六郎兵衛は、関ヶ原の役に石田三成に属し、三子を率いて従軍した。しかし西軍が敗れたため、六郎兵衛は因幡鳥取に逃れて客死し、長子市太郎、次子市次郎は戦死して、枝折城は廃城となった。三子吉左衛門は枝折に隠遁し、慶長十八年(1613)に同地で卒したと記されている。

■城館の規模・構造

枝折城跡は枝折の集落を見下ろす標高263.8mの尾根先端に位置している。南方背後の山の方が城よりも高いため、尾根筋には三本の堀切を構えている。主郭Ⅰは南、東辺に土塁を巡らせ、南端の土塁は一段高く、さらに方形の土壇が設けられており、櫓台とみられる。主郭の西方尾根については主郭直下に竪土塁②と堀切①を構えている。主郭の北側には階段状に曲輪Ⅱ、Ⅲを二段に設け、その先端には巨大な堀切②で尾根を切断している。なお、この堀切②は西側斜面に向かって竪堀となっている。

城跡の立地が集落の背後であることや、城郭構造がきわめてコンパクトな点から土豪の詰城だったと考えられる。現在のところ直接枝折城に関する文献史料は認められず、城主や歴史については不明であるが、郡志に記された土肥氏の詰城であった可能性が高い。



第46図 枝折城跡概要図

15.丹生堂山(松尾山)砦跡(遺跡番号463-087)

■所在地 米原市上丹生

■文献等 『嶋記録』

■城館の概要

元亀三年(1572)一月十五日に、岩脇定政は、浅井長政の命令によって、鎌刃城主である堀秀村と樋口直房を攻めた。しかし、逆に堀・樋口氏に攻められたため、丹生堂山に砦を築き立て籠もったが、討ち取られてしまった。その際長政が送った書状が『妙意もの語』に載せられている。

「今度於丹生谷、岩脇市介方討死之段

対当家忠節不可相忘候併貴殿御名譽之

至候恐惶謹言

元亀三
壬正月十八日

浅井備前守
長政判

今井殿
御宿所

」

ここに記された丹生谷が堂山の砦のことと思われる。

■城館の規模・構造

その砦跡については従来より調査されたことはなく、所在地、規模、構造等についてはまったく不明であった。ところが2003年に、番場の歴史を知り明日を考える会の会長泉峰一氏より松尾山中に城跡とおぼしき遺構を発見したとの連絡があり、教育委員会が確認したところ、戦国時代の城跡遺構であることが判明した。

その位置は西坂より松尾寺への参詣道が尾根の稜線にとりかかったすぐ西側の尾根上にあたる。小字は山中であるため明確ではないが、松尾寺村の「堂ノ上」に相当しており、地名からもこの城跡遺構が岩脇定政の築いた丹生堂山砦跡である可能性が高い。

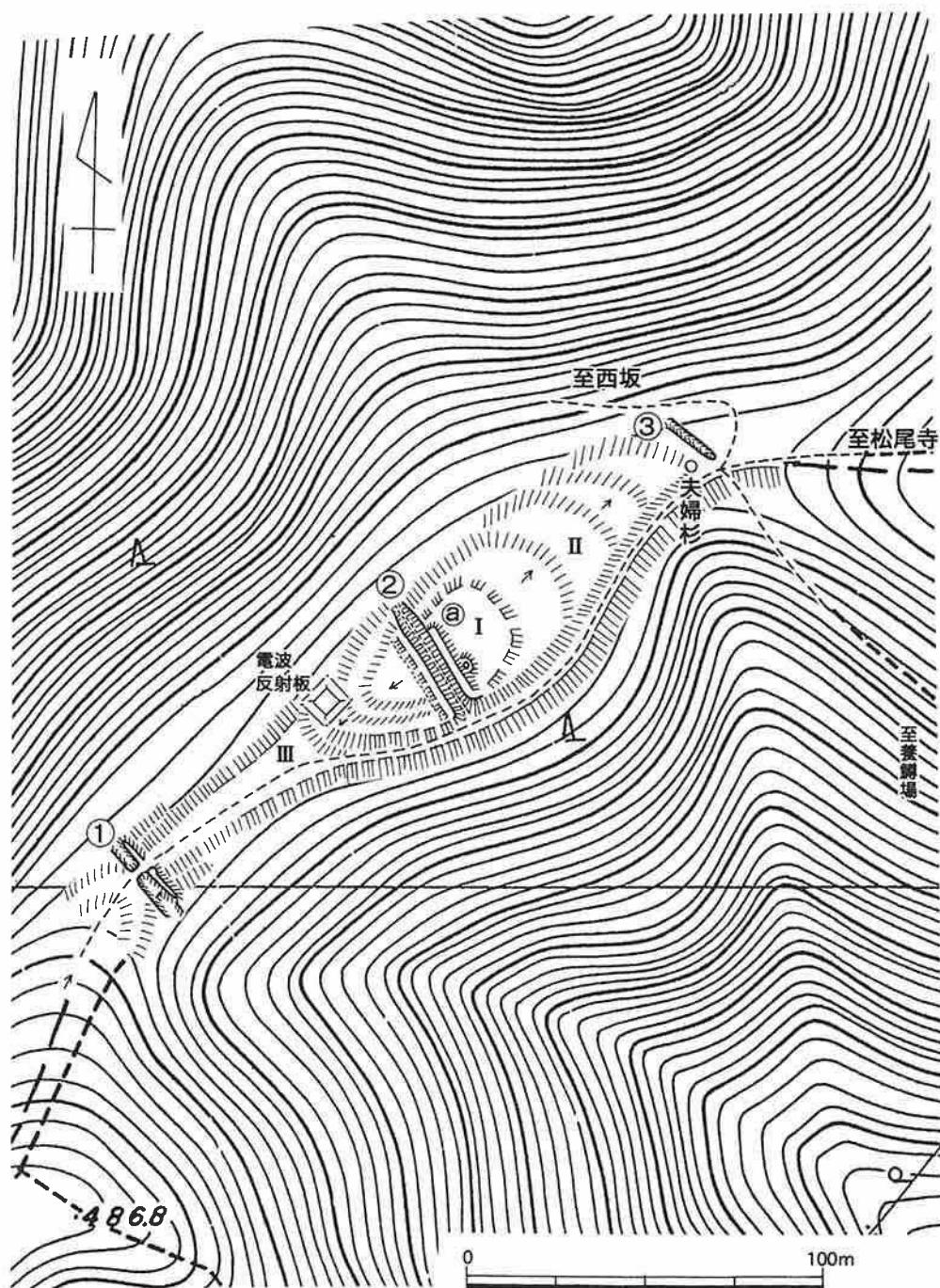
その構造は図47の通りである。基本的には3本の堀切①、②、③を設けて尾根筋を切断する構造となっている。堀切②と③の間は2段に削平され、Ⅰ郭は最も高いが、削平は大変甘い。その規模は20×20mを測る。特に背面を防御する堀切②には土壘④を設けて防御を強固なものとしている。土壘④は高さ0.5mを測り、堀切②の堀底からとなると約3mの高さとなる。堀切②は上部で幅8mを測る。

Ⅱ郭は削平はほとんどなされておらず、自然地形のままで、臨時の築城の状況を伝えている。

主郭Ⅰの西側の平坦地Ⅲは長さ約80mを測る長大なもので、郭というよりもむしろ自然の尾根筋そのものである。そしてその先端に設けられた堀切が①で、上部幅約5m、深さ1.8mを測る。この堀切①は主郭Ⅰの背後地を防御するために構えられたものである。したがってやはり平坦地Ⅲは明確な郭として設けられたのではなく、自然の尾根筋であり、あくまでも主郭背面を防御す

ために尾根筋を切断する目的で構えられたものが堀切③だったようである。

こうした構造は臨時的な築城を示しており、さらに立地からも在地支配の城とはとても考えられない。さらに近辺の村々にはここを城跡と伝える伝承もないことなどから、この遺構が丹生堂山砦跡であるとしてよいだろう。



第47図 丹生堂山（松尾山）砦跡推定地概要図

第5章 調査のまとめ

平成10年度より実施した米原町内の中世城館跡の分布調査によって町内には少なくとも15ヵ所にわたって分布していることが明らかとなった。米原町の立地が坂田郡の南端、犬上郡との郡境にあたることが、こうした数多くの中世城館跡遺跡の分布を生んだ最大の要因であろう。

戦国時代の近江は江南の守護佐々木六角氏と江北の京極氏が、さらに戦国時代後半には江南の佐々木六角氏と江北の戦国大名浅井氏が抗争しており、分国の状況を呈していた。その国境となったのが坂田・犬上の郡境であった。こうした国境沿いに境目の城が点々と築かれたわけである。坂田郡では南端の佐和山城を基点に、東山道（中山道）沿いに菖蒲嶽城、鎌刃城、地頭山城などが築かれた。一方山麓を北上する北国街道沿いには太尾山城が、浜街道沿いには磯山城、朝妻城が築かれた。これらは地域支配の拠点となる城館とは異なり、あくまでも軍事的に築かれた城館だったと考えられる。

一方、米原町内にはこうした境目紛争に対処する城館ではなく、土豪たちが居住目的で築いた居館も存在していた。山城とは違いこうした居館跡は近世以降開墾されてしまい、現在地上に痕跡を残すものは数少ない。殿屋敷遺跡、福島城などがその典型例として位置付けられよう。

さらに鎌刃城では発掘調査の結果、境目の城として石垣などに非常に発達した技術が導入されていたことが判明した。また、山城跡であるにも関わらず、主郭からは大規模な礎石建物が検出されており、山城にも居住空間の存在していたことが明らかとなった。鎌刃城主堀氏は境目の領主であり、鎌刃城は単に境目の城として築かれただけでなく、領主堀氏の居城でもあった。

ところで、境目の城として機能した菖蒲嶽城、太尾山城、磯山城、さらには地頭山城の構造が二つの城から構成される「別城一郭」であることは注目される。なぜ、「別城一郭」なのかについての理由は不明であるが、境目の稜線を守備するために、長大な長城が必要となるところをピーカごとに城を築いて、その間は両城から監視するという、最も経済的な構造として「別城一郭」を導入したのではないだろうか。

次に発掘調査の成果についてまとめておきたい。今回の分布調査では残存状況の良好な鎌刃城跡と太尾山城跡について、その存続年代や規模等についての情報を得るために、発掘調査を実施した。その結果、戦国時代の山城を考えるうえで重要な成果を得ることができた。遺構としては、

- ① 石垣の検出
- ② 构形虎口の検出
- ③ 磂石建物の検出
- ④ 穴蔵(地下室)建物の存在
- ⑤ 破城の実態

という5点の大きな成果があがった。

まず、石垣の検出であるが、鎌刃城跡では主郭の全域をはじめ、南曲輪群、北曲輪群も石垣によ

って築かれていたことが明らかとなった。さらに畝状堅堀群を伴うことから鎌刃城跡では古い遺構だと思われていた西曲輪群からも分布調査の結果ではあるが石垣の痕跡と見られる石列を発見しており、ほぼ城域の全てが石垣によって築かれていることが明らかにできた。湖北地方においては現在小谷城跡で部分的に石垣を認めることはできるが、城域全体を石垣によって築いている事例は他に類例を見ない。

その構築技術については、まず石材のほぼすべてが石灰岩であること、築石部の隙間には粘土を詰めて接着剤としていたことが確認できた。また主郭隅部では稜線は通らないものの、算木積みの萌芽が認められた。なお、天端は崩されているが、その崩された石材を見ると基礎部の石材よりも巨大なものが目立っており、近世の石垣のように基礎石が大きく、上部を積むにしたがつて石材は小さくなるのとは反対に、基礎部に小石材を用い上部に大石材を積んでいたようである。また、石垣の傾斜角度は垂直に近い。

次に枠形虎口についてであるが、主郭と北-V曲輪と二ヶ所でほぼ同様の構造のものが検出できた。いずれも枠形内から曲輪に至るのに左折れ、右折れするのではなく、枠形正面奥部から真っ直ぐに石段を登るという構造となっている。このため厳密に言うと枠形ではなく、虎口空間を有する平虎口と言うことができる。つまり軍事的に発達した枠形虎口ではなく、儀礼的な虎口であったと評価できよう。小谷城跡の大広間黒金御門や山王丸の虎口部分も方形に陥没して、石段も認められることから同様の枠形虎口が導入されていたようである。城門が単に軍事的な施設ではなく、城に入る「場」として極めて儀礼的な施設であったことを示す事例として評価できる。

礎石建物については、従来16世紀後半の山城の建物は多くが掘立柱建物であったが、鎌刃城跡で検出された建物はすべて礎石建物であった。主郭の中心部は植林で破壊がひどかったが、縁辺で礎石建物が検出されている。この結果、主郭ではほぼ全域に建物の設けられていたことが明らかとなった。また、北-VI曲輪でもほぼ曲輪全域に礎石建物が展開していた。これら礎石建物の一間はすべて六尺五寸で統一されていたことも判明しており、作事については番匠といった専門の技術者が関与していたことを示唆している。

今回の鎌刃城跡の発掘調査で最も注目される遺構が北-VI曲輪から検出された礎石建物であろう。当初北-VI曲輪は周囲に土塁を巡らせる小曲輪と考えていたが、調査の結果この土塁が壁となり地階を構成していることがわかった。こうした構造は地下室であったことを示しているが、城郭でこうした地下室【穴蔵】を持つ建物は近世城郭の天守だけである。ただ鎌刃城跡の場合検出された地下室が天守のように主郭中心部ではなく、北端部で検出されており直接天守につながるものではないが、その形態は後の天守と同じであることから、天守との系譜上のつながりは確実で、天守出現に大きな問題を提起する遺構として注目できる。

同様に太尾山城北城跡北-II曲輪からも土塁囲いの小曲輪から総柱の礎石建物が検出されている。位置的には鎌刃城跡と同様、城域の先端部であり、敵の侵入を食い止める第一閑門となる場所である。城域の先端部に重層の櫓を構えることによって防御線を強固なものとしたことがうかがえる。戦国期の山城で曲輪先端にこうした土塁囲いの小曲輪を数多く見ることができるが、鎌刃城跡や太尾山城跡の事例より、単なる小曲輪ではなく、大櫓が構えられていた可能性も充分に考えられる。

ところでこうした石垣や枠形虎口、礎石建物などはぶ厚い埋土によって覆われていた。さらに多量の石材によって埋められていた。その状況はとても廃城後の自然堆積とは考え難い。特に天端を崩した石材によって埋め尽くされていた枠形虎口などは明らかに人工的に埋め戻されている。こうした手間暇かけた廃城のあり方は破城（城割り）以外には考えられない。破城については文献史学の立場から議論がなされてきたが、実際にどのような行為がなされていたのかは漠然としたものであった。今回の鎌刃城跡の埋土の状況は実際の破城の様子を考古学的に明らかにしたものとして評価できるものである。

このように鎌刃城跡の発掘調査では戦国期の山城について、より具体的な情報を提供してくれた。こうした成果が評価され、平成17年3月2日付けをもって国史跡に指定されたことを記して調査のまとめを終えたい。

候、

此表之儀二付而、早々預飛脚候、畏入存候、仍去六日、鎌刃表浅井相勵候□即時我等懸合、及一戰切崩、數多討捕、從箕浦八幡迄之間打捨、不知其數候、八幡表二て敵返申候處を待合、三度迄□□追崩首を取、其外悉海へ追入、得太利候、可御心易候、將亦承候おりかみ相調進之候、尚御用等可承候、恐々謹言、

木下藤吉郎

(元亀二年)
五月十一日

□□□兵衛殿

徳山右衛門尉殿御報

」

かゝる一揆のやつはらをてかひにしてハあしかりなんとて丹生谷へすてにをしよすると　きこへしかは　かたらひ勢のくせとして谷嶺をつたひ過半おちうせにけり
丹生堂山へとりあがり　俄事てハあり　あたりの山家を壊よせ、四方にしゝかきをゆひまハし　一つ方に木戸をかまへ　遍ひにはたてくなみなんとをとりつけ」

二十四、『妙意もの語』

「抑こゝに今井の道秀といふものあり　江州坂田郡太尾の山もりにて侍りしか　世中静かなることは　麓の前師原とかや　千石谷に住居しちまたふつそうの　折節は登城し侍る　子細有て彼山下を

一、箕浦の城ニハ堀入かわり　樋口ハガマノハ　箕浦馳走す　又古き文書カマノハトモアリ

鎌端てだての事

一、元亀三年正月　岩脇市介ハ　今井小法士丸　山中におはせしもとへ　わけ入申けるハ　鎌のはの城乗とらばやの内談　浅井長政もかつ聞召候なる

一七、『信長公記』

元龜二年未

「五月六日、浅井備前、あね川まで罷り出で、横山へ差し向け、人数を備え居陣候て、先手足輕大將浅井七郎、五千ばかりにて、みのうら表、堀・樋口居城近辺に相働き、在々所々放火候。木下藤吉郎、横山に人数多太々と申しつけおき、百騎ばかり召し列れ、敵かたへ見えざる様に、山うらを廻り、みのうらへ懸けつけ、堀・樋口と一手になり、僅五、六百には過ぐべからず、五千ばかりの一揆に足輕をつけられ、下長沢にて取合ひ、一戦に及ぶ。樋口が内の者、多羅尾相模守討死候。此の由、家来の土川平右衛門承り候て、懸け込み、討死仕り候。比類なき働きなり。一揆にて候間、終に追ひ崩し、數十人討ち捕る。又、下坂のさいかちと云ふ所にて、たまり合ひ、爰にても暫く相戦ひ、八幡下坂まで廃軍致し、浅井備前、曲無く人数打ち入り候なり。」

一八、『親俊日記』

天文七年六月四日

「四日丙午天晴、江州堀か城力マノハノ城落居候由注進在之」

一九、『当代記』

元龜元年六月四日条

「堀二郎并家子三郎并家子三郎年十五、悉皆樋口取立

天正二年条

「近江国かまのはの城主堀二郎、同樋口御改易、其子細木下筑前守秀吉

同心たりしか

」

二三、『松下文書』

「尚以、早々被仰越候、本望不少候、隨而合戦之絵図、為御披見進之

二〇、『丹羽家譜伝』

一 長秀譜伝

「(元龜二年)二月中旬、員政城ヲ開テ、同國高島郡大溝ニ走ル、員政領地、此時織田家其弟武藏守信行子於菊ラ出シテ質トス、員政乃養子トス、織田七兵衛信澄是也、此間公江北ノ士将ヲ招キ、農商ニ金銀ヲ散シテ、其国地ヲ詢フ、七八日間刃ニ血ヌラスシテ、米原太尾、浅井将来、中島宗左衛門守之、浅妻新庄駿河守守之、等数城ヲ得タリ、織田家此勲績ヲ褒賞シテ、佐和山ニ封セラル、是ニ於テ始テ城主タリ、」

二一、『武徳編年集成』

三月小

「上旬信長ヨリ江州鎌羽ノ米穀二千俵ヲ以テ、神君ニ贈ラレ境目ノ要城ニ入置ルベシト云々 其内三百俵ヲ長篠ノ城米ニモ是ヲ賜フ」

二二、『甫庵信長記』

「佐々木承禎父子野洲郡出張之事

（元龜元年）斯ル処ニ、浅井備前守長政ハ、朝倉ガ勢ヲ語ヒ、江州北郡長比、刈安両所ニ要害ヲ拵ヘタリ、爰ニ堀次郎、同家子樋口三郎兵衛（直房）ト云者ハ、江北一ノ剛ノ者也、殊力マガハノ城ヲ抱ヘシカハ、猶猛威ヲ振テ、其近辺ノ者共属從スト云事ナシ」

賀衆かたらひ申儀、

信長記ニ觀音寺落城永祿五年八月十一日也、此時分太尾ノ城主吉田安芸箕作城ニ籠シ也、其時分信長衆も是ヘハコモラズ浅井新八ト云アリ、

覚ヘ、太尾落城元亀元年ニ當ルト下川道意物語、道意母儀、但永祿五觀音寺落城ヨリ九年後ナレハ、如何江州居住ノ積ヲ以歟、

野瀬刈堀次郎同家子樋口三郎兵衛尉を入置けるか、其比堀若年なりしか、三郎兵衛が所存にて忽心替し、野瀬の要害へ信長の勢を引入、をのか居城かまのはへ引退しかハ、刈安を始、近辺の城々悉ク明退けり、

されハ信長沢山へ打よせ、四方の山々へ責手の人数を仰付られけり、百々屋敷にハ丹波五郎左衛門尉、北磯山にハ市橋九郎左衛門、南の山にハ水野下野守、彦根山にハ河尻与兵衛、かくのことく仰付られ城のめぐりにしきかきをゆひまハし、」

一六、『諸國廢城考』

卷之十八 東山道 近江(上)

鎌刃城 永正十五年四月六日六角定頼江北へ出張し、近郷の人夫を呼寄此城を構へてこれに拠り、京極氏と小谷城を攻ん事を計る。後遂に浅井氏の為に併せらる。元亀元年堀次郎、樋口三郎兵衛此城に拠り、猛威を振て近辺之者共これに付従ひければ、織田信長如何にもして彼を味方にせばやと思ひける所に、竹中半兵衛尉謀を廻らして是を調略

しけるに兩人異儀なく同心して人質をば出しける。斯る所に北部十ヶ寺も僧顯如之命に応じて兵を起して此城を攻事已に急なるよし聞ければ、豊臣秀吉横山城より馳付て是を救ければ、城中恙無りき。信長浅井氏を滅に及て坂田郡之内六万石を割て堀次郎に給ふ。

卷之十九 東山道 近江(下)

太尾城 浅井亮政此城を今井肥前守に預ければ則今井源左衛門、同十兵衛を置て此城を守らしむ。大永元年九月佐々木定頼佐和山城を攻る時今井等兩人佐々木方へ内応しければ吉田出雲守、堅田内膳、池田半蔵、前田帶刀其勢八百余騎当城へ押寄るに内応之事成れば一支もさゝへずして城を明ては引退ける。定頼、吉田(名闕、蓋し出雲子也)を置いてこれを守らしむ。永祿三年三月浅井長政当城に押寄て息をもつがず攻ければ吉田叶ひ難やありけん、一命を請て城を明て退ける。長政中嶋惣左衛門を置て此城を守らしむ。其後織田信長兵を当国に発するに及て宗左衛門城を捨て走る。

朝妻城 新庄駿河守此城に居り浅井氏に属す。後ち心替して六角氏に降る。永祿三年三月浅井長政此城に押寄せ息をもくれず攻ければ、駿河守は又浅井氏に降参す。其後織田信長兵を当国に発する時、駿河守より使を小谷に遣はしけるは磯野丹波守叛して信長に属し中島宗左衛門太尾すてて走る。今吾が兵相具して城を抱へがたし、援兵差遣たるべしと申けれども長政返事にも及ばざりければ、駿河守則信長には降りける。」

折節、佐々木殿の侍須田の何かし、新庄藏人方所縁により、新庄か

館朝妻の城へ見まひけるに、あるしひそかに語りけるハ、虚説ハしらす、

今井心替の風聞あり、さらぬ躰にて是より具さに彼たちへ打より、事のやうを見申されよかし、とさゝやきけれハ、須田承、能こそきかセ給へ、さらばは彼地へ立寄、重て参へくこそ申候ハやとて、浅妻よりすり針山さして打越、菖蒲か嶽今井か取出へ案内を申させけり、若狭守末四郎左衛門尉と申セシ時、頓て心得、門外までむかひに出、いかにも懇にもてなし、城中へしようしるれ、今井殿にめぐハセしければ、頓而出合、いかにや須田殿態か便宜候か、

覚へ、ふとおの城於落着、今井左近方へ知行可出との折帝一所々々別紙ニアリ、一通

北走井跡寺庵同名之事此刻太尾於相果者可進之置候聊不可有相違候恐々謹言。

久政判

天文廿一年十月六日

今井左近充殿御宿所

其比浅妻の城に南より加番有しか、番替の折ふしハ、必北領へたち入、或ハ焼働、あるいは立毛をなきなとせしに、

覚へ、此状岩脇一二斎ニ在之、

太尾と取合西円寺うしろの山ぶ、今井人数引入のきし時、四郎左衛門尉、砦の陰に残鎧を合せしにより、もり返したる手柄などありしと

也、

さる程に、今井備中守定清ハ、いかにもして太尾を乗取、本意達せはやと昼夜策をめくらしけれとも、本丸にハ舍兄、二の丸にハ舍弟の吉田究竟の射手武百人番手にして用心きひしく、中々力責に成へしとも見へさりければ、せんとする所夜討にしくハあらし、但、手勢計にてハ叶かたしとて、小谷より加勢を乞、伊賀衆を忍ニ入、城中に火の手をあけ、それを相図として本丸・二の丸一度に責のほるへしとて、永禄四年七月朔日、夜に入保坂弓手あてに帰りをふせしに、いか衆忍の手相図の時刻ばつくんにうつりけれハ、嶋若狭守申けるハ、とかくし候程に夜もやうく明候へし、早々引取たまふへし、某御跡に残、加勢の衆もあけ申へく候と申ければ、定清残両輩にしつくと引入たまふ所に、太尾に火の手あかり侍るよし申ければ、定清されハこそ小谷の勢にござれて口惜次第也とて、駒引返しもろ鎧をあハセ、保坂の中程にて小谷の勢の中をつゝ登はせぬけし処に、くらさハくらし、何ものかあやまりけん、定清のたゞ一鎧につき通しければ、馬より真倒に落けり、今井か勢ハあきればて、やうく死骸をのきしかハ、小谷の勢うち入けり、かくて太尾にハ大手に當て火出たりとて、少々かけ出けれハ、瓦崎の番所すこしもしけるを、やかてうちけし用心せよとて音もせず、其比小谷家老衆より手札の写、

右文章に吉田御在所へ入人とあるハ、太尾の城ぬし吉田安芸守、物見を以今井不慮の事聞出し候ハん哉の事、又田那部無出頭とは、太尾へ伊

醒ヶ井

住佐々木随兵平氏

土肥玄蕃亮

今井藤兵衛尉殿

覚へ、平野館梅ヶ原也、同名ノ宿老中西事也、後勘天文七六年、同

一三、『阪田郡番場村誌』明治十四年

「京極氏ノ麾下土肥元頼三郎ト称ス本村鎌ノ刃城ニ在リテ本郡ヲ領ス。

弘安年中出家シテ蓮華寺ニ入ル。後于堀能登守頼員ノ居城トス。永正

年中浅井亮政備前守ト称ス興テ江北六郡ヲ掠奪ス。堀家之ニ属ス。元

龜年中織田信長浅井長政ヲ討チ羽柴秀吉ヲ長濱ニ封ス。本村其封中夕ラン以上村史ノ口碑ニ據ル。」

一四、『醒井山長周寺由緒書』

「醒井山長周寺ノ開基ハ、近江ノ国醒井ノ城主広田稻葉ノ守重長ト号ス。嘉禎元年ノ頃、祖師聖人関東御經廻ノ後、御帰落ノ砌り、醒井駅ニオイテ御一泊マシマシテ、出離ノ要道ヲ御化導アリシヲ、重長聞キ及ビ、世ノ転変ヲイトヘ無常ノ有様ヲ観シ、聖人ニ謁シ奉リ御化導ヲ蒙ラントセシニ、聖人毘沙門天ノ御誘引ニ依ツテ木辺ノ錦成寺ニ詣デテ、御化導ヲ蒙リ、法名ヲ教西ト賜ル。ソレヨリ醒井ヘ戻リ一字ヲ建立ス。」

七月六日

(天文四年)

定頼判

今井殿へ

覚へ、此状ハ今井南ニ属スル時分ト見ヘタリ、此翌日、京極高慶状ニ折紙旨得其意候りやうせんニいたり被打出之由祝着候多

賀畠平野館其外令放火候かまのは之儀者追而申付候条まつ々可有帰陣候早々勵祝着候如此段最前以妙觀院へく候々謹言

(天文四年)

定頼判

勵アリ、

覚へ、吉田安芸守也、蒲生郡河守村之地頭也、彼村老共今に申ツタヘニハ、吉田安芸守スリハリ菖蒲か嶽ニ居城ト申候也、芸州ミツクリノ

二月廿一日

名五人ノ連署此藤兵衛方へか、鳴四郎左衛門両人へ歟、覚へ、京極殿いにしへ上平に御座候よし申候、其時今井一味が未承届候、後考、其比京極河内畠ナトニ幽成躰ニテ御入之由、

去程に今井本意之望有しか共、事ゆかさりしかハ、北境目取出の望をなしへに、人質として二歳の若子并鳴か嫡孫又四郎、観音寺へさし上、摺針山・菖蒲嶽を取出ニして、鎌のはの通路をさゝえしかハ、敵以之外いたミけるとかや、私云、菖蒲嶽ノこと聖徳太子ト守屋ト勝負ノ城主勝負嶽ト書由云人アリ、猶可承ル、

自鎌端出候者搦捕殊野村伯耆守書状等数多到来候尤祝着候弥馳走肝要候猶妙觀院可申候恐々謹言。

存村

二、『朽木文書』

「六角定頼陣立注文」

(近江坂田郡) (六角定頼)
長沢 御本陣 同御馬廻衆

(同) (京極高慶)
神照寺 五郎殿

(同) (貞治)
七条 進藤

(同) 八条高野瀬 山崎

(同) 樺巖院 (永田刑部少輔景弘)
永刑 目賀田 池田 (高雄)
後藤

(同) 八幡 三井 平井 (高好)

(同) 下笠 猶崎 (橘) (恒安)
三上

(同) 平方 (定持)

(同) 今川 (重隆)
田村 永原

(同) 口分田 (定信)
上坂

(同) 箕浦 田中殿 橫山殿 山崎殿 馬淵

(同) 能登瀨 堀遠江守

(同) 太尾十尾 永田伊豆守 能登殿

○天文七年

二、『江州佐々木南北諸士帳』

〔坂田郡〕

朝妻

住佐々木浅井隨兵堀一族新城駿河守

朝妻左近右衛門

同

住

佐々木浅井隨兵鎌足

門根城主

公七世孫藤秀郷子孫

○堀遠江守頼氏

同男二郎

堀二郎

番場鎌羽山城主 門根帶兼頼氏男

同三郎兵衛

宮士 佐々木浅井隨兵

樋口次郎左衛門

磯 岩主 佐々木浅井隨兵

松原氏城代

磯 岩主 住佐々木堀隨兵

多羅左近

多羅 住佐々木隨兵鎌倉平氏

土肥三郎

番場 同男左京進

虎が城と称せり。磯山城と朝妻城とは一見樞要の地に非らざるが如きも、現地に臨みて其の地を踏査すれば、必ずや一城塁を要するの地たるを悟るべし。

抑、本郡の南部満目の山野が總て古戦場たるは、山と水とを以て自然の要塞となすを以てなり。佐和山城を根拠とし、中山道方面の通路を扼せんには、必ず磨針嶺と米原道とを塞がざるべからず。故に、太尾城を設け、磨針方面には鎌刀城と菖蒲嶺の要砦とをおく、この三城一砦を以て死守せんには、中山道は閉鎖されて通すべからず。然るに磯の入江を隔てゝ、湖涯に帶の如き土地を存し、朝妻、筑摩を経て磯山を越え、犬上郡に通ずるを得べし。之を古へより濱街道と称せり。中山道の要塞を以て前記の如く之を閉鎖するも、濱街道の防禦無かりせば、千軍萬馬容易に通ずるを得べし。壽永の昔、木曾義仲が北国より來りて本郡を南に上りし時、義仲の主隊はこの濱街道より進み後続部隊は朝妻の港より船に乘じて坂本に上りし事、源平盛衰記に見ゆ。されば中山道の要塞を設ぐると共に、濱街道にも天嶮を相して、支城を築かざる可からず。此處に於て磯山城の必要は起れり。其の創築年代は詳ならざれども、中山道の各支城と同一時代たるは明なり。此の城の守将の記録に見ゆるは、先に松原氏あり。後に藤堂高虎あり。磯村の人磯崎氏が、藤堂式部と榮へし端緒は、高虎が此城の守将たりし時に胚胎せり。

永正七年三月十八日今井肥前守・磯野左衛門太夫を梅原の要害にとめ置くと云は是なり。(近江輿地志略)

朝妻城址

米原町大字朝妻筑摩にあり。天文年間新庄藏人の築く所なり平地の城なり。此の地磯山城と同じく濱街道の要衝なるのみならず、古へ有名なる朝妻港の所在なれば、畜に陸行の軍を守るのみならず、船舶を監視して非常を警むるの要害なり。

按するに、新庄氏の築くと云ふは修築にして其の創始はそれより以前なるべし。藏人の子直頼の時、一旦六角定頼の軍に奪はれ、その属城となりしが、浅井長政六角氏を破りて之を復し、直頼、元の如く守將たりしが、元亀二年二月、磯野貞昌が佐和山城を信長に開きし時、直頼も亦織田氏に降れり、里人其の址を殿屋敷といふ。四方に堀を圍らし一区城を為す。其の段別二町余あり。」

一〇、『寛政重修諸家譜』

「堀

はじめ新庄と称し、のちあらためて堀を
家号とす。

某

次郎 遠江守 今呈譜、秀基に作る。

近江國坂田郡北庄堀に居城し、織田右府
につかへ、のち同郡蒲葉城に住す。

福島城

米原町大字梅原にあり。西山数馬・清照・平野土佐守等在城す。皆觀音寺城の族下なり。(浅井家記)

「土肥の古城址

醒井村大字枝折小字造座の一小山にあり。城主土肥六郎左衛門實勝は、鎌倉頼朝公の家臣土肥次郎實遠の末葉にして、足利尊氏の世、近江美濃の野武士を平定して功あり。本丸・二の丸の舊址今尚存す。

地頭山城址

息郷村息長村に跨がる地頭山上にあり。東麓は中山道に通じ、北は天の川を隔てゝ箕浦街道(鎌倉時代の通行路なり)を伏視すべく、軍略上逸す可からざる要衝なり。築城の創始は其の年代詳ならざれども、鎌倉・吉野時代には既に武装の地たるや明にして、明応五年十二月五日の樋口合戦にも甲冑武士が此の山上に據りし事必せり。

享禄四年四月六日の箕浦合戦には、浅井亮政が苦戦せし所にして夙に堀氏をして此處に割據せしめ中山道を監視せしめたる所なり。

附 説

此の附近の地は天文・永禄の前後に於いて屡々戦場となりし所にして、西円寺の亀山、磨針の菖蒲ヶ岳等を始め、一帯の連峰悉く古戦場と謂ふべし。蓋、京極氏の臣、今井氏の勢力範囲なり。

鎌刃城址(一作 鎌羽城 釜川城)

息郷村大字番場にあり。始め土肥氏の築きし城なりといふ。後堀氏代りたり。六角定頼浅井氏と対抗するに當り、堀氏は六角氏に応ぜざるにより、屢々兵を遣して鎌刃城を攻めしこと古文書に見ゆ。元亀元年堀氏が本郡内の諸将に率先して信長の招降に応ぜし後は、

太尾城址

米原町大字米原太尾山上にあり。創設年代詳ならざれども、地勢上樞要の地なれば、吉野時代戦乱の頃より夙に要砦となせし所なるべし。米原平五、此の地より出で明徳の乱に京極高詮に従ひ京師に出陣したれば、或は京極氏の支城として、米原氏が築きしとも思はる。文明の乱には米原平内四郎在城せり。其の後京極氏に内訌を生じ黨争多年に亘り、分国の政務紊乱せしかば、六角定頼は屢々江北に侵入して、愛知郡以北の京極氏領を蠶食せん為、大永、享禄の頃より、屢々本郡に兵を動かせり。京極氏衰へ、浅井氏の起るに及びて、両氏勢力の競争點は本郡の南部なりしを以て、太尾・朝妻・磯山・佐和山の諸城は、六角浅井の桔梗的勢力争奪場と化し、或は六角或は浅井と再三其の守将を替へて、恰も走馬燈の如き状況なりき。蓋、諸城の内佐和山を本拠とし、其他は支城として設けられたるなり。曾て里人等残礎を発掘して、馬具兵器の類を得たりと伝ふ。

磯山城址

米原町大字磯の南端磯山上にあり。本丸高く聳えて中央にあり。それより西嶺に亘り、磯崎神社の東に一址あり。又、東南角に一址あり。

醒ヶ井村

建武兵革ノ比醒井三郎トイヘル武士見ヘタリ、番場ニテ自殺ノ内二
アリ、醒井權頭京極浅井家ノ記ニ出ル、是等ハ此辺住居ノ武士ナリ、」

七、『近江輿地志略』

「○儀村

〔儀山〕即儀村の南にある山也。犬上郡千々の松原の北なり、はなれ山島也。中に川あり四川といふ、古城址也。中世浅井の家臣儀野丹波守城を築き防戦す。同姓源三郎為員これに居す。此處より世継浦へ湖上を渡り越す瀬あり。

○梅原村

〔太尾山城址〕中世浅井備前守持の城として鳥居本合戦の時は、儀野伊予守・大野木土佐守・三田村左衛門等此地に在陣す、事は浅井家の記に見えたり。

〔福島古城址〕俱に梅原村にあり。中世西山数馬清照、平野土佐守等在城す。皆觀音寺城の旗下也。〔浅井家記〕に永正七年三月十八日今井肥前守、儀野右衛門太夫を梅原の要害にこめおくといふは是也。

○能登瀬村

〔鎌乃山城址〕此山何れの村の中とも定め難し。山下は能登瀬・門根・久禮三村にかゝれり。堀氏居住の城也といふ。堀彌太郎親常、平宗盛卿を預り登る。其後當国にて所領を賜はり、其子孫永正・天正の頃、堀能登守頼定・同遠江守・同次郎、三代京極浅井に属し數度の軍功あり。

○朝妻村

九、『改訂近江国坂田郡志』

〔新庄駿河守屋敷跡〕同村にあり。土俗之を殿屋舗といふ。今過半は水中に没して其あとあるのみ。」

八、『大原觀音寺文書』

「中嶋宗左衛門尉直頼書状」

〔太尾門矢藏之用、上野より材木三本召寄候、近比の御無心義、申かね候へ共、其方御門前衆有次第、明日一日やとい申度候、此旨惣寺中へ被仰届被懸置候者、畏可存候、御同心頼申候、恐惶謹言

中嶋宗左衛門尉

十一月十八日

直頼 花押

觀音寺

年行事

御房中

三

〔淺井備前守亮政下知状〕年不詳八月廿九日

〔大原庄觀音寺門前あるき両人事、申付候間、普請させらるましく候、恐々謹言

八月廿九日

備前守

亮 政 花押

儀山普請

御奉行衆中

一

樋口村

此地ニ往古樋口氏代々居住ス、樋口ノ姓ハ愛知郡三郎義威ト云ル者ノ子息ニテ樋口太夫良賀ヲ以テ元祖トス、古記ニ載ス樋口四郎左衛門尉息三郎兵衛兼道ハ能登守堀頼定ノ家士ニシテ、多良右近ト両老臣ナリ、浅井三代記ニハ源義仲ノ臣樋口兼光力後裔ナラント書セルハ誤ナリ、

尉息三郎兵衛兼道ハ能登守堀頼定ノ家士ニシテ、多良右近ト両老臣ナリ、浅井三代記ニハ源義仲ノ臣樋口兼光力後裔ナラント書セルハ誤ナリ、

朝妻村

ト成テ今ニ存在ス、昔ノ城跡ニ住居ス、此家ニ右近所帶ノ刀指添等有ト云、多良村ト名付シハ此右近居住ニ依テ成ヘシ、

門根村

此地ニ門根三郎左衛門尉居住ス、浅井家ニテ軍功ヲ顯シ人ナリ、天正元年小谷城ニテ大字大和守、山際出羽守秀俊等ト一所ニ討死ス、其後孫書記ニハ不見、

磯村

往古磯崎金七ト云武士住居ス、邸宅跡猶存ス、後裔伊賀国上野ノ家士ニアリト云、又磯山ニ松原弥三左衛門尉成久居城セリ、今君候ノ家士松原源十郎ト云者アリ、其後裔ナリ、

上番場村

此所往古摺針二関門ヲ建番兵ヲ以テ守ラシム、其兵士此邑ニ居ルヲ以テ地名トナル、(略)又土井三郎ト云人此地ノ城ヲ守レリ、古記ニ載ス、又丹波守西野家隆居シテ後此地ニテ死スト云、

一、此領内ノ山奥ニ昔堀氏ノ城塁アリシ由、其山ヲ鎌ヶ刃山ト云。

枝折村

往古土肥次郎居城セシ事有ト云、其譜代ノ臣池田氏・江龍氏・能勢氏ノ姓名ノコレリト聞、

上多羅村

当所ニ多良右近ト云武士有、是本郷城主堀氏ノ老臣ナリ、後孫土民

梅ヶ原村

昔此所ニ伊藤某ト云武人アリ、其氏族ノ内甚暴戾ノ有シヨ、一族謀テ其人ヲ殺ス、今筑摩江ノ辺雨夜ニ火ノ出ルト、愚俗件ノ亡靈ト云、伊藤奎之助ハ磯野丹波守組ノ士ニテ、姉川合戦ニ大上衆備ニ有、平将信長公ノ旗指ヲ討テ則其旗ヲ取首ニ添テ出ス、長政甚賞美アツテ感状ヲ賜フ、且妙法蓮華經ノ旗ヲ伊藤ニ下シ玉ヒテ家ノ紋ニ免シ賜フト云、小谷没落ノ後牢人シ、其所ニ蟄居シ、長政ノ恩ヲ思ヒ何方ヘモ不属、伊藤氏ハ関東伊藤祐近力子孫ナリト云、其末葉今ニ此村ニアリ、又我君公ノ家士ニ伊藤勘助ト云者有、是其後裔タリト云、

一、『淺井三代記』

「今井肥前守新庄駿河守己が一門四百余騎にて坂田郡箕浦の城に楯籠る堀能登守頼定ハ樋口をかたらひ門根村の城に五百余騎にて籠り候。」

浅井大坂頭如上人ヲ頼、一揆ヲ催ス事

元亀二年五月六日ノ未明ニ、堀ガ居城ヘ押寄、四方町屋ヲ焼払ヒ、我先ニト責ヨセタリ、城中ニモ、四方ヨリ弓鉄砲ヲ放チカクレドモ事共セズ、オメキサケムデ責カクル、秀吉ハ横山ノ城ニイタマヒシガ、堀ガ住所ト其間ワヅカ一里余ノ事ナレバ、此ヨシヲ見テ、一揆ハ定テ猛勢ナルベシ。」

二、『朝倉記』

「式部大輔景鏡江州ヘ進発之事

（元亀元年）角テ徒二月日ヲ送リテモ為何、早速帰陣有ヘキ由ノ処、浅井長政申ケルハ、此御逗留中ニ濃州堺目ニ城ヲ拵ヘ候ヘシトテ、横山ヲ城ニ構テ三田村ヲ置、鎌ノ羽二三ノ（箕）浦ノ堺越前守ヲ城守ニ居置ケリ

五、『上杉家文書』

「神余昌綱書状」

大永五年五月二十四日

「六角殿出陣、北郡近辺磯山と申す地に居陣せられ候」

六、『淡海木間攬』

「摺針村」

「文明四年八月十一日堀次郎左衛門城合戦に多賀蓮台坊赤尾左京亮伊藤民部丞其外數十人頸を取兄弟同名一族郎党等疵をかうむる忠節をいたし何茂御感御書多賀豊後守高忠証判等有之忠賞として法勝寺十三條郷の地頭職同十五條郷領家方忍海庄本所方神郷開発して下さる八郎五郎

米原村

「抑又当所ハ江南江北戦ノ節モ、兵馬大尾山ノ城壁ニ籠レル事有ト云々、

箕浦庄地頭職朝妻庄家方法勝寺十三條郷家方下さる其外同名一族衆何茂御給恩申沙汰せしめ畢ぬ

文明十八年多賀宗直御退治加へらるゝとき御方いたし牢籠仕三雲より御出陣以前九月廿八日数輩の近付相催磯野より在所にうち入堀次郎取合御着陣待たてまつり十二月二日堀の城に切入八郎五郎太刀打し數ヶ所疵をかうむり鹿目平左衛門尉上津次郎以下御敵数多頸取忠賞にて富永庄十七八條領家方預所共に被下之八郎五郎忠賞として朝妻庄本所方宇賀野彌次郎跡被下之」

史

料

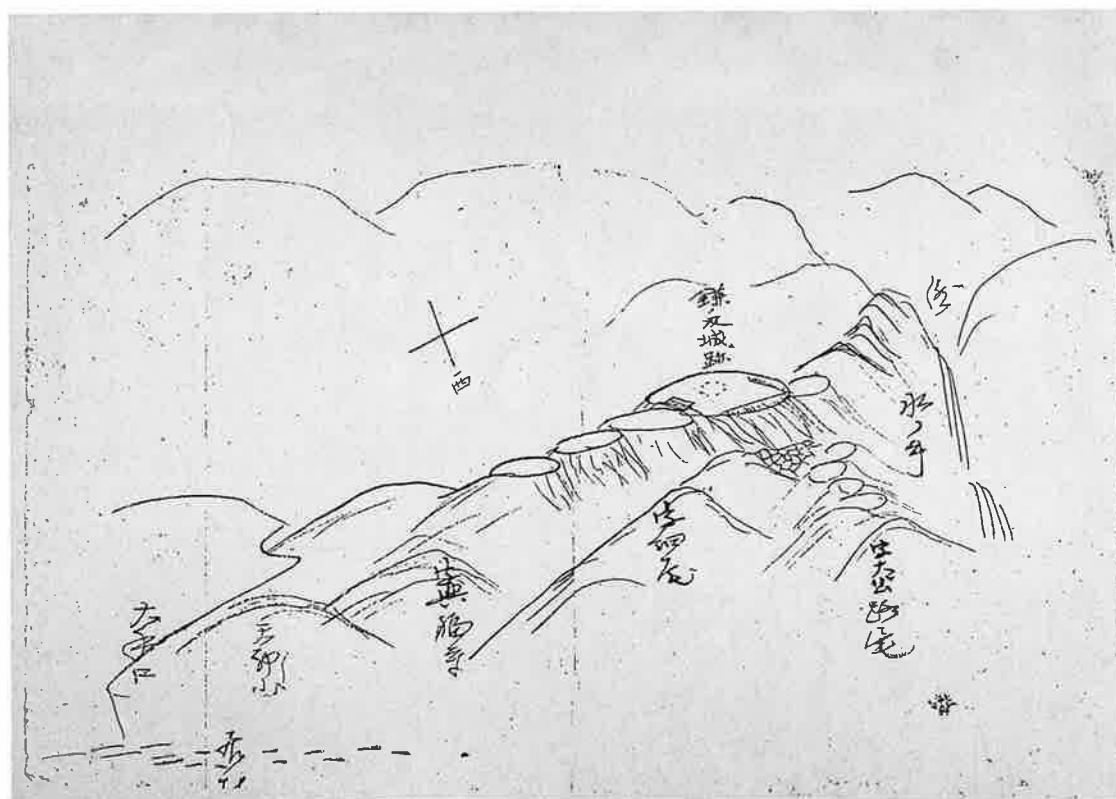
集

図

版



(1)鎌刃城跡遠望



(2)鎌刃城絵図(『阪田郡番場村誌』明治十四年)



(1)鎌刃城跡主郭石垣SA01南東隅部



(2)鎌刃城跡主郭石垣SA01南西隅部



鎌刀城跡主郭虎口前面石垣SA02と石段



(1)鎌刃城跡主郭虎口前面石垣SA02と埋土の堆積状況



(2)鎌刃城跡主郭虎口前面石垣SA02と石段



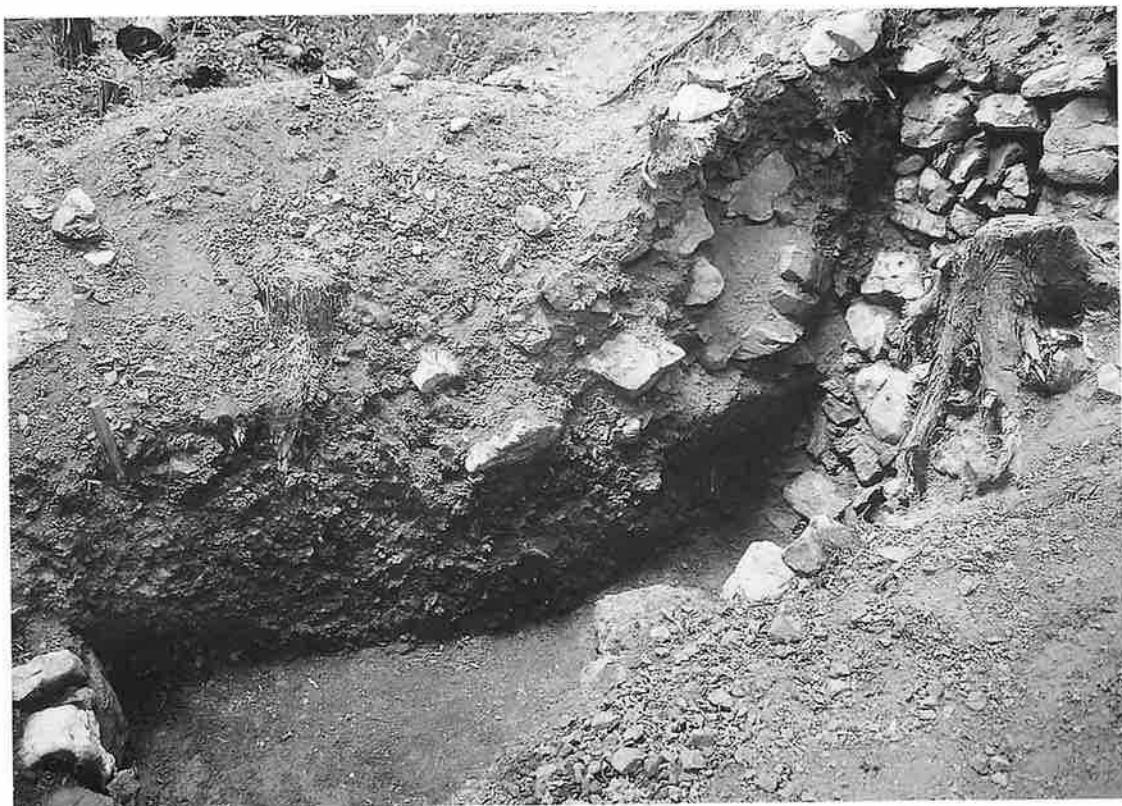
(1)鎌刃城跡主郭礎石建物SB01



(2)鎌刃城跡主郭南端石塁SA01の城内側石垣と石段SX01



(1)鎌刃城跡主郭南端石壘SA01の城外側石垣



(2)鎌刃城跡主郭南端石壘SA01の城外側石垣(右)と堀切状遺構の石垣(左)



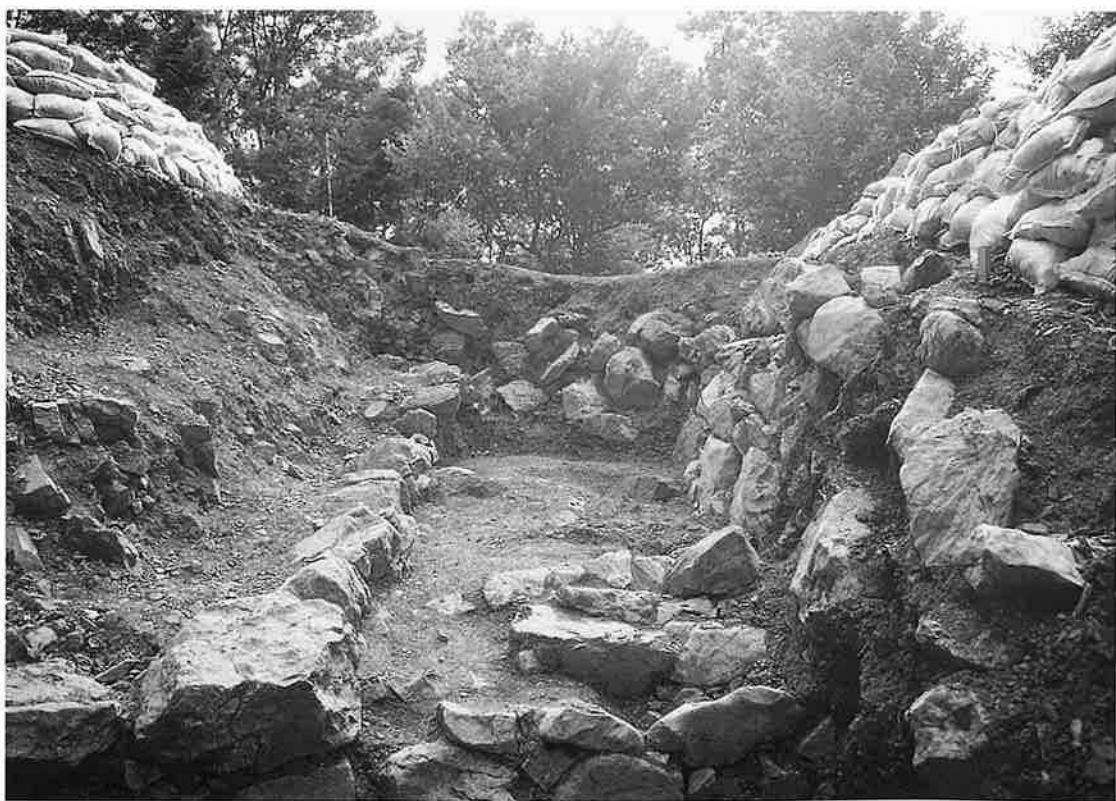
(1)鎌刃城跡北-V曲輪虎口SB03



(2)鎌刃城跡北-VI曲輪礎石建物SB04



(1)鎌刃城跡北-VI曲輪通路状遺構SB05の閉塞状況



(2)鎌刃城跡北-VI曲輪通路状遺構SB05と埋土断面



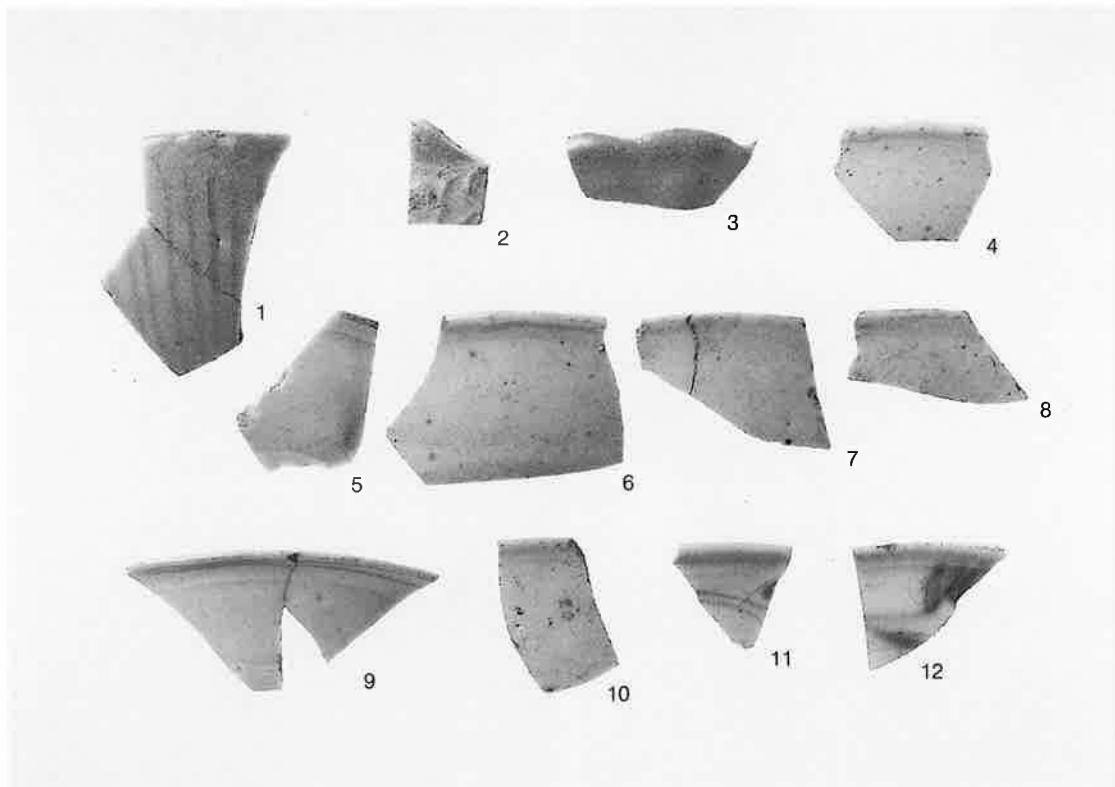
(1)鎌刃城跡北-VI曲輪通路状遺構SB05(城外より)



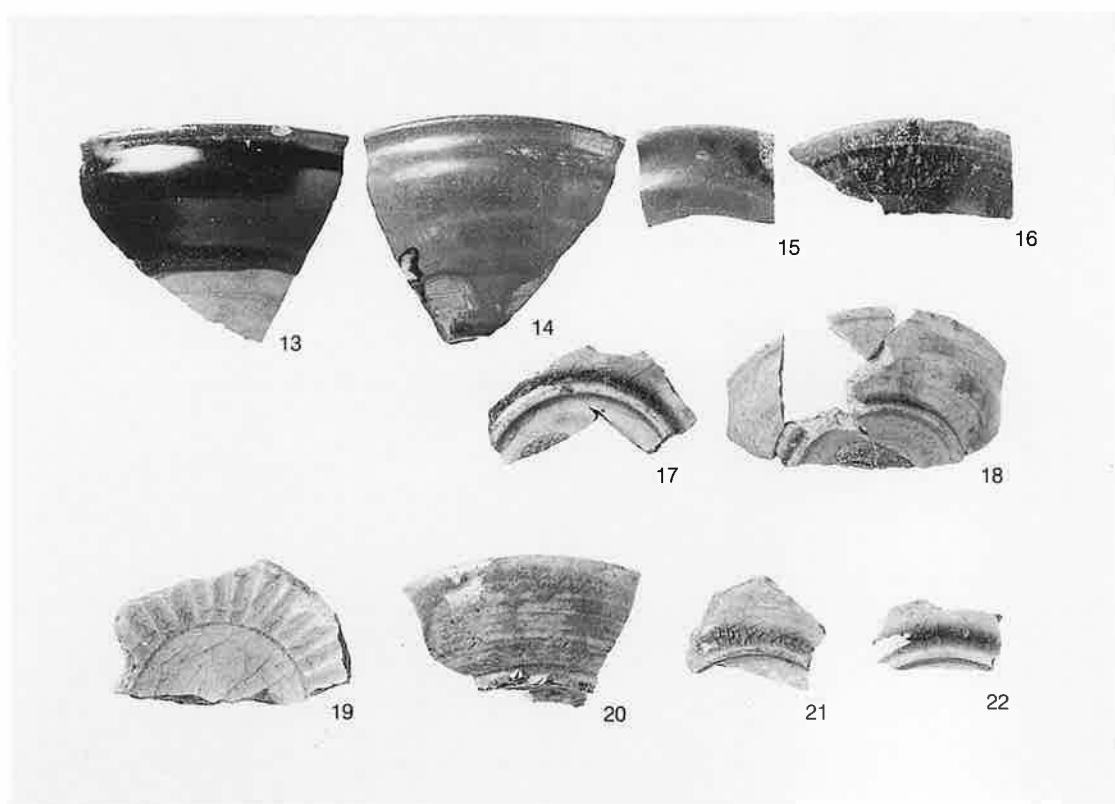
(2)鎌刃城跡北-VI曲輪通路状遺構SB05(城内より)



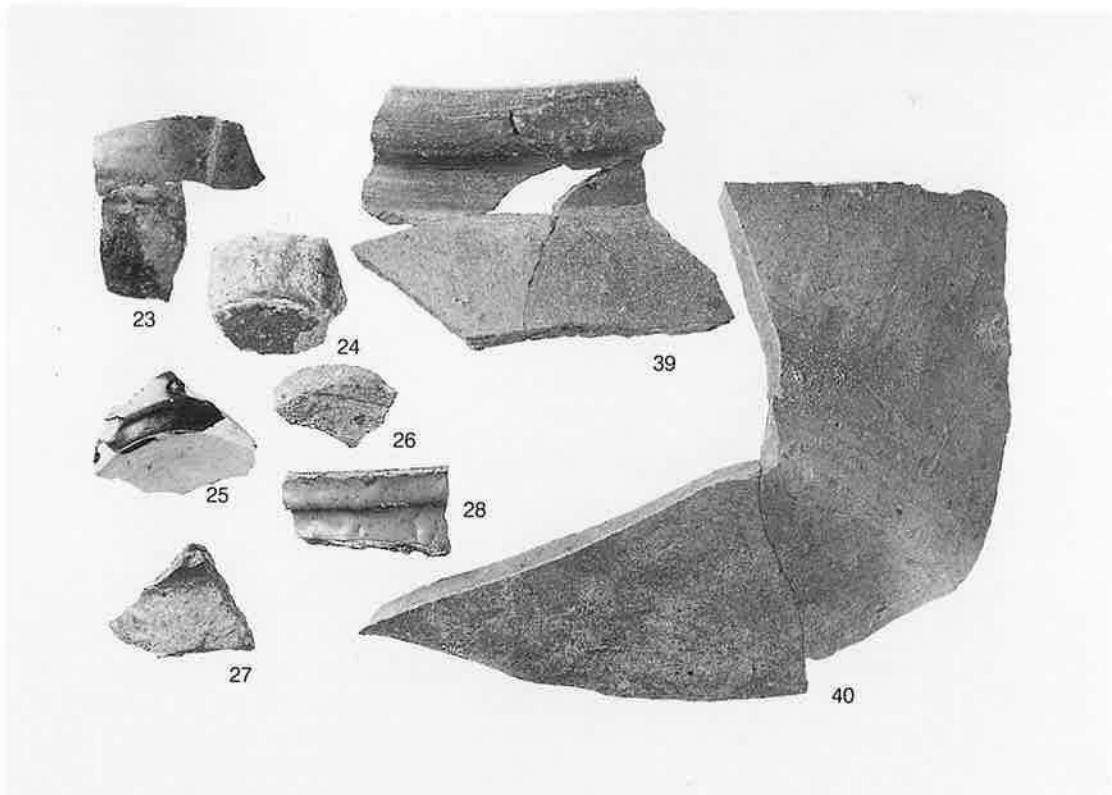
(3)鎌刃城跡北-VI曲輪通路状遺構SB05(城内より)



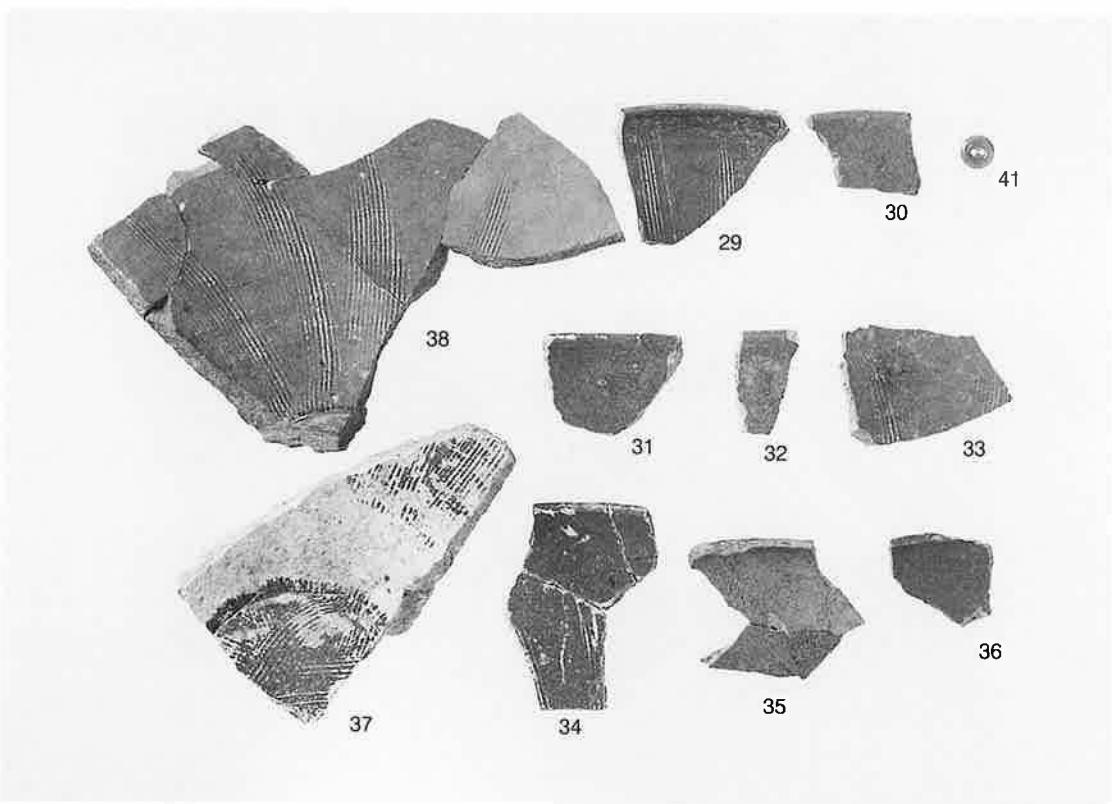
(1) 建牙城跡出土遺物(貿易陶磁)



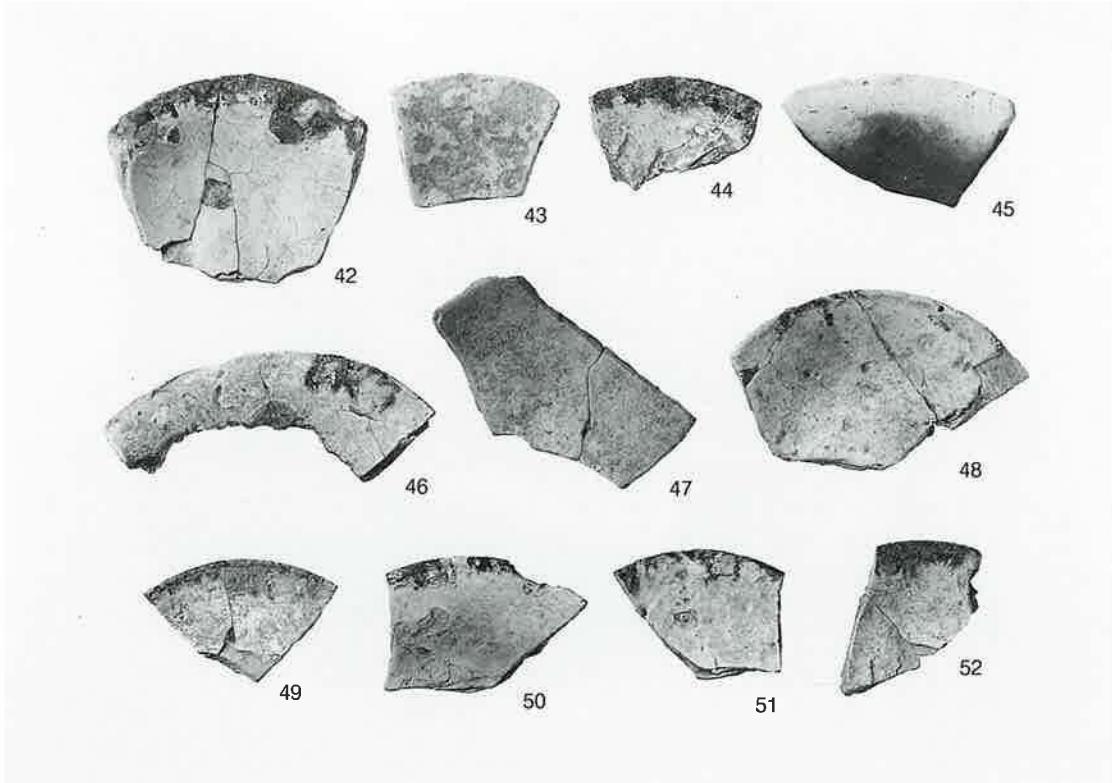
(2) 建牙城跡出土遺物(國產陶器)



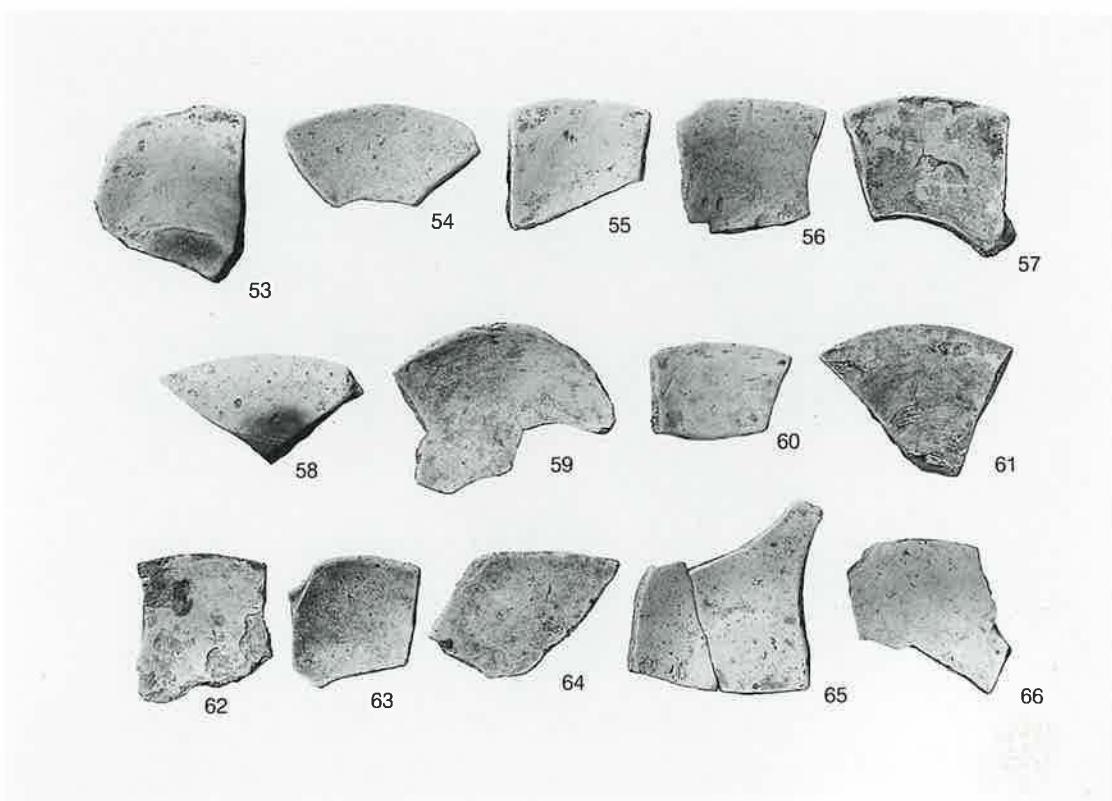
(1)鎌刃城跡出土遺物(壺・甕)



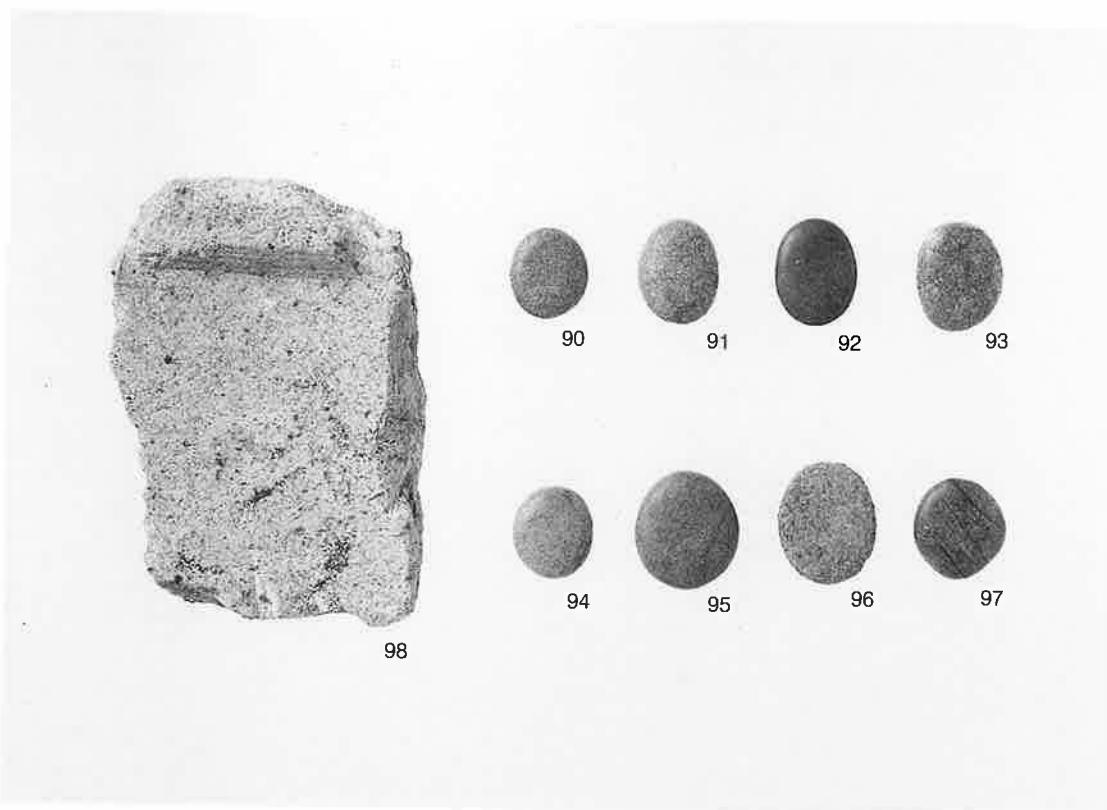
(2)鎌刃城跡出土遺物(擂鉢・陶製品)



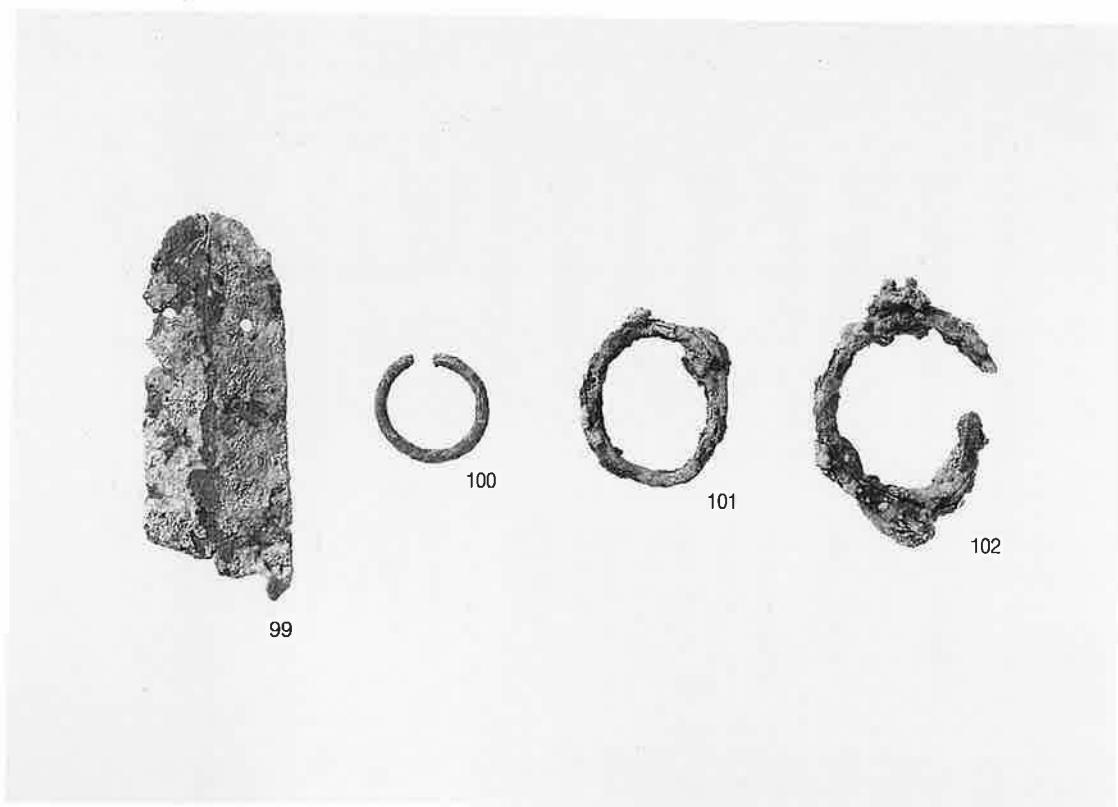
(1)鎌刃城跡出土遺物(土師器皿1)



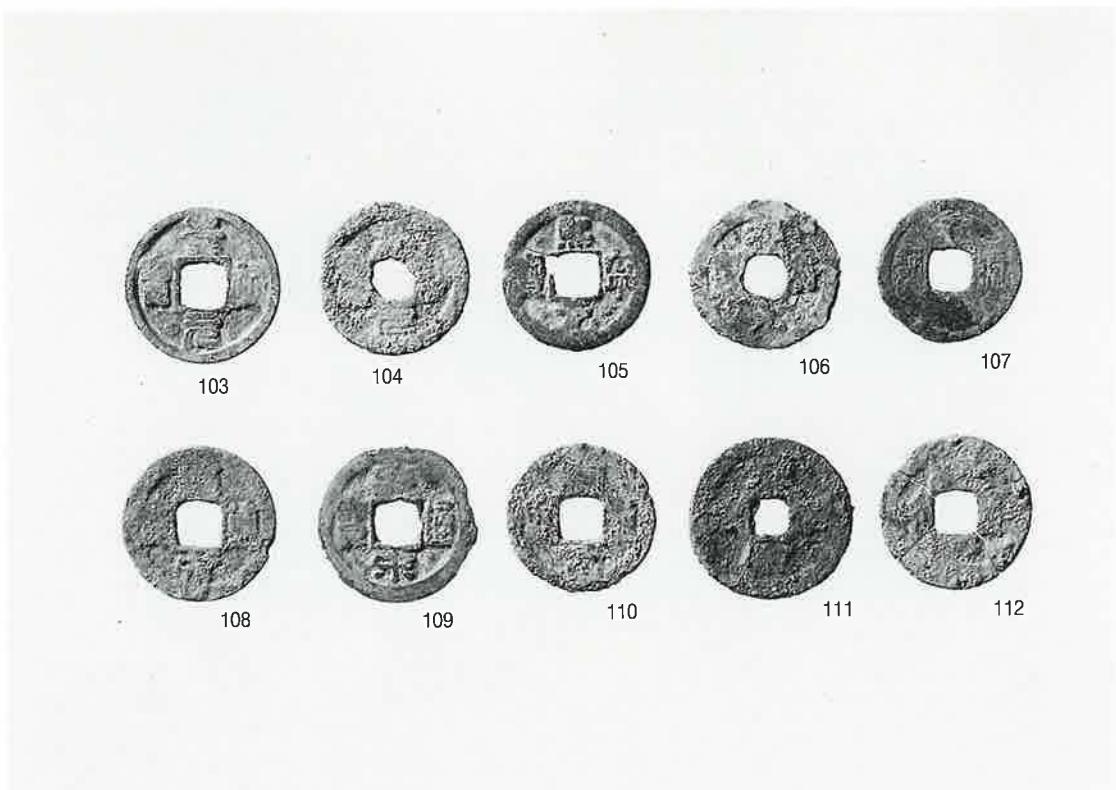
(2)鎌刃城跡出土遺物(土師器皿2)



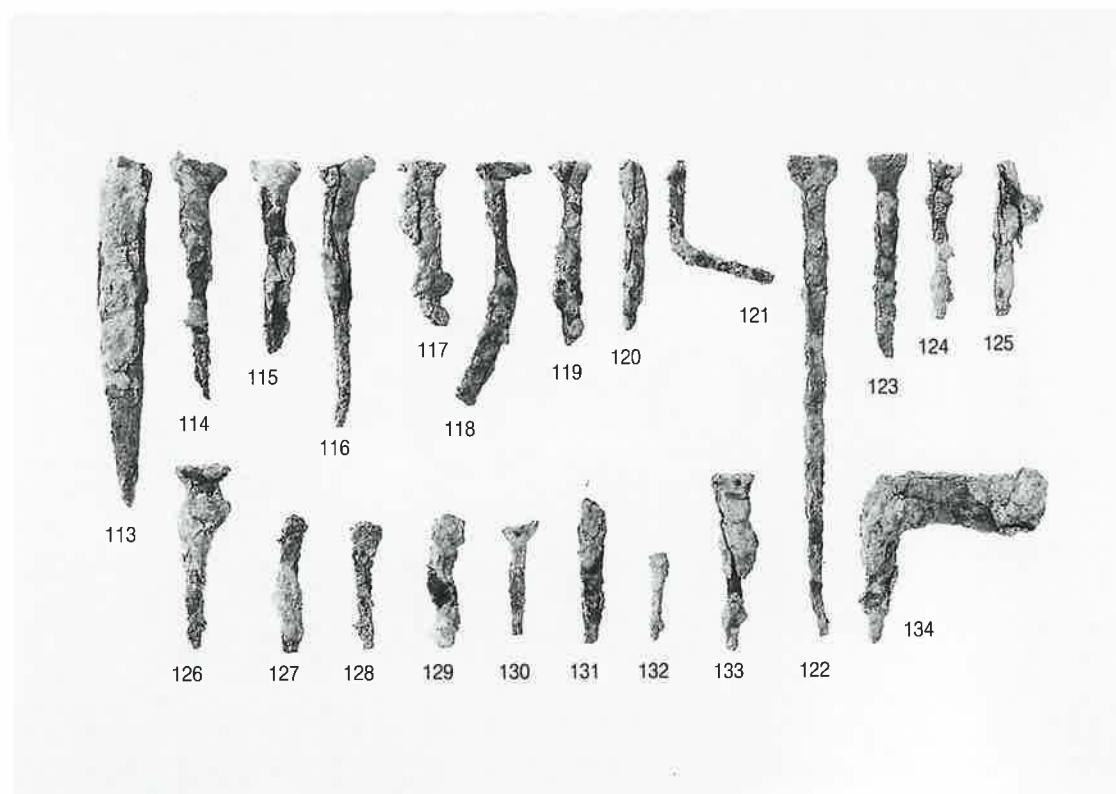
(1)鎌刃城跡出土遺物(石製品)



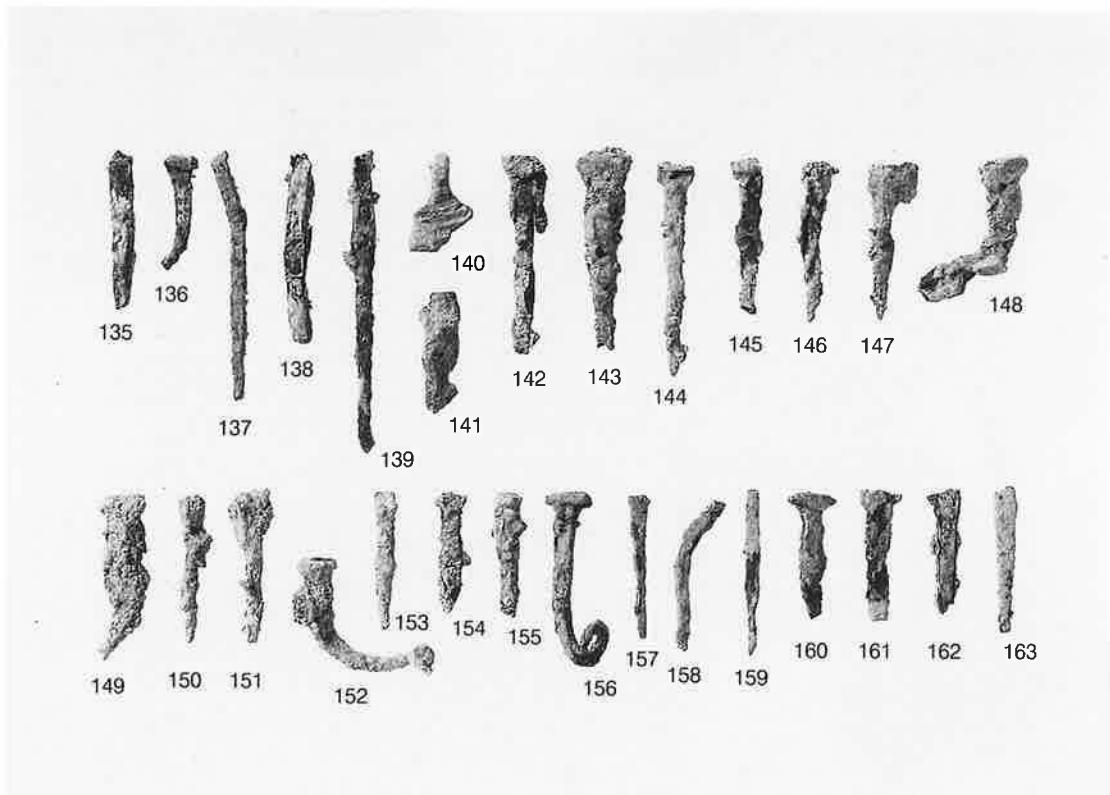
(2)鎌刃城跡出土遺物(金属器)



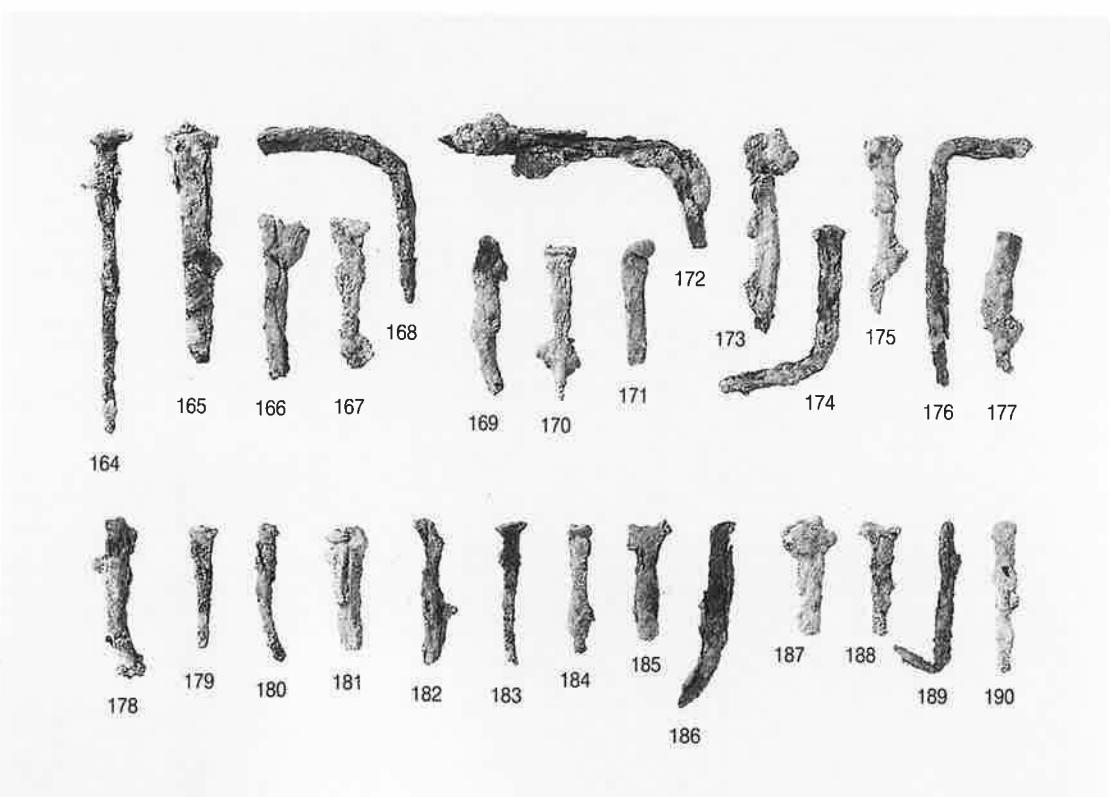
(1)鎌刃城跡出土遺物(錢貨)



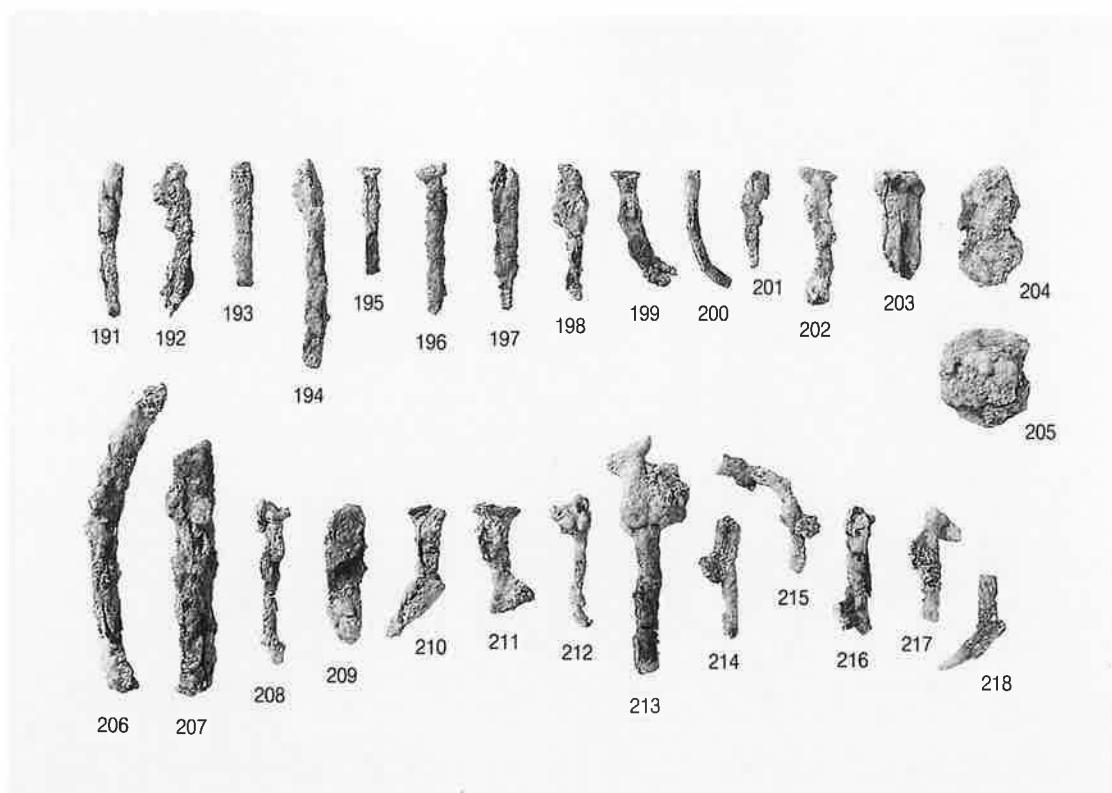
(2)鎌刃城跡出土遺物(鉄釘1)



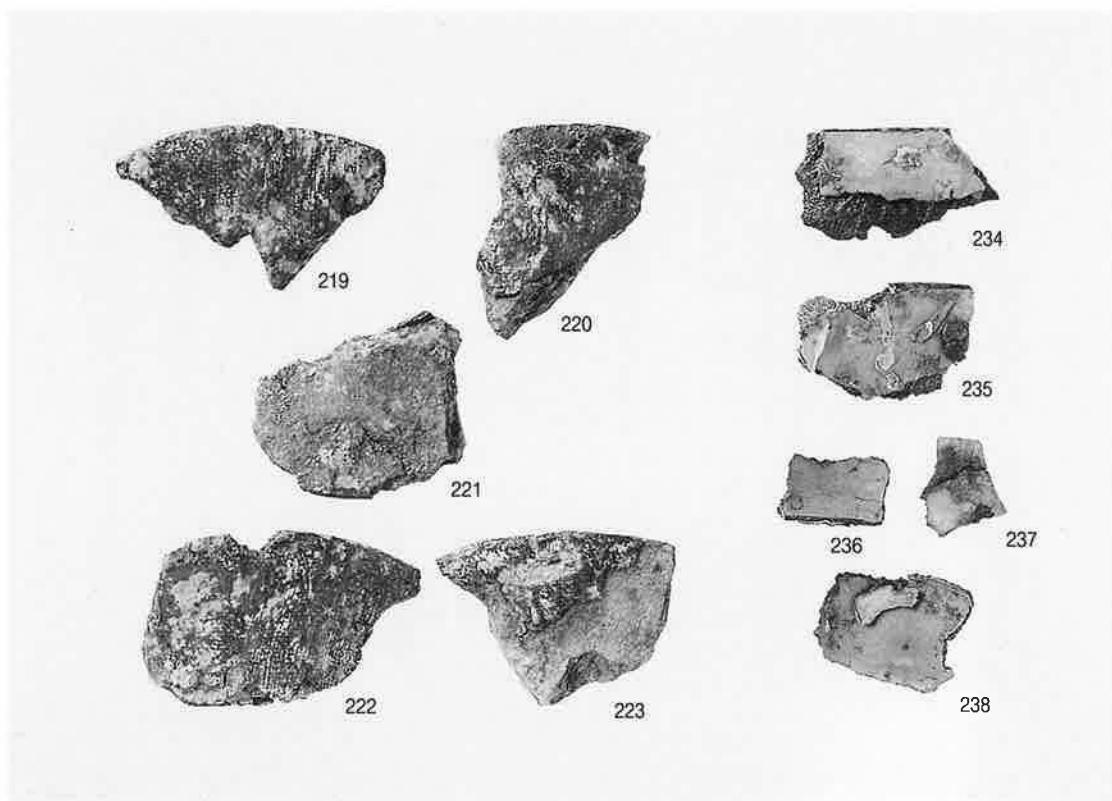
(1)鎌刃城跡出土遺物(鉄釘2)



(2)鎌刃城跡出土遺物(鉄釘3)



(1)鎌刃城跡出土遺物(鉄釘4)



(2)鎌刃城跡出土遺物(木製品・漆器)



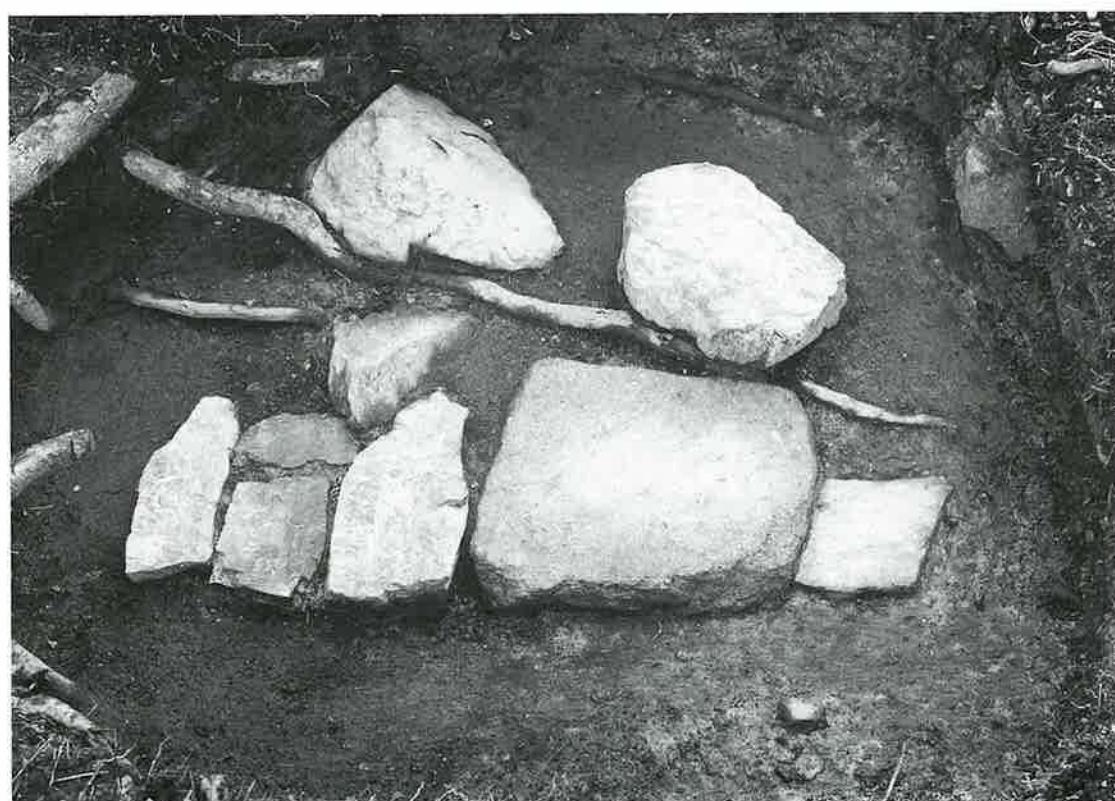
(1)太尾山城南城跡主郭礎石建物SB01



(2)太尾山城南城跡曲輪Ⅱ礎石建物SB02



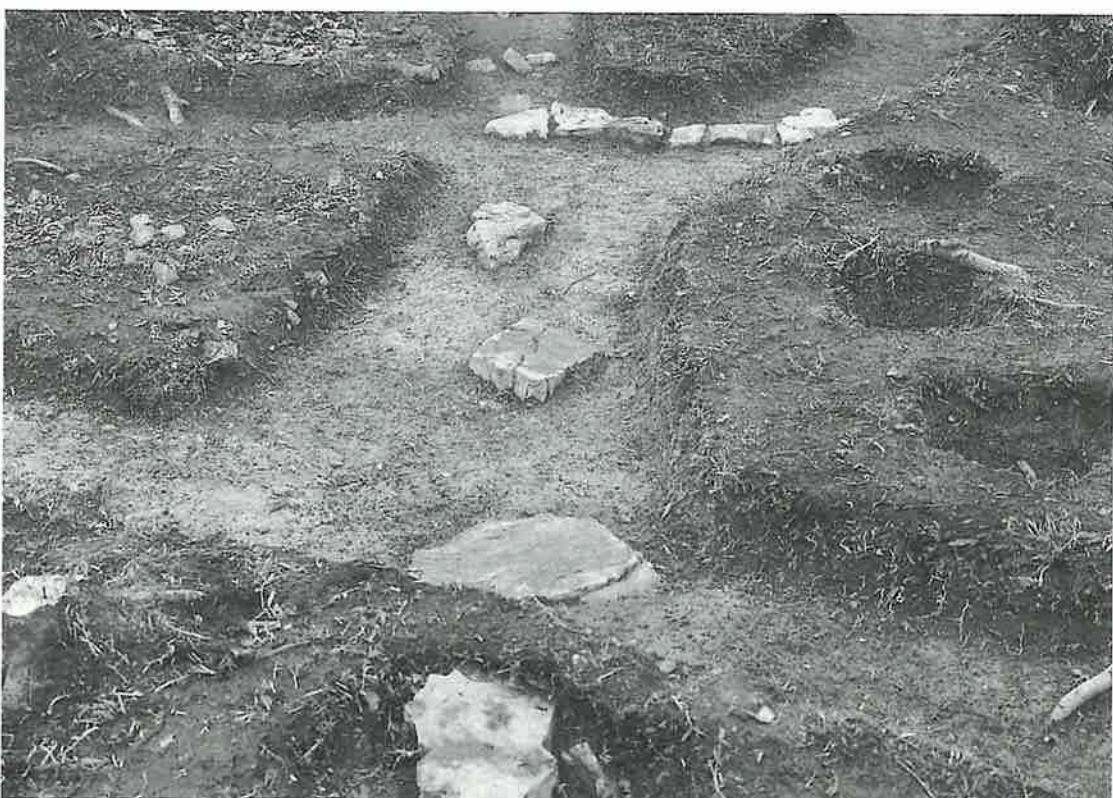
(1)太尾山城南城跡曲輪Ⅱ礎石建物SB02と溝SD01



(2)太尾山城南城跡曲輪ⅡSB02の礎石



(1)太尾山城北城跡曲輪Ⅰ石列と礎石建物SB03(東から)



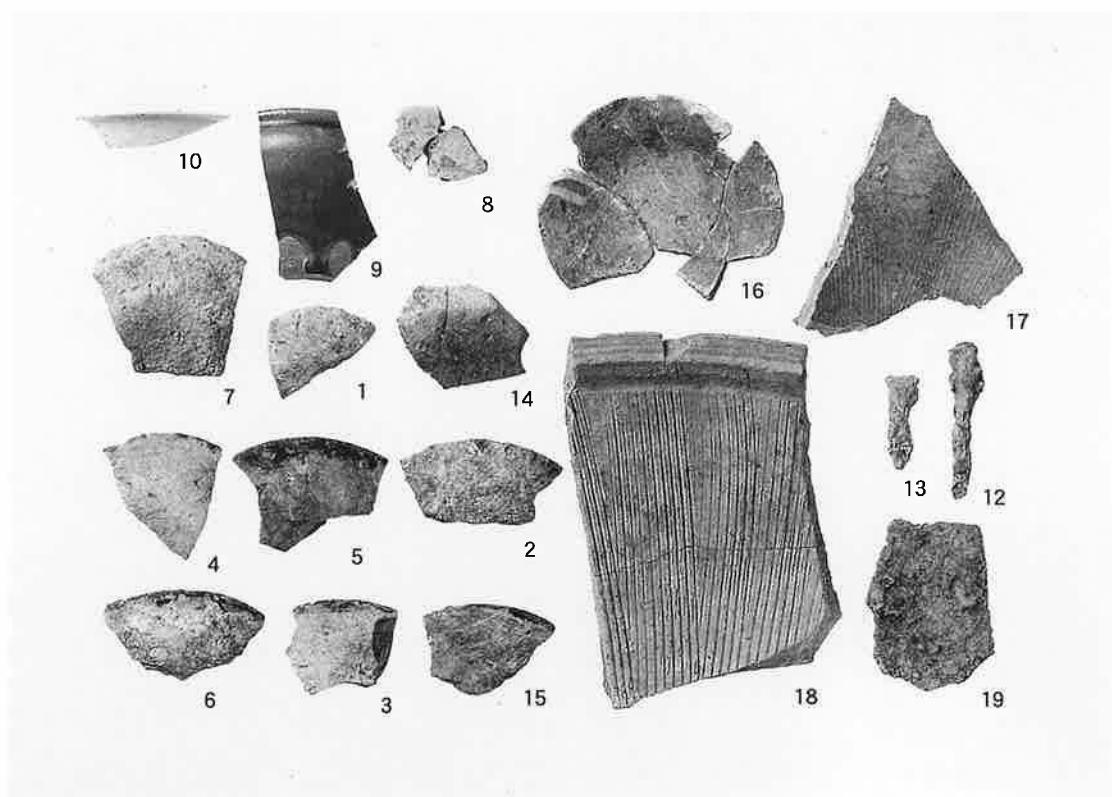
(2)太尾山城北城跡曲輪Ⅱ礎石建物SB04(西から)



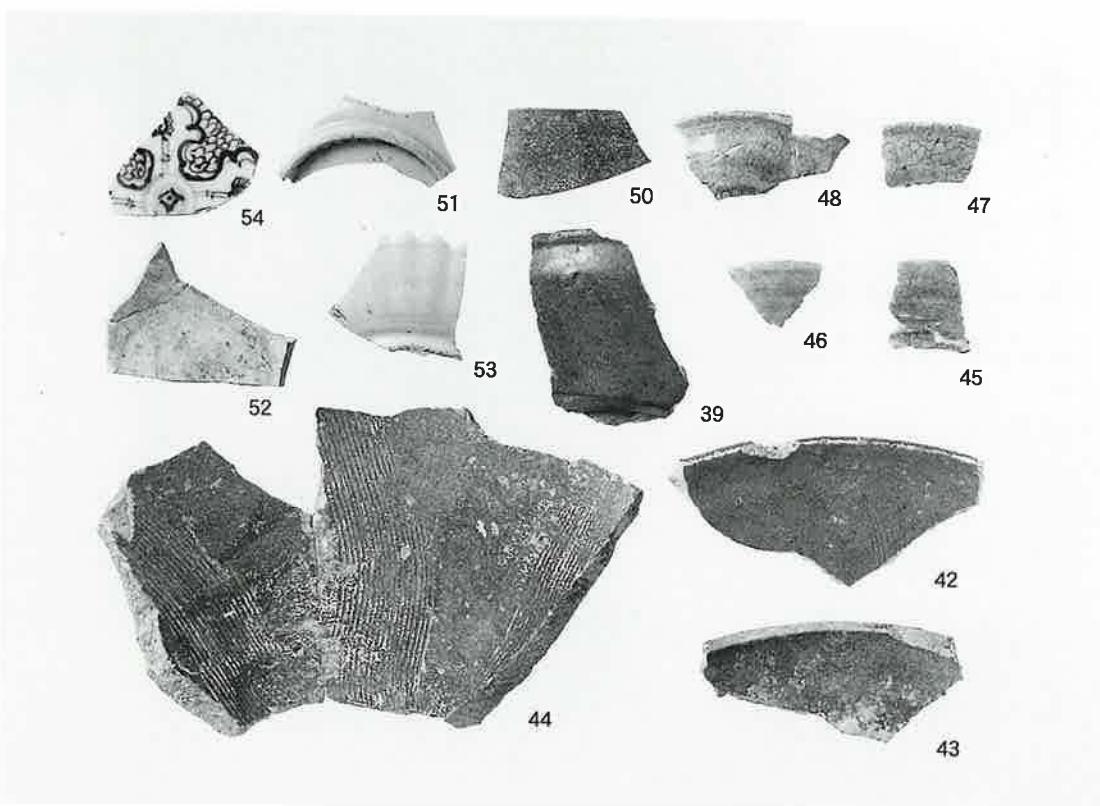
(1)太尾山城北城跡曲輪Ⅱ石列と礎石(北から)



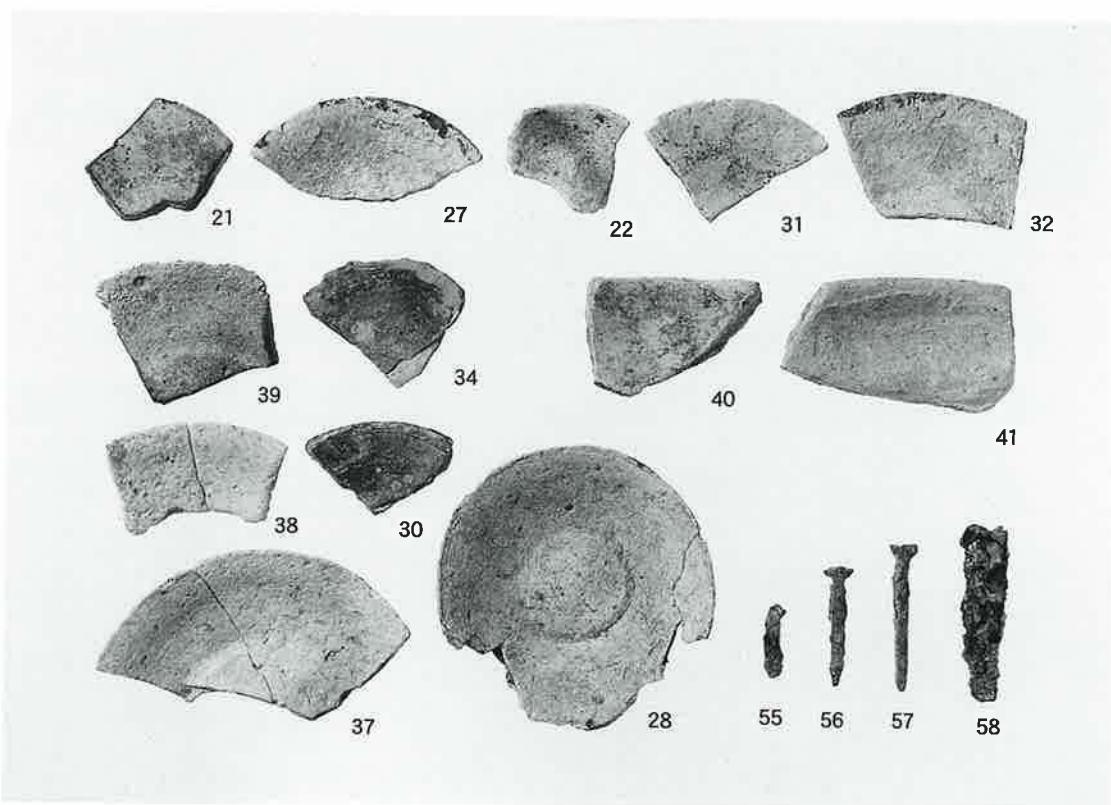
(2)太尾山城北城跡曲輪Ⅱ礎石配置状況(西から)



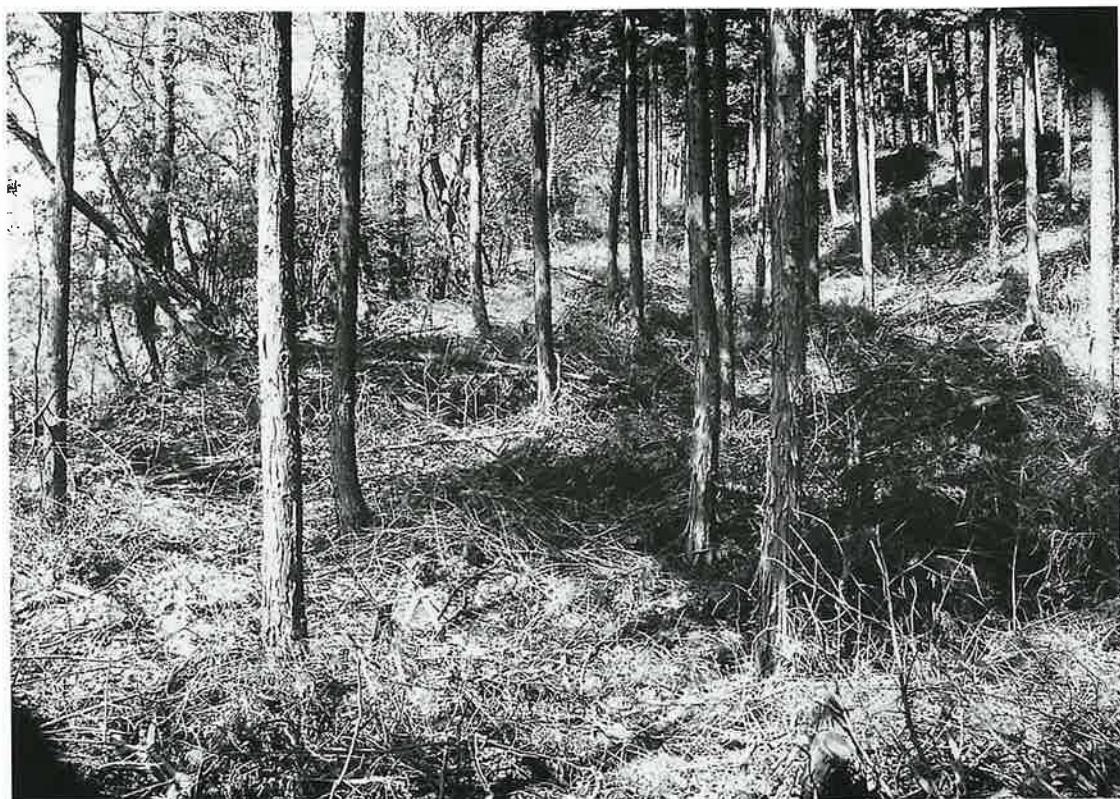
(3)太尾山城南城跡出土遺物



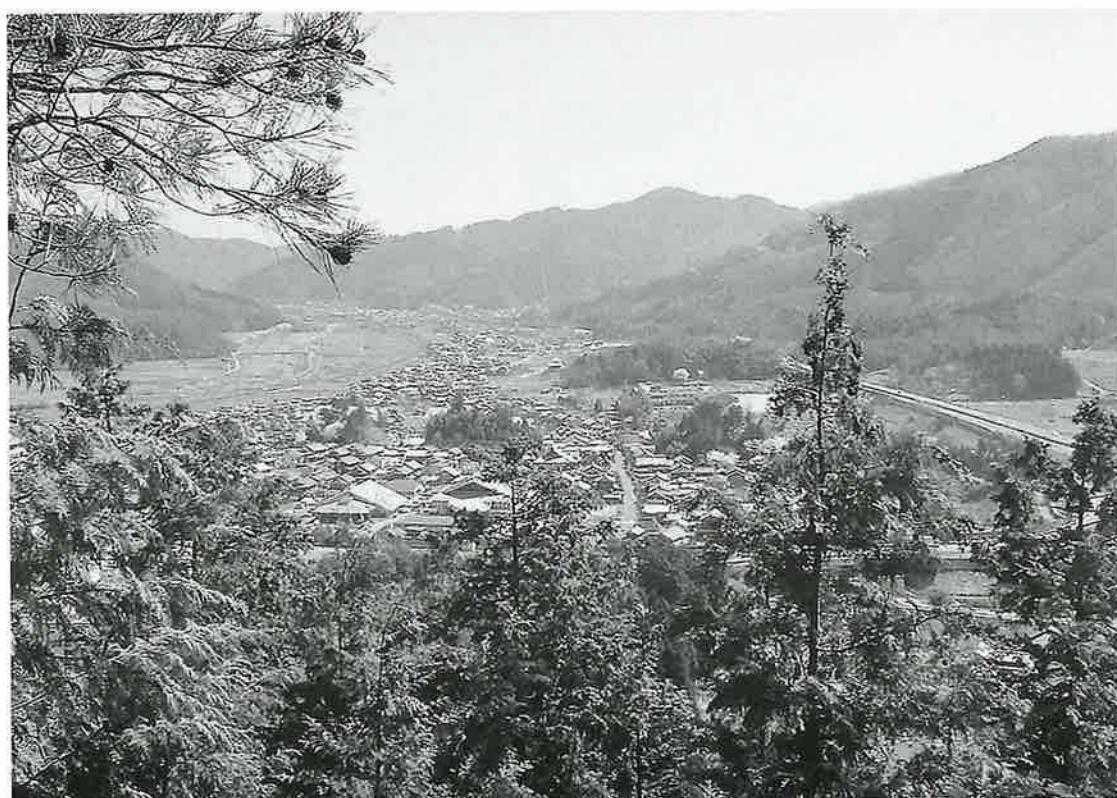
(1)太尾山城北城跡出土遺物1



(2)太尾山城北城跡出土遺物2



(1)地頭山城跡現況(土壘)



(2)地頭山城跡からの眺望(中央が中山道)



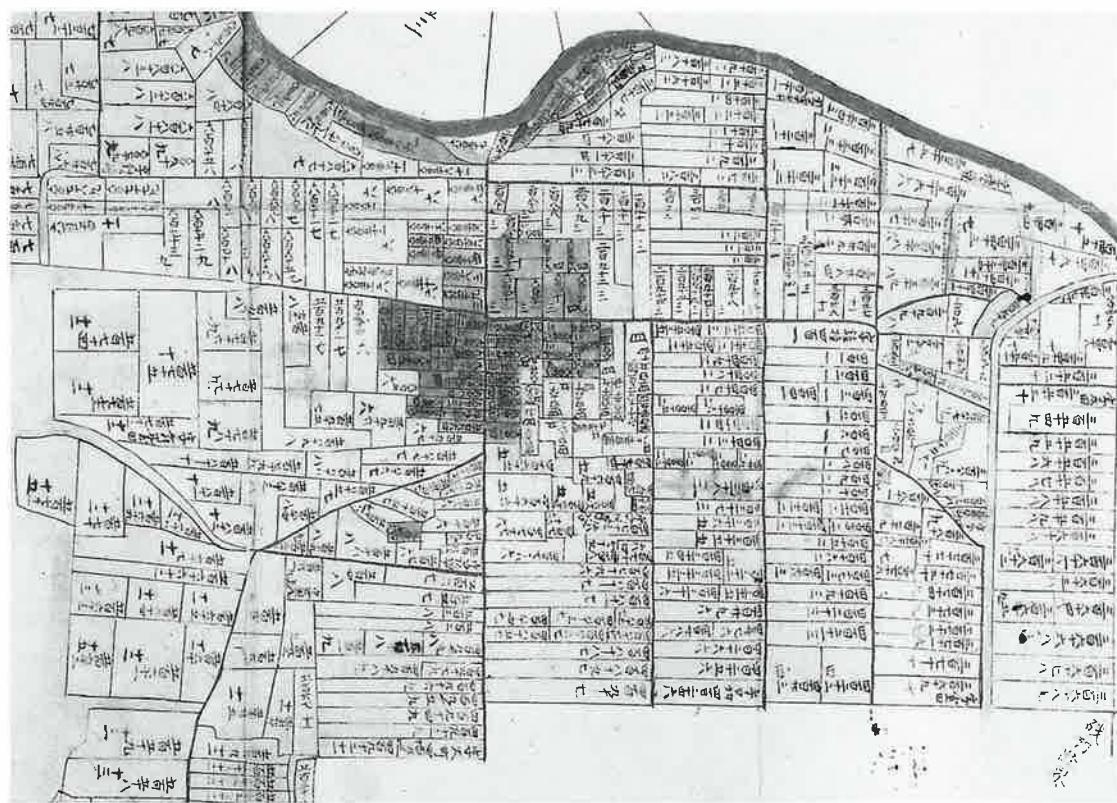
(1)朝妻城跡現況



(2)枝折城跡現況(土壘)



(1)門根村地券惣絵図(明治六年)



(2)梅ヶ原村地位等級縮図(明治十四年)

報告書抄録

ふりがな	まいばらちょうないちゅうせいじょうかんあとぶんぶちょうさほうこくしょ
書名	米原町内中世城館跡分布調査報告書
副書名	
シリーズ名	米原市埋蔵文化財調査報告書
シリーズ番号	1
編著者名	中井均、高畠光昭
編集機関	米原市教育委員会
所在地	滋賀県米原市長岡1206番地
発行年月日	平成18年3月31日
ふりがな 所収遺跡名	かまはじょうあと ふとおやまじょうあと しおりじょうあと じとうやまじょうあと いそやまじょうあと 鎌刃城跡ほか、太尾山城跡、枝折城跡、地頭山城跡、磯山城跡など
ふりがな 所在地	ばんば まいはら しおり みなみみよし いそ 番場ほか、米原、枝折、南三吉、磯など
コード	市町村 252140 遺跡N○.463-060
北緯	35°17'52"
東経	136°18'54"
調査期間	平成10年4月1日～平成18年3月15日
調査面積	1,000m ²
調査原因	分布調査
種別	城館遺跡
主な時代	鎌倉・室町・戦国時代
主な遺構	石垣、礎石建物
主な遺物	貿易陶磁、瀬戸美濃天目茶碗・皿、土師器皿、碁石、鉄釘
特記	米原町内に所在する中世城館跡の詳細な分布調査を実施した結果、町内で15ヵ所の存在を掌握することができた。なかでも残存状況の良好な鎌刃城跡については平成10～14年までの5ヶ年間にわたって発掘調査を実施した。その結果、城域のほぼ全域にわたって石垣が使用されていることが確認できた。また、半地下式(穴蔵)の総柱建物が検出でき、後の天主の祖形と考えられる。遺物では大量の鉄釘が出土しており、相当数の建物の存在したことが判明した。一方、太尾山城跡では平成15～16年の2ヶ年にわたり発掘調査を実施し、小曲輪全体を利用した総柱の礎石建物をはじめ多くの礎石建物が検出できた。

米原市埋蔵文化財調査報告書1
米原町内中世城館跡分布調査報告書

平成 18 年 3 月 25 日印刷
平成 18 年 3 月 31 日発行

発 行 米原市教育委員会
〒521-0292 滋賀県米原市長岡1206番地
TEL 0749-55-8106・FAX 0749-55-4040

印 刷 株式会社 立木印刷
〒521-0035 滋賀県米原市醒井478-1
TEL 0749-54-2662・FAX 0749-54-2923